

資 料 編

1. 阪神・淡路地域活断層調査 …………… 資 1
2. 阪神・淡路大震災に関する記者発表 …………… 資14
3. 原単位方式査定設計書作成基準 …………… 資54
4. 鉄道災害復旧補助制度 …………… 資59
5. 私道災害復旧補助金交付要綱 …………… 資73
6. 都市災害復旧制度の改正 …………… 資77
7. 災害関連港湾環境整備施設災害復旧
事業実施要領 …………… 資82
8. がれき等の災害廃棄物処理 …………… 資86
9. 阪神・淡路震災復興計画（抄）…………… 資90
10. 震災からこれまでの主な出来事…………… 資113

[資料-1]

阪神・淡路地域活断層調査

1. 調査に至る経緯

兵庫県南部地震では、神戸、阪神間に、南北方向に約1km、東西方向に約20kmにわたり、「震災の帯」といわれる震度7の激震地域が現れるという非常に特異な現象が生じた。この原因については、震災以降、激震地域の直下に未知活断層の存在説や、地盤条件による地震波の増幅説等さまざまな学説が発表されたものの、この地域の地質、地盤情報が不足していたため、地盤構造は明らかにされていなかった。

県土木部では、平成2年度から「兵庫の地質」（兵庫県内の地質図と約500ページの解説書）の作成を行っていたが、「兵庫の地質」においても、この地域は白地のままであり、今後進めていく復興計画事業の実施や防災対策の立案にあたり、これらの地域の地質、地盤について調査する必要性を感じた。

そこで、余震もまだおさまらぬ平成7年2月3日、六甲山を中心とした第四紀地殻変動の研究をライフワークとされており、「兵庫の地質」編纂委員長でもある藤田和夫大阪市立大学名誉教授に調査への協力を依頼したところ、ご快諾いただき、阪神・淡路地域活断層調査の着手を決定した。

2. 調査の概要

調査は、地質・地盤構造を解明するための現地調査業務と、既存資料を収集するとともに現地調査結果を考察する総括業務の2通りに分けて行った。また、総括業務の実施にあたっては、藤田和夫先生を委員長とし、地形、地質、活断層、地震、地盤等、専門分野の違う第一線の研究者から構成する「阪神地域活断層調査委員会」を平成7年5月25日に発足させた（表-1）。

表-1 「阪神地域活断層調査委員会」の構成員

<p>(委員)</p> <p>○足立 紀尚 京都大学工学部教授</p> <p>江川 良武 建設省土木研究所地質官</p> <p>尾池 和夫 京都大学大学院理学研究科教授</p> <p>岡田 篤正 京都大学大学院理学研究科教授</p> <p>小林 文夫 兵庫県立人と自然の博物館部長、姫路工業大学教授</p> <p>高田 至郎 神戸大学工学部教授</p> <p>田中 泰雄 神戸大学工学部助教授</p> <p>中川 康一 大阪市立大学理学部教授</p> <p>◎藤田 和夫 断層研究資料センター理事長、大阪市立大学名誉教授</p> <p>松田 時彦 熊本大学理学部教授、東京大学名誉教授</p> <p>志道 行雄 兵庫県土木部長</p> <p>(協力委員)</p> <p>岩崎 好規 (財)大阪土質試験所長</p> <p>竹村 恵二 京都大学大学院理学研究科助教授</p> <p>藤田 崇 大阪工業大学教授</p> <p>藤井 友竝 建設省近畿地方建設局企画部長</p>	<p>(専門)</p> <p>地盤力学</p> <p>前地震予知連絡会事務局長</p> <p>地震学</p> <p>地形学、第四紀学</p> <p>構造地質学</p> <p>構造力学、耐震工学</p> <p>土質力学</p> <p>地質力学</p> <p>構造地質学</p> <p>構造地質学</p> <p>地盤動力学</p> <p>第四紀地質学</p> <p>応用地質学</p>
<p>(五十音順) ◎委員長 ○副委員長</p>	

(1) 現地調査の概要

現地調査は、調査測線の地質構造の概要を把握する反射法地震探査と、地質の層序や年代等を確定するためのボーリング調査を組み合わせで行った。

反射法地震探査は、人工地震により地表で発生させた波が、地下にはいると地層境界（伝播速度や密度の異なる地層の境界）で反射して地表に戻ってくるという性質を利用し、地下の構造を探る調査であり、この探査によって地質構造の枠組を把握することが可能となる（写真－1）。本調査では、六甲山南麓から大阪湾にかけてのエリアにおいて、7測線合計約80kmで反射法地震探査を実施した（図－1）。

しかし、反射法地震探査だけでは、地下構造のおよその形状はわかっても、それを構成している地層の中身（堆積層の区分や層順など）がわかるわけではないため、これを補完するためにボーリング調査を実施している。反射法地震探査で得られた反射断面にボーリング調査等の地質情報を重ね合わせることで地下深部の構造が明らかになる（図－2）。本調査では、神戸市灘区の摩耶埠頭において深さ 580mのボーリングを実施した。

また、表層地盤と今回の地震被害の関係をみるため、神戸市東灘区内と淡路島北淡町富島地区内において、被害の大きかった地点と少なかった地点の2地点でそれぞれ20～125mのボーリングも実施した。



写真－1 反射法地震探査実施（バイブレーターによる人工地震発生）状況

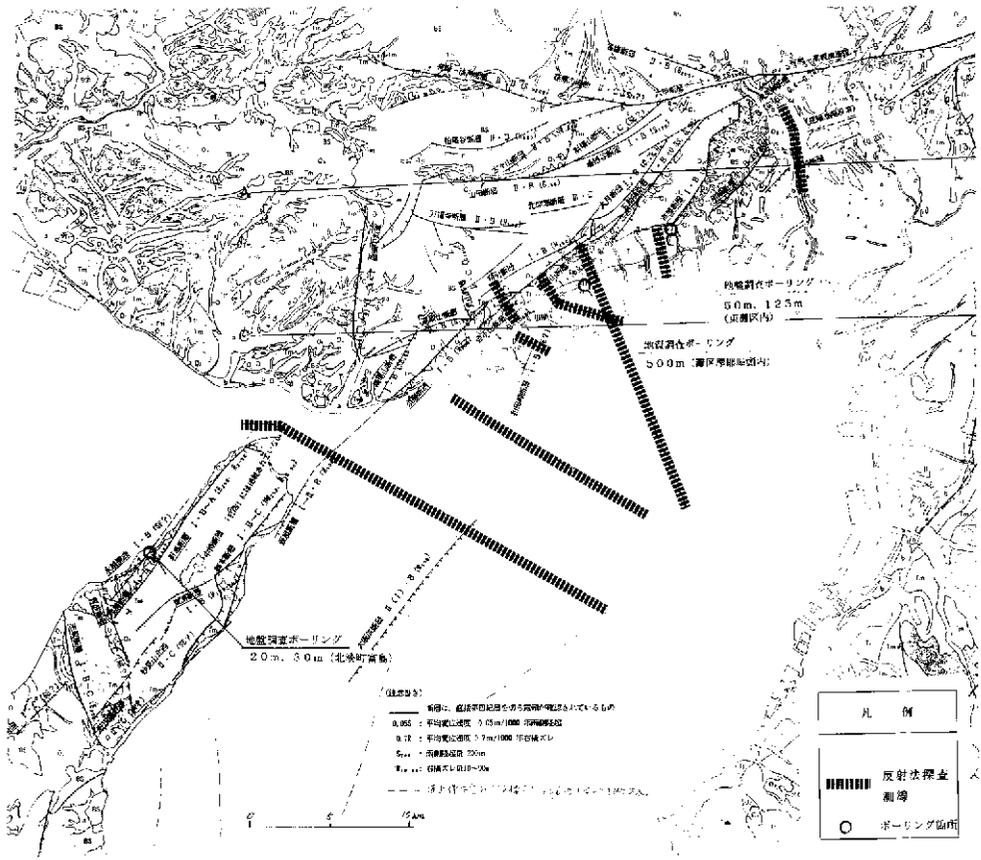
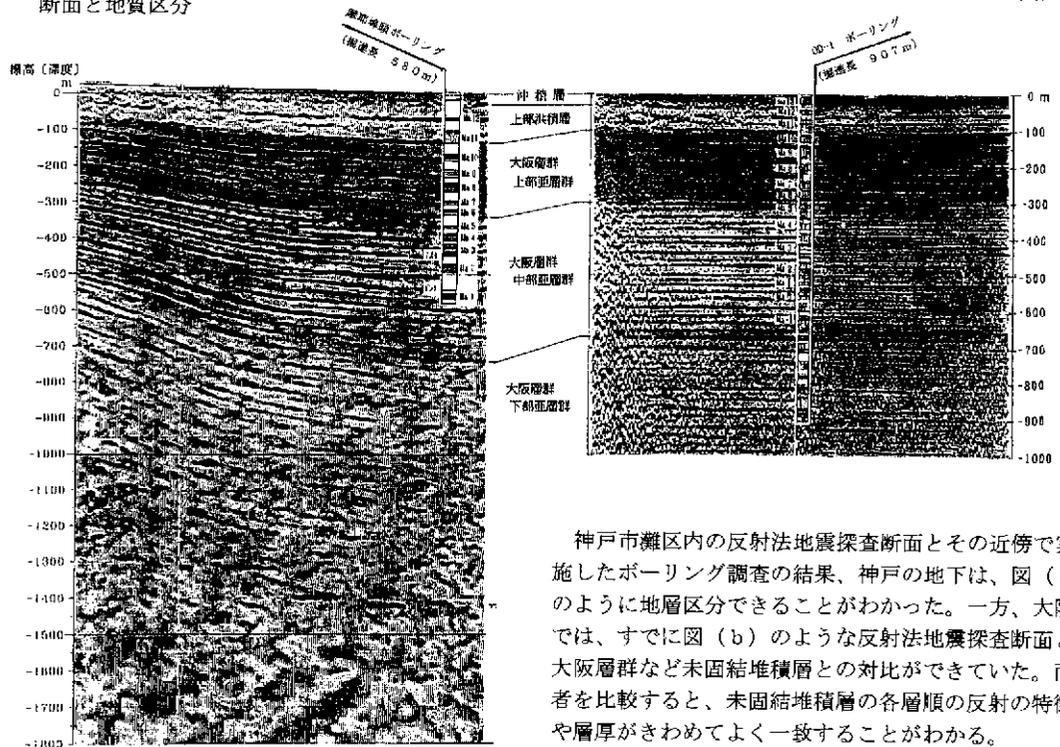


図-1 現地調査の実施箇所

(a) 神戸・阪神地域の標準となる反射法地震探査断面と地質区分

(b) 大阪湾岸部の反射法地震探査断面と地質区分



神戸市灘区内の反射法地震探査断面とその近傍で実施したボーリング調査の結果、神戸の地下は、図(a)のように地層区分できることがわかった。一方、大阪では、すでに図(b)のような反射法地震探査断面と大阪層群など未固結堆積層との対比ができていた。両者を比較すると、未固結堆積層の各層順の反射の特徴や層厚がきわめてよく一致することがわかる。

図-2 反射法地震探査結果とボーリング調査結果の対応状況

(2) 総括業務の概要

これまで、地盤情報が整理されていなかった阪神地域について、既存のボーリング約 1,500本の資料収集を行い、他機関の調査資料や現地調査の結果を参考に、表層地盤の土質区分や層厚など地盤特性の把握を行った。また、業務の進捗に合わせて委員会を補佐するために、地震・活断層部会、地盤部会を設け、それぞれ深層構造、浅層構造の解明に向けた情報交換や専門的協議の場とした。

(3) 調査の結果

「阪神地域活断層調査委員会」は、計4回開催されたが、委員会の終了後に毎回、藤田委員長から調査結果について記者発表を行い、地震や活断層、地盤等について一般県民にできるだけわかりやすく解説することに力をいれてきた。以下、平成8年3月25日の最終委員会終了後に発表した「調査結果の総括について」を紹介する。

表-2 「阪神地域活断層調査委員会」の活動の記録

日 時	内 容 等
平成 7年 5月 9日	プレ委員会
5月25日	第1回委員会
6月 7日	第1回地震・活断層部会
6月23日	第1回地盤部会
7月18日	第2回地盤部会
7月28日	第2回地震・活断層部会
9月 7日	第3回地盤部会
9月22日	第3回地震・活断層部会
10月12日	第2回委員会
11月27日	第4回地震・活断層部会
12月 7日	第4回地盤部会
12月20日	ボーリング調査現地検討会
12月27日	第5回地震・活断層、地盤合同部会
平成 8年 1月19日	第6回地盤部会
2月12日	第6回地震・活断層部会
2月16日	第3回委員会
3月25日	第4回委員会（最終）

「調査結果の総括について」

1996. 3. 25 阪神地域活断層調査委員会委員長 藤田 和夫

「阪神地域活断層調査委員会」では、1995年5月の発足以来、地下深部構造や地盤の状況を把握するため、反射法地震探査、ボーリング等の現地調査を実施するとともに、既存資料の収集・整理や地形・地質調査を進めるほか、これらについて4回の委員会と10数回にわたる専門部会等で協議・検討を行った。

今回の調査は、活断層、地形・地質、地盤、地震等、専門分野の違う第一線の研究者が一同に会し、現地調査の速報データ等をもとに理学、工学の専門領域を越えてさまざまな議論ができたという点で、特に有意義であった。この結果、これまで未解明といわれた神戸・阪神地域の地下の状況を、いち早く把握するとともに、学術的にも価値の高い貴重なデータを数多く集めることができた。ここに、委員会として、以下のような成果を総括する。

◎概ね判明した神戸・阪神地域の地下構造

今回実施した総延長80kmにわたる反射法地震探査の結果、神戸・阪神地域の基盤の深さ、形状、その上を覆う堆積層の厚さ、構造等が概ね判明した。また、あわせて実施した3本の調査ボーリングから、地層区分、堆積年代、工学的性質など、堆積層の概要が明らかになった。特に、神戸市灘区の摩耶埠頭で実施した深度580mに達するボーリングは、神戸・阪神地域における、初めての大深度ボーリングであり、地下構造を解き明かす貴重な資料となった。

これらの調査結果と、これまで積み重ねられてきた地質や地形の調査成果などから、この地域の直下に伏在している地質構造、特に活断層の全体像が概ね把握できた。これらは、陸域部（六甲山麓部、淡路島）から海域部（大阪湾）に至る9つの各断面（図-3(B))に示すように、地下深部の花崗岩を主とする基盤の変形や変位に伴い、その上を覆っている厚い堆積層が数百～数千mにわたって大きく^{たわ}れ曲がる構造となっている。

この堆積層は、「大阪層群」と呼ばれている未固結の粘土層や砂礫層の互層からなる非常に厚いもので、地表から基盤までの深さが山裾付近で400m～1000m、海岸部付近で1200m～1900m、さらに、大阪湾中央部で約3000mに達していることは、特筆される新事実である。

私たちは、野島断層のように、地表に明瞭に段差を出現した断層に目を奪われがちであるが、神戸・阪神地域の市街地では、地下深部の基盤の断層が、過去数百万年にわたる活動により、それを被覆する堆積層の撓みや傾きをもたらし、さらに、地表にゆるやかな傾斜をつくっていることに注目すべきである。

現時点では、これら地下深く伏在する基盤面の段差とそれに引きずられて地層全体が撓み曲がる構造を、平面的に明確な「線」や「ゾーン」として表示することは困難であるが、主な断層系の連続性については、図-4のように考えられる

ことがわかった。

図-3(B)に示す断面のうち、明石海峡から大阪湾に至る東西断面を拡大したものを図-3(C)に示した。この断面において、典型的に活断層の諸性質が表れている。この断面の西側が明石海峡であり、その西端で、野島断層が表れている部分は、淡路島西岸の基盤岩の上を薄く堆積層が覆っている部分で、基盤の断層が、直接、地表に段差をもたらすのに好条件を備えている。これに対して、大阪湾断層の部分は、1000mにおよぶ大規模な段差が生じているが、それを覆う2000mないし3000mに達する厚い堆積層は、その段差に応じて撓んでいる。このような部分を「撓曲」と呼んでいるが、これも断層構造の一部と見なすべきである。

ここで注意しなければいけないことは、この撓曲が、地層の堆積した後に一挙に撓んだものではないということである。これは、撓曲の下部から上部へ変形のし方が変わっていることでもわかるように、断層運動が進行するなかで次第に地層が堆積していったと考えられる。一見、下部の地層の変形の方が大きく、上部の地層ほどゆるやかに見えるので、あたかも断層運動は、新しい時代に小さくなっているように見える。断層運動の大きさは、垂直方向に関していえば、断層を

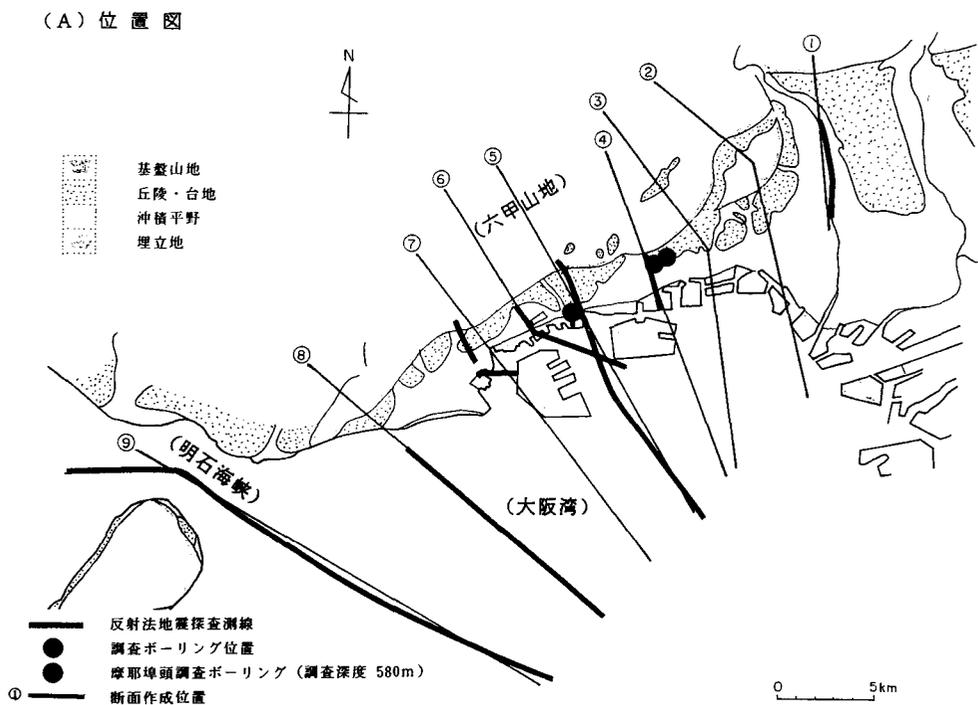


図-3 (A) 神戸・阪神地域の地質断面位置図

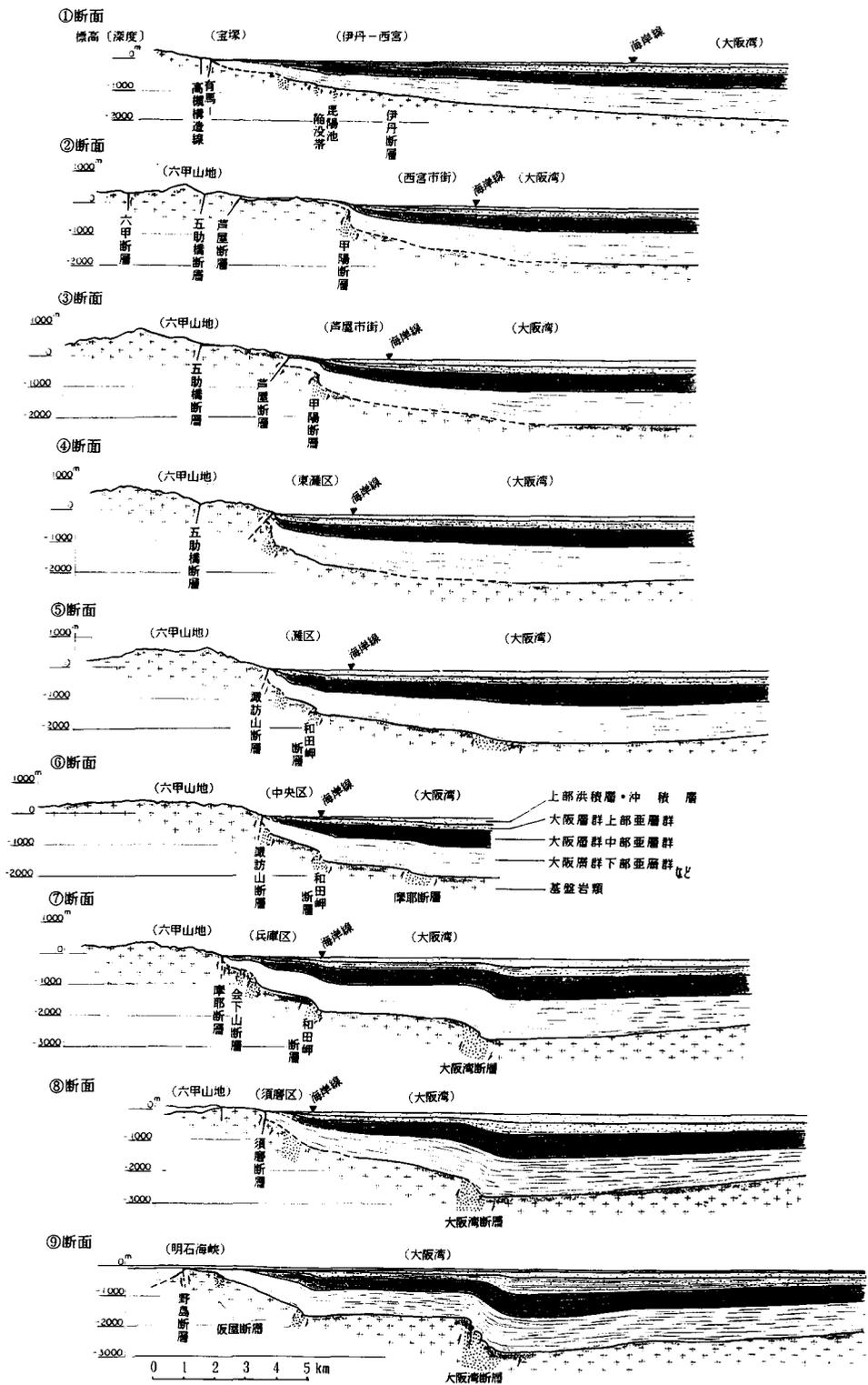


図-3(B) 神戸・阪神地域の地質断面 (A)の番号と対応)

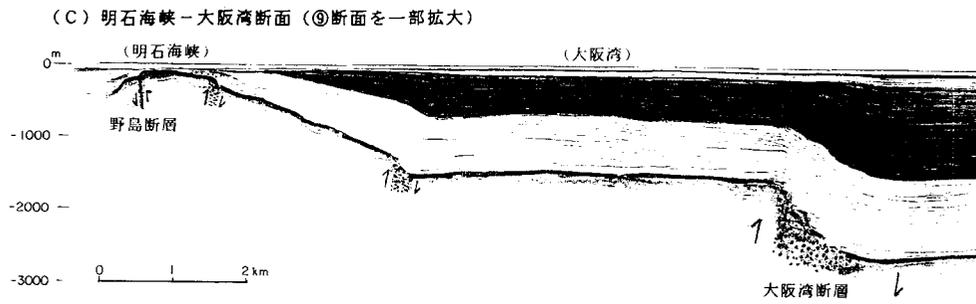
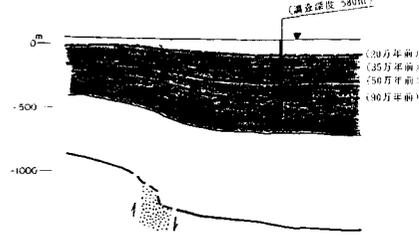


図-3 (C) 神戸・阪神地域の地質断面 (A)の番号と対応)

(D) 伏在活断層をはさむ地層の変位
[都賀川にそう断面 (⑤断面) の例]



(E) 伏在活断層をはさむ地層の変位
[新生田川にそう断面 (⑥断面) の例]

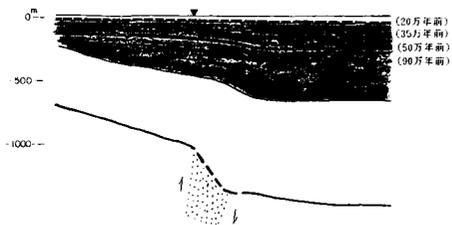


図-3 (D) 神戸・阪神地域の地質断面

図-3 (E) 神戸・阪神地域の地質断面

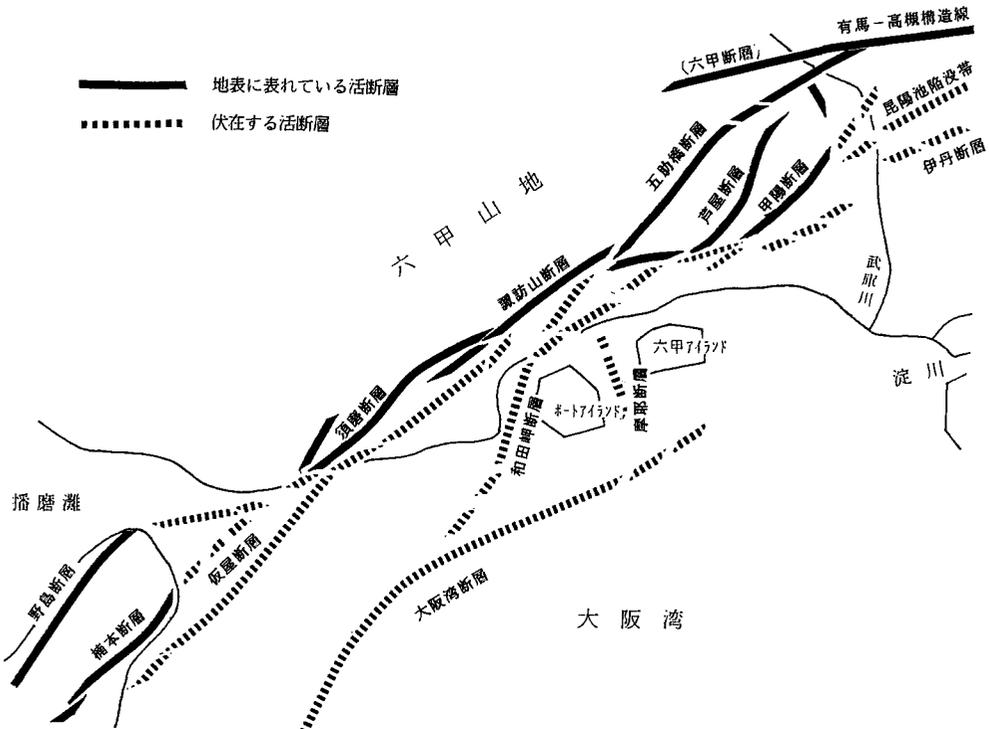


図-4 神戸・阪神地域の主な活断層系の概念図

はさんで、同一時期の地層がどれだけ変位しているかによって把握できる。たとえば、図-3(D)の断面に現れた断層については、断層運動の平均変位速度（垂直成分）は、約50万年前あたりを境に、新しい時代ほど大きな傾向が出ている。一方、図-3(E)の断面に現れた断層は、その逆に約50万年前あたりを境に、新しい時代ほど小さくなる傾向が見られる。しかし、これらの断層が、野島断層で今回確認されたような水平成分の動きを伴っている可能性もあり、現時点ではこの水平成分の動きが十分読みとれないことを念頭におくことも必要である。

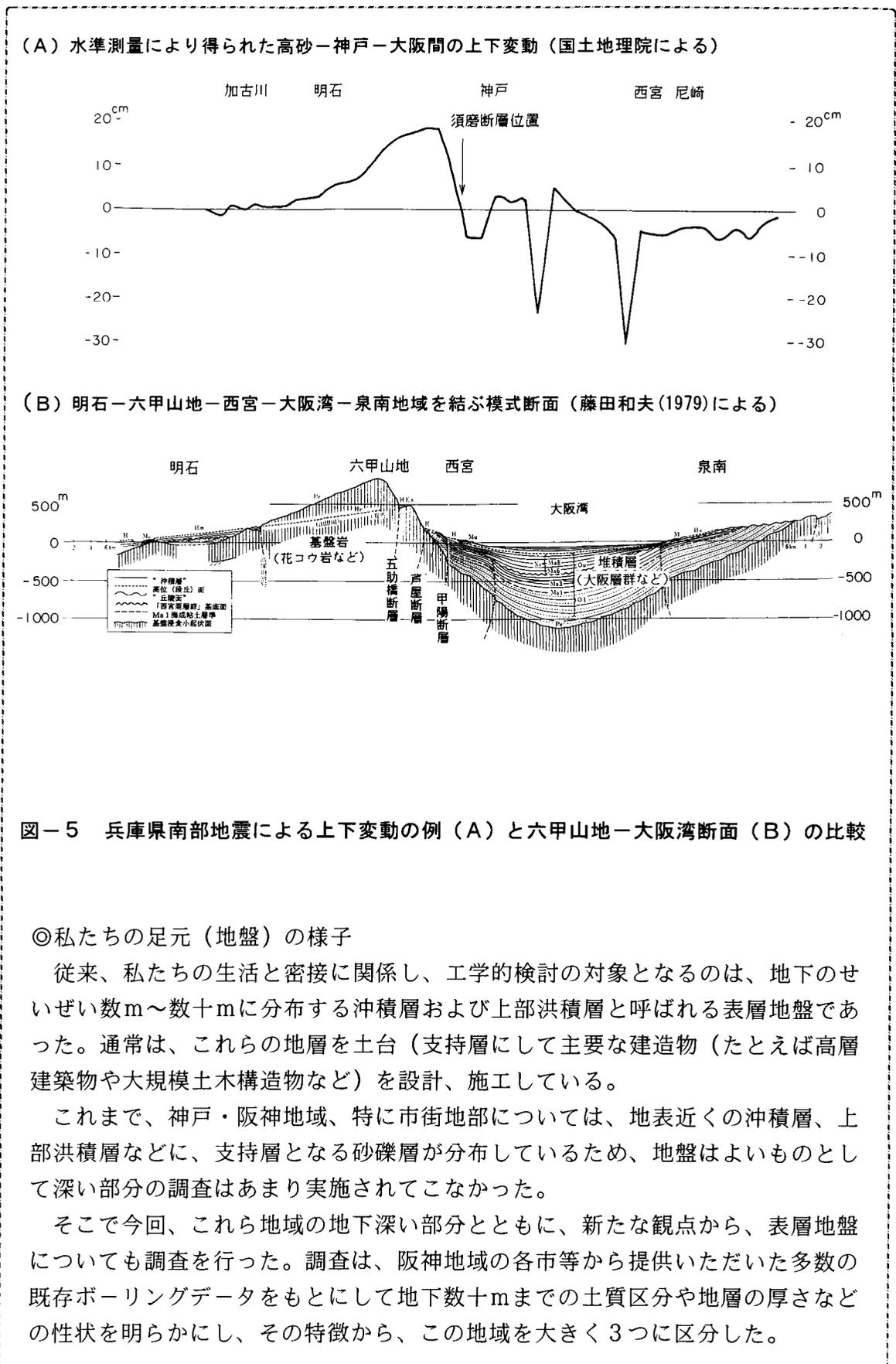
このように、神戸・阪神地域の市街地部に伏在する活断層は、野島断層のように、地表に明瞭な段差を生じさせるイメージではなく、基盤とともに厚い堆積層が全体的に大きく撓み曲がる構造となっている。また、活動時期についても、それぞれの断層によってその活動の履歴は多様であろうと思われる。

◎地震後にわかった大地の動き（淡路島が動き、六甲山は高くなった）

淡路島では、野島断層を境にして、地面が大きく水平、上下にずれ動いているが、これが今回の地震で確認された唯一の地震断層といわれている。これに対し、神戸側でも市街地を含め広範囲に、地割れや小さなズレを伴う亀裂が生じている。これらについては、地震断層の一部であるとする考え、地盤が激しく振動したため生じたとする考え等があり、専門家の間でも、その成因については、必ずしも見解が一致しているわけではない。しかしながら、地震直後の余震分布から見ても、神戸側の複数の断層も地下で活動したことは、ほぼ間違いないといわれている。

震災後に行われた国土地理院による水準点の測量結果では、地震前後で地表面の変動が見事に捉えられ、六甲山の頂上が地震後で約12cm高くなるなど、広い範囲で地殻変動があったことがわかっている。図-5(A)は、地震前後の六甲山地の延長を横断する高砂から尼崎に至る東西断面での垂直変位を示しているが、現在の地形横断面（図-5(B)）と、みごとに相似している。このことは、今回の地震を伴う変動が、これまでの長い歳月をかけて現在の六甲山を形つくりしてきた地殻変動の一環であったことを示唆している。言い換えれば、変動前には、基盤が露出する平原状であったこの地域が、今回のような地震を数多く繰り返してきた結果として、現在の六甲山の隆起や大阪湾の沈降を含む地形を形成してきたのではないかということである。

今回の調査で概ね把握できた各断層の連続性については、模式図的に、図-4に示したが、これら断層がそれぞれ兵庫県南部地震でどう活動したかについては、なおその細部は不明な点が多いが、東西圧縮という応力場のなかで、野島断層から六甲の断層系に至るいくつかの断層が関連し合いながら活動し、地域全体に地殻変動を引き起こしたものと見られる。



図－5 兵庫県南部地震による上下変動の例（A）と六甲山地－大阪湾断面（B）の比較

◎私たちの足元（地盤）の様子

従来、私たちの生活と密接に関係し、工学的検討の対象となるのは、地下のせいぜい数m～数十mに分布する沖積層および上部洪積層と呼ばれる表層地盤であった。通常は、これらの地層を土台（支持層にして主要な建造物（たとえば高層建築物や大規模土木構造物など）を設計、施工している。

これまで、神戸・阪神地域、特に市街地部については、地表近くの沖積層、上部洪積層などに、支持層となる砂礫層が分布しているため、地盤はよいものとして深い部分の調査はあまり実施されてこなかった。

そこで今回、これら地域の地下深い部分とともに、新たな観点から、表層地盤についても調査を行った。調査は、阪神地域の各市等から提供いただいた多数の既存ボーリングデータをもとにして地下数十mまでの土質区分や地層の厚さなどの性状を明らかにし、その特徴から、この地域を大きく3つに区分した。

これらの概要は以下のとおりである（図-6）。

①尼崎～西宮東部（臨海部）地域

軟らかい海成粘土層を含む沖積層とその下に粘土と砂礫の互層から成る上部洪積層が分布する。

②伊丹～宝塚南部地域

①に比べ、沖積層が薄く、上部洪積層が地表近くに分布する。

③西宮西部～神戸地域

海岸部では、①とほぼ同じ地層であるが、市街地部では急激に砂礫主体の地層に変化する。

このように、この3つの地域では、表層地盤の特性に違いがあることから、地震時には、それぞれの地域ごとに異なった、地盤の揺れやすさ、揺れにくさの特徴を示すものと思われる。

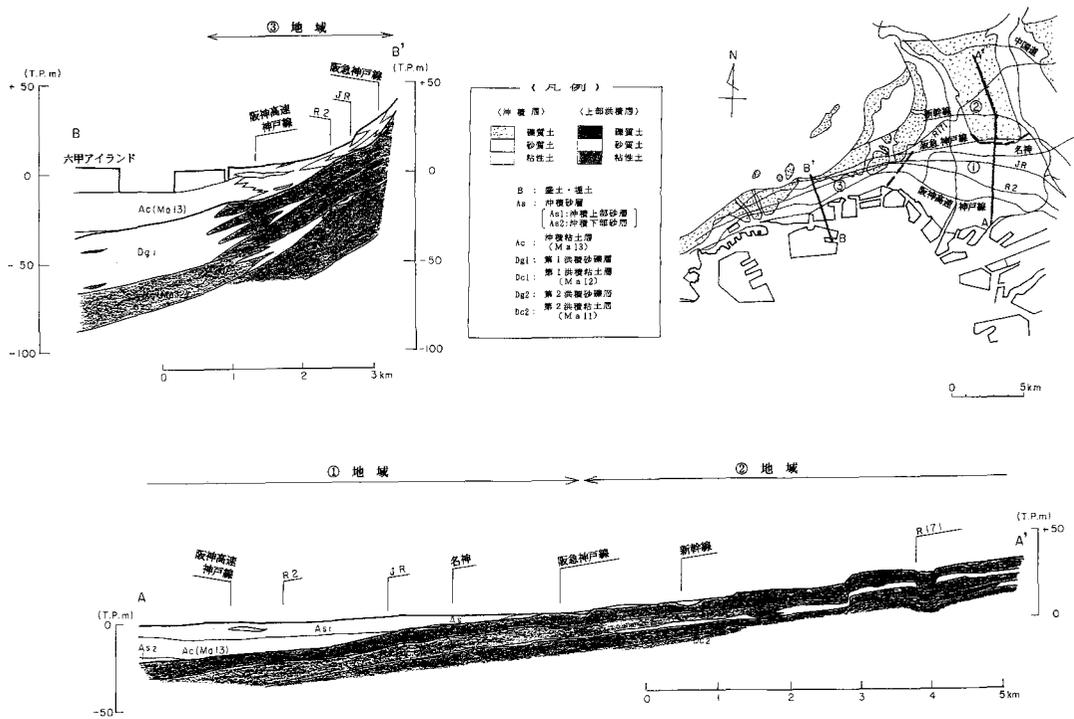


図-6 地盤による地域区分と模式図断面

◎地盤情報を今後の耐震設計等に生かす

公共施設や土木構造物、ライフラインなど、主要な建造物の耐震性を高めるためには、その基礎となる地盤が、地震時にどのような挙動（揺れ方、動き方）をするのかをしっかりと掴んだ上で、それぞれの地盤の特性に応じた設計や施工を計画していくことが重要となる。

今回、地盤特性の異なる、上記の3つの地域で収集したボーリングデータから、耐震設計に必要な、土の動的な性質、たとえば、土の中を地震波が伝播する速さ

(P波、S波速度)や土のせん断弾性係数などの動的な地盤情報をできるだけ収集・整理したが、今後は、この動的な地盤情報を取り入れた「地盤図」を作成していく必要があると考えている(地盤図のイメージ 図-7)。

この「地盤図」は、地震時における地盤の挙動を予測するための基礎的なデータとなるとともに、公共施設や土木構造物などの耐震設計に際し、参考資料として活用できるものである。

今回の調査では、複雑といわれてきた神戸・阪神地域の市街地部の地盤の状況が概ね掴めたが、現時点では、今後の被害予測や耐震設計に活用できるような地盤の動的特性(地震時における地盤の揺れ具合を推定する指標)を直接に把握できるデータがまだまだ少ないことがわかった。また、局所的な被害を左右する詳細な地盤の性状を明らかにできるようなボーリング資料の蓄積も必ずしも十分ではない。

このため、今後は、地盤情報を地震の被害予測や耐震設計など、防災対策の基礎資料として、さらに有効に活用していくため、関係機関の行う地盤調査において、できるだけ動的特性を把握する調査を取り入れるとともに、既存資料や新しい地盤調査資料を公開したうえで、地盤情報のデータベース化等を行ない、関係機関のもつ数多くのデータを共有化していくことが望まれる。

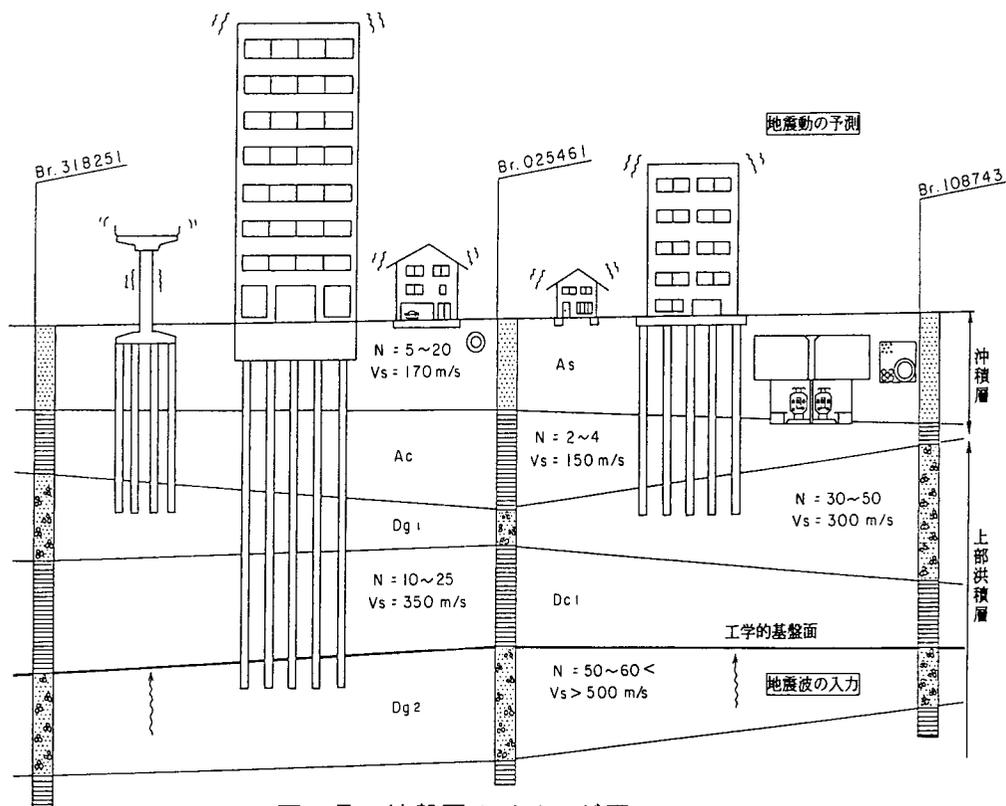


図-7 地盤図のイメージ図

◎なぜ、激震（震度7）の地域が生じたのか。

神戸・阪神地域では、当初、幅1～2km、長さ約20kmにわたり、震度7の「震災の帯」といわれる地域が存在していることから、市街地直下に新たな伏在活断層の可能性が指摘された。しかしながら、この地域を詳しく調べると、「帯」のなかにも、被害の特に大きなところと比較的軽微なところが、複雑に混在することや、特に西宮以東については、むしろ「島状」に分布していることがわかった。また、反射法地震探査等の現地調査の結果から、この地域の直下には、一連の活断層の存在は認められなかった。

では、なぜこのように激震の地域が生じたのであろうか。

そもそも地震による揺れは、地下深部の基盤岩内で発生した地震波が、地上に伝播することであるが、震度の違いはこの波の伝わり方のメカニズムにあると思われる。

これまで示してきたように、神戸・阪神地域の市街地部は非常に厚い堆積層に覆われており、活断層を伴った基盤の傾きや形状も非常に複雑であるとともに、表層の地盤にも地域性があり、地震波の伝わり方は極めて複雑であると考えられる。

つまり、現時点では、そのメカニズムを特定するまでには至らないが、基盤の構造、堆積層の厚さ・性状・特性、表層の地盤、微地形等が複合的に作用して激震の地域が生じたのであろう。

今後は、これら複合的要因の具体的な相互関係をモデル化し、今回の調査で収集したデータ等をもとに、理論的かつ詳細に解き明かしていくことによって、全国の、神戸・阪神地域に類似する地下構造をもった盆地の地震災害の予測に、大きく寄与するであろう。

なお、この大震災の全体像を、さらに詳細にわたり解明するためには、関係する研究者や機関が緊密な連携を図りながら、引き続き地道な調査研究を積み重ねていくことが必要である。

〔資料－2〕

阪神・淡路大震災に関する記者発表

阪神・淡路大震災に関する記者発表一覧（その1）

〔*の記事はその内容を16ページ以降に掲載している。〕

番号	年月日	件名	担当課室	対応章項目
* 1	H7. 1. 19	道路の緊急輸送対策について	高速道路室	Ⅲ-3-(1)
* 2	H7. 1. 21	船舶輸送による緊急救援物資の輸送について	港湾課	Ⅲ-3-(11)、(13)
* 3	H7. 1. 21	土砂災害の防止について	砂防課	Ⅲ-2-(3)
* 4	H7. 1. 23	鉄道の代替輸送について	交通政策局	Ⅲ-3-(5)
* 5	H7. 1. 23	兵庫県南部地震に伴う当面の迂回路について	道路補修課	Ⅲ-3-(3)
* 6	H7. 1. 23	臨時海上ルート(神戸～西宮)の開設について	港湾課	Ⅲ-3-(13)
* 7	H7. 1. 24	兵庫県・神戸市に対する橋梁復旧支援チームの派遣について	本四公団	
* 8	H7. 1. 25	神戸周辺の幹線道路の復旧状況について	高速道路室	
9	H7. 1. 26	兵庫県南部地震における地震観測記録(大鳴門橋付近)について	高速道路室	
10	H7. 1. 27	神戸周辺の幹線道路の復旧状況について	高速道路室	
* 11	H7. 1. 27	兵庫県南部地震による明石海峡大橋建設工事への影響調査(速報)	本四公団	
12	H7. 2. 3	建設事務次官の来県について	総務課	
* 13	H7. 2. 5	専決処分について	財政課	Ⅳ-1-(3)
* 14	H7. 2. 7	兵庫県南部地震による土砂災害の対策について	砂防課	Ⅲ-2-(3)
* 15	H7. 2. 23	兵庫県南部地震の影響に伴う入札参加の資格審査申請手続きの特例措置	建設振興室	
16	H7. 2. 28	衆院議員の来県	総務課	
* 17	H7. 3. 1	兵庫県南部地震による地すべり等の二次災害防止対策について	砂防課	Ⅲ-2-(3)
* 18	H7. 3. 16	阪神高速3号神戸線の復旧計画について	阪神高速道路公団	V-3
19	H7. 4. 11	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年4月11日12時00分現在	道路補修課	
* 20	H7. 4. 25	六甲山系等の出水期における二次災害防止に向けての取組みについて	砂防課	Ⅲ-2-(3)
* 21	H7. 4. 27	兵庫県下水道復興計画調査及び委員会の開催について	下水道課	Ⅵ-3-(3)
22	H7. 5. 8	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月8日18時00分現在	道路補修課	
* 23	H7. 5. 11	兵庫県港湾審議会 尼崎西宮芦屋港特別部会の開催について	港湾課	Ⅵ-3-(2)
* 24	H7. 5. 12	兵庫県港湾復興計画について	港湾課	Ⅵ-3-(2)
25	H7. 5. 12	尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更(軽易な変更)について	港湾課	Ⅵ-3-(2)
26	H7. 5. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月12日10時30分現在	道路補修課	
27	H7. 5. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月12日12時00分現在	道路補修課	
28	H7. 5. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月12日14時00分現在	道路補修課	
29	H7. 5. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月12日16時00分現在	道路補修課	
30	H7. 5. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月12日20時00分現在	道路補修課	
31	H7. 5. 15	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月15日9時30分現在	道路補修課	
32	H7. 5. 16	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月16日20時00分現在	道路補修課	
33	H7. 5. 17	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月17日12時00分現在	道路補修課	
34	H7. 5. 19	衆議院建設委員会委員派遣について	近畿地建	
35	H7. 5. 19	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年5月19日12時00分現在	道路補修課	
36	H7. 5. 24	(仮称)阪神・淡路地域活断層調査委員会(第1回)の開催について	復興対策室	資料-1
37	H7. 5. 25	活断層調査委員会の概要について	復興対策室	資料-1
* 38	H7. 6. 8	土砂災害防止のための住民への危険箇所の周知等について	砂防課	Ⅶ-4-(1)
39	H7. 6. 14	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年6月14日9時00分現在	道路補修課	
40	H7. 6. 16	尼崎西宮芦屋港港湾計画の一部変更について	港湾課	Ⅵ-3-(2)
* 41	H7. 6. 20	「雨量目盛り付きカップ酒」について	砂防課	Ⅶ-4-(1)
42	H7. 6. 28	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年6月28日12時00分現在	道路補修課	
43	H7. 7. 3	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月3日10時00分現在	道路補修課	
44	H7. 7. 3	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月3日17時30分現在	道路補修課	
45	H7. 7. 4	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月4日14時00分現在	道路補修課	
46	H7. 7. 4	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月4日20時00分現在	道路補修課	
47	H7. 7. 10	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月10日18時00分現在	道路補修課	
48	H7. 7. 12	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月12日17時00分現在	道路補修課	
49	H7. 7. 13	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月13日13時00分現在	道路補修課	
50	H7. 7. 14	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月14日11時00分現在	道路補修課	
51	H7. 7. 25	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年7月25日12時00分現在	道路補修課	
52	H7. 8. 1	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年8月1日12時00分現在	道路補修課	
* 53	H7. 8. 10	兵庫県下水道復興計画検討委員会の中間報告について	下水道課	Ⅵ-3-(3)

阪神・淡路大震災に関する記者発表一覧（その2）

番号	年月日	件名	担当課室	対応章項目
54	H7. 8. 11	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年8月11日12時00分現在	道路補修課	
55	H7. 8. 14	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年8月14日10時30分現在	道路補修課	
56	H7. 8. 22	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年8月22日13時30分現在	道路補修課	
57	H7. 8. 31	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年8月31日18時00分現在	道路補修課	
58	H7. 9. 4	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年9月4日10時00分現在	道路補修課	
59	H7. 9. 21	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年9月21日17時30分現在	道路補修課	
60	H7. 9. 27	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年9月27日14時00分現在	道路補修課	
61	H7. 10. 4	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年10月4日17時00分現在	道路補修課	
62	H7. 10. 11	阪神地域活断層調査委員会(第2回)の開催について	復興対策室	資料-1
* 63	H7. 10. 19	防災・復興コンベンション'95の開催について	近畿地建	
64	H7. 10. 25	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年10月25日17時30分現在	道路補修課	
* 65	H7. 10. 27	国道171号門戸高架橋の開通について	近畿地建	V-1-(5)
* 66	H7. 11. 15	「緊急インフラ整備3か年計画」について	復興対策室	VI-4-(1)
67	H7. 11. 14	兵庫県管理道路交通規制状況 平成7年11月14日14時00分現在	道路補修課	
* 68	H7. 11. 28	阪神高速3号神戸線「京橋～摩耶」間の交通開放について	阪神高速道路公団	V-3
* 69	H7. 11. 28	国道43号岩屋高架橋の開通について	近畿地建	V-1-(5)
* 70	H7. 12. 13	橋梁震災復旧工事の実施とそれに伴う名神高速道路の終日対面通行規制	日本道路公団	
* 71	H7. 12. 22	「六甲山系グリーンベルトの整備」に関する懇談会について	近畿地建	VI-5-(5)
* 72	H7. 12. 27	阪神・淡路大震災により全・半壊した防音工事助成済み住宅に対する特別措置	阪神高速道路公団	
* 73	H8. 1. 5	阪神高速3号神戸線の復旧見通しについて	阪神高速道路公団	V-3
* 74	H8. 1. 8	国道43号岩屋高架橋の開通について	近畿地建	V-1-(5)
* 75	H8. 1. 30	阪神高速3号神戸線「京橋～摩耶」間の交通開放に伴う料金等の暫定措置について	阪神高速道路公団	V-3
* 76	H8. 2. 14	「六甲山二次災害警戒対策本部」の設置について	砂防課	III-2-(3)
77	H8. 2. 15	阪神地域活断層調査委員会(第3回)の開催について	復興対策室	資料-1
* 78	H8. 2. 28	「六甲山二次災害警戒対策本部」の設置について	砂防課	III-2-(3)
* 79	H8. 3. 14	中国自動車道震災復旧工事に伴う終日一車線規制の解除について	日本道路公団	
* 80	H8. 3. 26	兵庫県下水道復興計画について	下水道課	VI-3-(3)
81	H8. 3. 22	第4回阪神地域活断層調査委員会(最終回)の開催について	復興対策室	資料-1
* 82	H8. 4. 12	橋梁震災本復旧工事の実施とそれに伴う中国自動車道の終日一車線規制について	日本道路公団	
* 83	H8. 4. 15	国道2号浜手バイパスの開通について	近畿地建	V-1-(5)
* 84	H8. 5. 23	平成8年度(第14回)土砂災害防止月間推進の集い全国大会の二次災害防災訓練	砂防課	VII-4-(2)
85	H8. 5. 23	阪神高速3号神戸線の交通開放計画について	阪神高速道路公団	V-3
* 86	H8. 5. 23	阪神高速3号神戸線等幹線道路復旧計画調整会議の開催について	阪神高速道路公団	IV-6-(3)
* 87	H8. 5. 28	阪神高速3号神戸線の交通開放計画について	阪神高速道路公団	V-3
* 88	H8. 5. 28	阪神高速3号神戸線等幹線道路復旧計画調整会議について	近畿地建	IV-6-(3)
* 89	H8. 5. 31	梅雨をむかえる六甲山の砂防対策について	砂防課	VII-4-(1)
* 90	H8. 6. 14	阪神高速3号神戸線の交通開放に伴う料金等の暫定措置について	阪神高速道路公団	
* 91	H8. 6. 20	神戸大橋と浜手バイパスとの接続について	近畿地建	
92	H8. 7. 2	中国自動車道震災本復旧工事に伴う終日一車線規制の解除について	日本道路公団	
* 93	H8. 7. 10	阪神高速3号神戸線「柳原～京橋」間の道路照明灯の点灯試験について	阪神高速道路公団	
94	H8. 7. 15	阪神高速3号神戸線最終床版コンクリート打設式について	阪神高速道路公団	V-3
95	H8. 7. 15	阪神高速3号神戸線「柳原～京橋」間の交通開放に伴う取材について	阪神高速道路公団	V-3
96	H8. 7. 16	行財政改革実施計画の概要について	知事公室審議員	
* 97	H8. 7. 30	阪神高速3号神戸線「摩耶～深江」間の交通開放について	阪神高速道路公団	V-3
* 98	H8. 8. 7	阪神高速3号神戸線「摩耶～深江」間の道路照明灯の点灯について	阪神高速道路公団	V-3
99	H8. 8. 7	阪神高速3号神戸線「摩耶～深江」間の交通開放に伴う取材について	阪神高速道路公団	V-3
* 100	H8. 8. 7	阪神高速3号神戸線児童見学会の実施について	阪神高速道路公団	V-3
* 101	H8. 8. 21	阪神高速3号神戸線「月見山～柳原」間と京橋パーキングエリアの交通開放	阪神高速道路公団	V-3
* 102	H8. 9. 11	明石海峡大橋補剛桁閉合式(最終ボルト締結)について	本四公団	
* 103	H8. 9. 19	山陽自動車道(神戸ジャンクション～三木小野)の開通について	日本道路公団	
* 104	H8. 9. 20	阪神高速3号神戸線「深江～武庫川」間の交通開放について	阪神高速道路公団	V-3
* 105	H8. 9. 27	JR東西線の運輸営業開始の予定日の決定について	関西高速鉄道㈱他	
* 106	H8. 10. 3	道の駅「R427かみ」の供用開始について	道路補修課	

1. 平成7年1月19日(木) 高速道路室(兵庫県災害対策総合本部 輸送対策部)

道路の緊急輸送対策について

1. 災害対策基本法76条指定ルート

- ① 東部方面 国道2号—神戸市道商船学校線—神戸市道山手幹線
- ② 西部方面(臨海ルート) 姫路バイパス—加古川バイパス—県道志染土山線—国道2号—県道長坂垂水線—県道神戸加古川姫路線—山麓バイパス

2. 緊急輸送優先ルート

- 西部方面(内陸部) 中国道・神戸三田IC—六甲北有料道路—六甲有料道路(六甲山トンネル)—山手幹線等

3. 通過交通対策ルート(被災地への流入交通の排除)

- ① 中国自動車道 — 西宮北IC—国道176号
- ② 中国自動車道 — 舞鶴自動車道—丹南篠山IC—国道372号
— 春日IC—国道175号—国道9号
— 福知山IC—国道9号
— 舞鶴—国道27号—国道8号—北陸自動車道
- ③ 国道2号 — 国道373号—姫路上郡線—姫路大河内線—三木山崎線—国道372号
— 国道372号

2. 平成7年1月21日(土) 港湾課

船舶輸送による緊急救援物資の輸送について

兵庫県南部地震による被災地へ生活物資など緊急救援物資を遠隔地から大量に輸送するための手段として、海上交通(貨物船)の早期活用が望まれていたところですが、兵庫県及び神戸市では、現在受け入れ可能な港湾施設(岸壁)を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

港湾及び使用岸壁	連絡先
1. 緊急物資・資材等陸揚指定岸壁	
① 神戸港【6箇所】	
・六甲アイランドU, V (-10m) 岸壁	神戸市港湾局 海務課 ☎078-331-6749
・摩耶第1突堤西側 (-10m) 岸壁	
・新港第1突堤西側 (-9m) 岸壁	
・新港第4突堤西側 (-10m) 岸壁	
・新港第8突堤東側 (-10m) 岸壁	
・兵庫第3突堤T (-9m) 岸壁	
② 尼崎西宮芦屋港【5箇所】	
・鳴尾地区(耐震構造バース)(-10m) 岸壁	尼崎港管理事務所 業務課 ☎06-412-1364~6
・鳴尾地区 東洋建設 (-5.5m) 岸壁	

港湾及び使用岸壁	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・甲子園地区 (-4.0~-5.5m) 岸壁 ・東海岸町 (-10m) 岸壁 ・東海岸町 (-3.5m) 岸壁 ③ 明石港【1箇所】 ・東外港地区 (-5.5m) 岸壁 	加古川土木事務所 管理第2課 ☎0794-21-9620
<ul style="list-style-type: none"> ④ 津名港【3箇所】 ・生穂地区 (-7.5m) 岸壁 (-5.5m) 岸壁 ・塩田地区 (-5.5m) 岸壁 	洲本土木事務所 管理第2課 ☎0799-24-6039
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 都志港【1箇所】 ・外港地区 (-5.5m) 岸壁 	洲本土木事務所 管理第2課 ☎0799-24-6039
<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 東播磨港【1箇所】 ・播磨地区 新島 (-4.0~-12m) 岸壁 	加古川土木事務所 管理第2課 ☎0794-21-9620
<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 姫路港【1箇所】 ・須加地区 (-3.5~-12m) 岸壁 	姫路港管理事務所 ☎0792-35-0176~8
2. 緊急物資・資材陸揚等可能フェリー岸壁	
下記の施設については、フェリー会社の協力を得て利用ができます。なお、船舶の構造並びに各フェリー会社の利用状況により利用できない場合があります。	
<ul style="list-style-type: none"> ① 尼崎西宮芦屋港【1箇所】 ・甲子園フェリー西宮岸壁 3,000G/T L=80m以下 	甲子園フェリー 総務課、海務課 ☎0798-48-3963
<ul style="list-style-type: none"> ② 大磯港【1箇所】 ・淡路フェリー岸壁 1,900G/T L=70m以下 	淡路フェリー ☎0799-74-3555
<ul style="list-style-type: none"> ③ 津名港【2箇所】 ・甲子園フェリー施設 3,000G/T L=100m以下 ・大阪湾フェリー施設 1,500G/T L=70~80m以下 	甲子園フェリー 総務課、海務課 ☎0798-48-3963 大阪湾フェリー 海務部 ☎0799-64-1212

3. 平成7年1月21日（土） 砂防課

土砂災害の防止について

兵庫県南部地震発生後の今夜半から20～40ミリ程度の降雨が予想されることから、下記の点に留意され、土砂くずれ等による二次災害の発生予防に努めていただきたいと思います。

記

- ① 地震により崩壊を起こした箇所
- ② 地震によりクラック（地割れ）が発生している箇所
- ③ 湧水がある箇所

また、次のような時には注意してください。

- ・斜面がふくれたり、亀裂が生じた時
- ・斜面に湧水があつたり、湧水が濁っている時
- ・斜面から小石等がバラバラと落ちてくる時
- ・斜面や斜面上の樹木の裂ける音がする時

（参考説明）

なお、兵庫県の神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市においては土砂災害危険区域図を作成しております。区域図は最寄りの県土木事務所や市役所、区役所にて閲覧することができます。

4. 平成7年1月23日（月） 交通政策局（兵庫県災害対策総合本部 緊急輸送対策部）

鉄道の代替輸送について

◎阪急電鉄

1. 代替事業者 — 阪急バス株式会社
2. 運行計画
 - (1) 三宮～阪急西宮北口間
 - (2) 停留所 9停留所（阪急各駅最寄り）
 - (3) 運行開始日 平成7年1月23日
 - (4) 運行時刻等 始発6：30 終発22：00 概ね15分間隔で運行
 - (5) 必要車両数 37両＋ α 両

◎阪神電鉄

1. 代替事業者 — 阪神電鉄株式会社
2. 運行計画
 - (1) 三宮～阪神甲子園間
 - (2) 停留所 15停留所（阪神各駅最寄り）一山手幹線道路は阪急バスと同位置
 - (3) 運行開始日 平成7年1月23日
 - (4) 運行時刻等 始発6：30 終発22：00 概ね15分間隔で運行
 - (5) 必要車両数 20両＋ α 両

◎ J R 西日本

1. 代替事業者 — 西日本ジェイアールバス株式会社

2. 運行計画

(1) 三宮～J R 甲子園口間（1月25日以降三宮～J R 西宮間）

(2) 停留所 8 停留所（J R 各駅最寄り）

(3) 運行開始日 平成7年1月23日

(4) 運行時刻等 始発6:30 終発22:00 概ね15分間隔で運行

(5) 必要車両数 22両+ α 両

※1. 運賃は鉄道運賃と同額とする

※2. 運行系統図は別添のとおり

5. 平成7年1月23日（月） 道路補修課（兵庫県災害対策総合本部 緊急輸送対策部）

兵庫県南部地震に伴う当面の迂回路について

阪神間・神戸地域の幹線道路は、兵庫県南部地震による運行不能及び緊急輸送のための災害対策基本法76条による指定により、一般車両の通行が大幅に制限されている状態です。

そのため、阪神間・神戸地域を通過する交通については、これを円滑に処理するため、当面の間、下記の迂回路を利用していただきますようお願いいたします。

1. 主要迂回ルート

(1) 大阪・京都方面～姫路以西

中国道利用

東行き 中国自動車道（吉川 I C）— 県道西脇三田線— 国道176号

西行き 国道176号— 中国自動車道（西宮北 I C）

舞鶴自動車道（近畿自動車道敦賀線）利用（吉川 J C T で中国自動車道へ連絡）

国道173号— 国道372号— 舞鶴自動車道（丹南篠山口 I C）

(2) 大阪・京都方面～加古川・姫路方面

国道173号— 国道372号

国道176号— 県道西脇三田線— 国道372号

国道176号— 県道西脇三田線— 県道加古川三田線— 県道神戸加古川姫路線

国道176号— 県道三木三田線— 県道神戸加古川姫路線

(3) 大阪・京都方面～山陰方面

国道9号（国道426号— 国道178号）

国道173号（国道426号— 国道178号）

2. 主要迂回ルート図の配布

(1) 主要迂回ルート図— 別紙のとおり

(2) 配布場所

① 高速道路 S A ・ P A

山陽自動車道（備前 S A、白鳥 P A、竜野西 S A）

名神高速道路（大津 S A、桜井 P A）

中国自動車道（山崎本線バリア、加西S A、社P A、安富P A）
舞鶴自動車道（上荒川P A）

② 道の駅（兵庫県）

国道9号 : 道の駅「村岡ファームガーデン」
国道29号 : 道の駅「はが」、「山崎」
国道175号 : 道の駅「山南仁王」
国道312号 : 道の駅「あさご」
県道物部養父線 : 道の駅「やぶ」

6. 平成7年1月23日（月） 港湾課（兵庫県災害対策総合本部 緊急輸送対策部）

臨時海上ルート（神戸～西宮）の開設について

兵庫県南部地震によって被災を受けた旅客輸送力を補うため、1月24日（火）から当面の間、下記の海上ルートが運航されることになりました。

記

1. 使用船舶 ブルースター 定員280名
2. 所要時間 40分
3. 料金 大人1,000円 子供500円
4. 乗り場（神戸）メリケンパーク東岸壁
（西宮）甲子園今津岸壁（※阪神電鉄甲子園駅及びJR西宮駅及び阪神西宮駅から岸壁近くまでバスが運航：図面参照）
5. 運航計画（変更する場合がありますので運航会社にお問い合わせ下さい）

西宮発	神戸着	神戸発	西宮着
8:00	8:40	9:00	9:40
10:00	10:40	11:00	11:40
12:00	12:40	13:00	13:40
14:00	14:40	15:00	15:40
16:00	16:40	17:00	17:40
18:00	18:40		

6. 問い合わせ先

徳島高速船株式会社 ☎078-391-0101（神戸船舶内）

（参考）

既に運行されている臨時の海上ルートは、以下のとおりです。

1. 神戸港（ハーバーランド）～大阪港（天保山）

1月20日（木）より16便/日

所要時間：約45分～1時間30分（船により異なる）

料金：大人1,250円、子供630円

問い合わせ先：(株)アーバンクルーザー ☎078-360-5600
 徳島高速船(株) ☎078-391-0101
 共同汽船(株) ☎06-575-1321

2. 姫路港（飾磨）～神戸港（メリケンパーク）

1月21日（金）より1便/日

所要時間：2時間20分

料 金：大人1,600円、子供800円

問い合わせ先：家島汽船(株) ☎0792-35-1333

※姫路港までは、姫路駅北口バスターミナルからバス有り（48便/日、280円）

3. 明石港（フェリー岸壁）～神戸港（メリケンパーク）

1月22日（土）より10便/日

所要時間：1時間

料 金：大人700円、子供350円

問い合わせ先：明岩フェリーボート(株) ☎078-911-2872

淡路フェリーボート(株) ☎078-360-2460

また、その他の定期航路は全て運行されています。なお、運行時間については、不定期の場合がありますので、各船会社にお問い合わせ下さい。

明石～岩屋 明岩海峡フェリー(株) ☎078-911-2622

播淡連絡汽船(株) ☎0799-22-1717

須磨～大磯 淡路フェリーボート(株) ☎0799-74-3555

ハーバーランド[®]～大磯 淡路フェリーボート(株) ☎0799-74-3555

西宮～津名 甲子園高速フェリー(株) ☎0798-48-3963

深日～津名 大阪湾フェリー(株) ☎0799-64-1212

洲本～津名～ 共同汽船(株) ☎06-575-1321

ハーバーランド[®]～天保山

洲本～津名～ 共同汽船(株) ☎078-391-2726

関空～大阪

津名～関空～ 深日海運(株) ☎0799-24-5555

洲本

7. 平成7年1月24日（火） 本州四国連絡橋公団

兵庫県・神戸市に対する橋梁復旧支援チームの派遣について

本四公団橋梁エキスパートチームは、本日、生活・産業に重要な役割を果たしている、新交通システム橋梁・西宮大橋の点検・調査に入った

兵庫県・神戸市より派遣依頼のあった本四公団橋梁エキスパートチームは、派遣された1月23日に、さっそく兵庫県・神戸市と打合せを行った。

その結果、まず、本日より被災地で生活や産業などに重要な役割を果たしている新交

通システム橋梁・西宮大橋の橋梁健全度の点検、補修・復旧工法の検討などを行うため、現地に入った。

□被災を受けた多くの橋梁施設は、当地の生活・産業・経済などに大きな役割を果たしており、早急に安全度の点検・復旧が必要。

□この役割に応えるため、本四公団では2チーム12名（1チーム6名）の職員をただちに派遣した。

8. 平成7年1月25日（水） 高速道路室（兵庫県災害対策総合本部 緊急輸送対策部）

神戸周辺の幹線道路の復旧状況について

兵庫県南部地震により被災した、神戸周辺の高速道路を中心とする幹線道路については、各道路管理者において総力をあげて、早期復旧に努めているところです。

この中で、特に地域の経済活動等の復興に大きく影響する重要路線の復旧の見込みについてお知らせします。

記

路線名	区間	開通予定日	開通の内容
中国自動車道	吹田～吉川JCT	1月27日	上下線とも一般車両通行可
国道43号	西宮市高潮町～灘区大石町	1月中	上下線とも通行可
阪神高速北神戸線	藍那～箕谷間	1月26日	緊急車両のみ通行可
国道2号	須磨区若宮町～灘区岩屋町	1月中	上下線とも一般車両通行可
第二神明道路	伊川谷JCT～須磨	2月初めまでに	上下線とも通行可

11. 平成7年1月27日（金） 本州四国連絡橋公団

兵庫県南部地震による明石海峡大橋建設工事への影響調査（速報）

本州四国連絡橋公団では、兵庫県南部地震の明石海峡大橋への影響調査として、地震直後の平成7年1月17日より、構造物点検、測量、水中カメラによる海底調査を実施している。1月26日までの調査結果を中間的にとりまとめると以下の通りです。

- 既に完成しているアンカレイジ、主塔基礎及び架設が完了している主塔、ケーブルの本体構造物には、いずれも損傷は見られず、明石海峡大橋は予定通り完成できる見込みである。
- 測量の結果は、淡路島側の主塔基礎（3P）は概ね西方向へ約1.3m、淡路島側アンカレイジ（4A）も概ね西方向へ約1.4m相対的に変位している。
その結果、中央支間長1,990mが約1,990.8mに、淡路側側径間長960mが約960.3mに広

がった。

3. これまでの調査によれば、基礎が地盤上を滑動した形跡が見られないことから、この変位は基礎を支持する地盤の変位に伴うものと推定される。
4. この相対的な変位は、明石海峡大橋の規模からすれば小さく（中央支間長の伸びは4/10,000）、概略計算を行った結果、これらが上部構造に与える影響は、ほとんど無いものと考えられる。今後、さらに詳細な検討を行う。
5. 現在、主塔基礎周辺で水中カメラによる海底調査を行っている。現時点では、地盤の変状は認められていないが、今後、この調査を継続するとともに、さらに詳細な音波探査等の海底地盤調査を実施する。
6. なお、今後の検討に当たっては、総裁の諮問機関として設立され、学識経験者で構成される「本州四国連絡橋公団技術委員会（座長：岡本舜三 東京大学名誉教授）」の御指導をいただくこととしたい。

13. 平成7年2月5日（日） 財政課

専決処分について

さる1月17日の兵庫県南部地震によってもたらされた未曾有の災害に対処するため、懸命の救助・救急活動、緊急生活物資の確保等の生活救護対策を行ってきたところである。

今後、生活支援対策をも併せて積極的に行うこととし、そのために必要となる経費について早急に予算化を図る必要が生じたが、急施を要し県議会を召集する暇がないので、一般会計補正予算を地方自治法179条第1項の規定により専決処分する。

1. 考え方

所要額が多額に及び規定経費では対応できず、早急を実施する必要のある生活支援対策のための事業費について専決する。

2. 専決処分額	74,191,000千円
{ 国 庫	51,339,000千円
{ 災害援護基金	700,000千円
{ 起 債	17,113,000千円
{ 特別交付税	5,039,000千円
I. 災害救助法に基づく支援措置	68,452,000千円
{ 国 庫	51,339,000千円
{ 起 債	17,113,000千円
(1) 応急仮設住宅の設置	66,772,000千円
(建設戸数 30,000戸)	
(2) 仮設フロの設置	110,000千円
(設置基数 352基数)	
(3) 炊出し、食品の供与	1,420,000千円
(4) 飲料水の供給	73,000千円
(5) インフルエンザワクチンの購入	33,000千円
(ワクチン購入本数 15,000本 30,000人)	
(6) 救援物資基地設置	44,000千円

II. 災害援護金の支給	5,739,000千円
{ 基 金	700,000千円 }
{ 特別交付金	5,039,000千円 }
{ 全壊戸数	39,231戸 (100千円/戸) }
{ 半壊戸数	48,326戸 (50千円/戸) }
{ 重 傷	3,700人 (10千円/人) }

14. 平成7年2月7日（火） 砂防課

兵庫県南部地震による土砂災害の対策について

兵庫県南部地震により発生した土砂災害のなかで、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業として、緊急的に復旧を要する事業箇所は、神戸市、西宮市、宝塚市、北淡町、津名町の区域で34箇所あり、国の事業採択を受けるべく今週中にも要望し、採択がなされれば、今年度中にも工事に着手する予定である。

〔代表箇所〕

- | | | |
|--------------------|-----------|-------|
| ① 災害関連緊急砂防事業 | 西宮市生瀬高台 | 弓納子川 |
| ② 災害関連緊急地すべり対策事業 | 神戸市東灘区西岡本 | 西岡本地区 |
| ③ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 | 宝塚市紅葉が丘 | 武庫山地区 |

15. 平成7年2月23日（木） 土木部総務課

兵庫県南部地震の影響に伴う入札参加資格審査申請手続きの特例措置（受付期限の延長）について

平成6・7年度兵庫県入札参加資格審査申請の第2回補充受付については、平成7年3月1日から3月10日の期間で予定していましたが、兵庫県南部地震の影響により、期限内の申請が困難となる事業者も予想されます。

このため、被災地（災害救助法の指定市町）における事業者に対しては、特例措置として受付期間を10日間延長し、3月20日まで申請を受け付けることとしましたのでお知らせします。

なお、受付場所等については、次のとおりです。

17. 平成7年3月1日（水） 砂防課

兵庫県南部地震による地すべり等の二次災害防止対策について

○兵庫県南部地震により発生した土砂災害のなかで、砂防、地すべり、急傾斜として緊急に復旧を要する箇所について、国に事業採択を要望していましたが、この度、別紙のとおり決定されましたので、お知らせします。

1. 地震発生後、1月22日から1月27日にかけて、地すべり等の二次災害防止のため、建設省、近隣府県の職員等で編成された地すべり等緊急支援チーム（延べ1,200名）により、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市及び淡路島の地域で土砂災害の危険性のある約1,200箇所について短期間かつ緊急的な調査が実施された。

調査の結果、継続的な監視が必要と判断された71箇所について、兵庫県は市町の災

- 害対策本部へ情報提供し、土砂災害による二次災害の防止に大きく寄与した。
2. 上記の調査結果をうけて、国、県、市町が協力し、当該71箇所及びその他の調査により発見された危険箇所について、応急対策を実施するとともに、恒久対策が必要な箇所について、鋭意対策を推進しているところである。
当面県として34箇所について、災害関連緊急事業等で対応し、今後も必要な箇所については、対策を進めていく。
 3. しかしながら、緊急調査後1ヶ月経ており、これらの土砂災害危険箇所の状況は変化している可能性があり、また、今後も余震、降雨による状況変化が予想されることから、継続的な監視が必要と判断された71箇所以外の調査対象箇所等を含め、より万全の対応を講じるとともに、監視を継続的に実施する必要がある。
 4. このため、地すべり等緊急支援チームの調査箇所1,200箇所を中心に、
 - (1) 地震発生後の余震、降雨の影響等の調査
 - (2) (1)を踏まえた、継続的な監視体制の確立及び恒久対策方法等について調査、検討を実施し、状況に応じて対策を講じて地すべり等による二次災害防止に万全を期することとしている。

18. 平成7年3月16日（木） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線の復旧計画について

1. 復旧方針

阪神間の東西交通量は、被災前の30%程度に低下しており、3号神戸線の一日でも早い復旧は、阪神地域の復興にあたって必要不可欠である。3号神戸線の早期復旧は、兵庫県知事及び神戸市長等からも強い要請がある。

3号神戸線の復旧の基本方針は次の通り。

- 1) 路線の重要性に鑑み、一日でも早い復旧を図り、復興に寄与する。
- 2) 今回規模の地震に対しても、落橋、崩壊しない構造物とする。
- 3) 復旧工事にあたっては、国道上の安全確保、交通処理に十分配慮する。

2. 復旧仕様の適用と設計方針

(1) 復旧に係る仕様

3号神戸線の復旧にあたっては、平成7年2月27日付（建設省道有発第18号）通達による「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（以下「復旧仕様」という。）に適合するよう全ての構造物について耐震性の向上を図る。

(2) 設計方針

復旧仕様に適合するよう「阪神高速道路震災復旧対策技術委員会」における審議経過を踏えた再構築と補強の標準的な設計手法、工法等は次のとおりである。

種 別		再 構 築	補 強
復旧区分の考え方		既設構造物を撤去し、復旧仕様に適合する構造物を再建築する。	復旧仕様に適合するよう耐震性の向上を図るため構造物を補強する。
基 礎 工		損傷の程度により、必要があれば再構築する。	損傷状況及び復旧仕様に基づいて照査し、必要があれば増杭する。
下部工 (橋脚)	鉄 筋 コンクリート	柱断面は円形・矩形とも原形状を基本とし復旧仕様に適合するよう断面を決定する。	原形状を基本とし、損傷部を補修して、コンクリート巻き立て(厚さ20~30cm)により補強する。また、損傷状況・構造要因及び立地条件等により鋼板巻き立て工法を併用する。
	鋼 製	柱断面は円形・矩形とも原形状を基本とし復旧仕様に適合するよう断面を決定する。柱部にコンクリートを充填する。	割れ、座屈等の損傷部を補修し、柱部にコンクリートを充填して補強する。
上部工 (橋桁)	鋼 桁	原形状を基本として、連続化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り既設部材を再利用して補修する。必要に応じて桁端部の損傷箇所は切断・撤去し新しい部材に置き替える。 ・必要に応じて端横桁等の部材を補強する。 ・可能な限り連結化する。
	コンクリート桁	鋼桁により連続化する。	損傷部を補修する。
床 版		鋼床版を採用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ等の損傷箇所を補修し、鋼板接着工法により補強する。 ・撤去再利用桁については鋼床版を採用する。
支 承		免震支承を全面的に採用する。	可能な限り免震支承に取り替える。

3. 復旧の区間別概要

(1) 一般区間

- ・当該区間は、復旧区分別に再構築箇所、補強箇所に区分し、被災前の形状及び材料を基本として復旧する。
- ・なお、再構築箇所については全面的に、補強箇所については可能な限り、免震支承を配置して耐震安定性の向上を図る。

1) 補強箇所

- ・RC橋脚については、既設柱の外側に鉄筋を配置し、片側・標準20～30cmのコンクリート巻き立てで増厚する。鋼製橋脚については、現況の寸法を基準に柱内部を補強しコンクリートを充填する。

2) 再構築箇所

- ・当該地区は補強箇所と再構築箇所が混在するので、構造形式の統一性、連続性を確保するため、柱形状は円形、矩形とも原形状を基本とする。
- ・柱断面は復旧仕様に適合するよう決定する。

(2) 交差点付近

- ・当該区間は、通行車両の右折車線の確保が図れる構造とする。
- ・再構築の場合には、交差点の形状、交通量、交通処理の方法等を総合的に勘案することとする。
- ・なお、再構築箇所については全面的に、補強箇所については可能な限り、免震支承を配置して耐震安定性の向上を図る。

(3) 連続して再構築を図る区間

1) 深江地区

- ・復旧にあたっては、上部工は鋼床版箱桁とし、免震支承を配置して耐震安定性の向上を図る。下部工は曲線を用いた小判型の橋脚形状とし、上部工との調和を図るよう配慮する。

2) 弁天地区

- ・復旧にあたっては、当該区間の特殊な路下条件を考慮して、橋脚の梁と桁を一体とした立体ラーメン形式を採用するものとし、鋼製橋脚にするとともに、橋脚下部に免震支承を配置して耐震安定性の向上を図る。

4. 復旧目標

- ・復旧に際しては、平成8年内の全線供用を目途に工事を進めることとしている。
- ・特に摩耶～京橋間については、5号湾岸線、ハーバーハイウェイ・港湾幹線の復旧状況を勘案し、都心へのアクセスを早期に確保する観点から、平成7年度末を目途に供用を図るべく取り組んで行くこととする。

5. その他

- ・国道上の復旧工事に際しては、原則として現況の交通機能は確保することとする。また、周辺道路の復旧状況等を勘案し、必要に応じて迂回路を設定するなど交通量の確保を図る。
- ・復旧工事現場から排出されるコンクリートガラ等は、公団用地に仮置きし、再生砕石

に小割したものを、湾岸線の路下復旧工事等に再利用する。

- ・工事の実施に際しては、国道等の利用者の方々及び周辺住民の方々への影響が少しでも少なくなるよう可能な限りの工夫を重ね、ご理解をいただけるよう努力する。

20. 平成7年4月25日（火） 砂防課

六甲山系等の出水期における二次災害防止に向けての取組みについて

1. 主 旨

六甲山系においては、従来から、ダム工1,542基（砂防ダム668基、治山ダム874基）、地すべり対策工1地区、急傾斜地崩壊対策工116地区の整備を図り、土砂災害防止対策を進めてきました。

しかし、今回の兵庫県南部地震により六甲山を中心に亀裂や崩壊が生じたため、早急に対策が必要な箇所については、災害関連緊急砂防事業等48箇所において対策工事に着手しました。

しかしながら、出水期を真近にひかえ、二次災害の危険性が高まっているため、本日、ひょうご共済会館において、関係市町を含む二次災害防止の関係者を集めて第1回目の「総合土砂災害対策推進連絡会」を開催し、警戒避難体制の強化徹底を図っていくこととしました。

2. 総合土砂災害対策推進連絡会

連絡会で建設省の通達の説明をするとともに、別添構成員により討議をする予定です。

(1) 通達の内容

- ① 土砂災害危険箇所の住民への周知及び警戒避難体制の強化
- ② 今回の地震による避難場所及び仮設住宅に関する警戒避難体制の緊急的整備
- ③ 警察、消防、水防、道路等関係部局を加えた「総合土砂災害対策推進連絡会」のすみやかな開催と必要な事項の調整
- ④ 住民、関係者等を対象とした避難訓練を実施するよう、関係市町への指導

(2) 討議内容

上記通達を実施するために、取り組むべき課題、早急に整理実施すべき事項として以下のことについて討議をします。

- ① 危険箇所の位置、想定される被害の範囲が明示された土砂災害危険箇所表及び箇所図を作成し、県から関係市町へすみやかに提供すること。
- ② これをうけて、関係市町が土砂災害危険箇所に関する警戒・避難計画を作成すること。
- ③ 土砂災害危険箇所に関する資料並びに警戒・避難計画を住民に周知すること。
- ④ 県は出水期までに、警戒避難勧告発動の基準となる雨量等を定めること。

21. 平成7年4月27日（木） 下水道課

兵庫県下水道復興計画調査及び委員会の開催について

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、防災に強い街づくりを支えるため、阪神間各市の下水道施設と県下水道施設のネットワーク化を図るなど、具体的な下水道計画を検討する標

記委員会を設置いたします。

本委員会は、震災復興計画である「ひょうごフェニックス計画」との調整を図りながら、国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」の提言を踏まえ、ライフラインである下水道施設の耐震性、安全性を向上させ、下水道施設のネットワーク化及び防災施設としての活用、既存システムの見直し等を検討し、検討結果を下水道計画に反映させるものです。

1. 委員会の構成

建設省（1名）、県（3名）、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市（各1名）、日本下水道事業団（1名） 計10名

2. 検討内容

- (1) 耐震設計の見直し
- (2) 流域下水道の施設と公共下水道の施設をループ化することによる連携
- (3) 各市の施設をループ化することによる連携
- (4) 合流式下水道の改善
- (5) 雨水排水計画のグレードアップ
- (6) 区画整理区域内における雨水貯留等下水道有効活用の検討
- (7) その他震災に強い施設作り

3. 今後のスケジュール

- ・委員会を月1回程度開催予定
- ・第1回委員会
日 時：平成7年4月28日 PM 3：00
場 所：兵庫県民会館
内 容：委員会主旨説明 検討内容の説明 討議
- ・6月中に素案、8月に取りまとめ
- ・非公開（会議終了後概略メモの配付）但し計画を取りまとめた後、内容公表（委員長挨拶まで入室可）

23. 平成7年5月11日（木） 港湾課

兵庫県港湾審議会 尼崎西宮芦屋港特別部会の開催について

下記のとおり兵庫県港湾審議会特別部会を開催し、尼崎西宮芦屋港の港湾計画の一部変更（軽易な変更）について審議します。

記

1. 兵庫県港湾審議会 尼崎西宮芦屋港特別部会
2. 日 時 平成7年5月12日（金） 15時30分～16時30分
3. 会 場 兵庫県民会館 福の間
4. 議 題 尼崎西宮芦屋港の港湾計画の一部変更（軽易な変更）について
〔震災による瓦礫を埋立に活用（5ha）〕（口頭で広報課に説明）

〔参 考〕

1. 兵庫県港湾審議会 尼崎西宮芦屋港特別部会

構成：学識経験者、国の地方行政機関、尼崎市長、西宮市長、芦屋市長、県の関係部長

役割：尼崎西宮芦屋港の港湾計画の軽易な変更に関する事項を調査・審議する。

2. 報道機関の取材について

- ・会議は非公開とさせていただきます。（冒頭のカメラどりについても、あいさつ時間がほとんどなく、ただちに会議に入る予定のため遠慮願いたい旨、口頭で広報課に説明）
- ・当日、午前中に概要をレクします。（審議会終了後解禁）

24. 平成7年5月12日（金） 港湾課

兵庫県港湾復興計画について

兵庫県港湾復興検討委員会（吉川和広委員長・関西大学教授）では、兵庫県南部地震の経験を踏まえ、被災した港湾の復旧、復興の考え方の整理を行うとともに、災害に強い港づくりを進めるため、今後の復興の指針となる港湾復興計画をとりまとめた。

港湾復興計画は、震災復興計画「ひょうごフェニックス計画」との調整を図りながら、交通・産業インフラである港湾の耐震性、安全性を向上させ、自然災害に強い交通システムの一環として、災害に強い港湾のあり方と被災時における都市の防災拠点としての港湾の役割について、委員会における学識経験者や関係行政機関及び港湾関係者など各委員の意見を踏まえて検討し、とりまとめたものである。

この復興計画では、以下の4点を基本の柱として災害に強い港づくりを目指す。

1. 耐震岸壁の拠点的配置
2. 臨海部における防災拠点の確保
3. ゆとりの空間—「水と緑の回廊」づくりの推進
4. 外貿多目的ターミナルの拡充

38. 平成7年6月8日（木） 砂防課

土砂災害防止のための住民への危険箇所の周知等について

六甲山系等における土砂災害による二次災害を防止するため、関係する国及び県の機関さらには市・町で構成する「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」（参考資料－1）を通じ、以下のような警戒・避難体制の強化策等を推進しています。

対策項目

1. 土砂災害危険箇所の関係住民への周知（参考資料－2）

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所及び地すべり危険箇所並びに避難場所を縮尺5千分の1の図面に示し、関係住民に配布することにより土砂災害危険箇所を周知します。（芦屋市、西宮市、宝塚市及び北淡町については、6月12日から配布、また、神戸市については6月中旬に配布予定）

さらに、土砂災害危険箇所に6月下旬から看板を漸次設置し、危険箇所を周知するとともに注意喚起に努めます。

2. 六甲山系の土石流災害予想区域図の配布（参考資料－3）

六甲山系の周辺で昭和13年7月の阪神大水害の際に被害が及んだ範囲及び今後万が一、

昭和13年の大災害を起こした雨と同様な大雨が降った場合に土石流が氾濫することが予想される範囲を縮尺2万5千分の1の図面に表して6月中旬までに関係住民に配布し、土砂災害に対する認識を深めていただくことに努めます。

3. 土砂災害に対する警戒避難を検討する基準の設定（参考資料－4）

5名の有識者で構成される「兵庫県震後土砂災害警戒避難基準検討会」から土砂災害に対する警戒・避難基準に関する提言を受け、「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」において土砂災害に対する警戒避難を検討する手法を6月上旬に決定しました。

なお、検討会で提言された基準や検討手法は以下の通りです。

(1) 住民へ土砂災害に対する警戒を求める雨量基準

1時間雨量で15mm以上の強い雨が降った場合、または、連続雨量で100mm以上の大雨が降った場合、土砂災害に対して警戒することが必要です。

(2) がけ崩れ及び土石流に対する警戒避難を検討する基準

過去の六甲山系周辺での土砂災害の発生実態とその時の降雨量の関係を分析し、土砂災害を発生させた雨量と土砂災害発生には至らなかった雨量とを最も精度良く分離する境界線を求め、兵庫県南部地震による地盤の緩み及び地震後の降雨実績を考慮し、最終的に限界線を設定しました。実際には、警戒避難を検討する時点までに降った降雨を逐次計算してスネーク曲線を描き、气象台から出される短時間予測降雨量を活用して、警戒避難の必要性を検討します。

(3) 地すべりに対する警戒避難を検討する基準

地すべりについては、主に現地に設置されている伸縮計の計測データをもとに警戒避難の検討を進めます。

4. 雨量計等の設置・増設（参考資料－5）

土砂災害に対する警戒避難体制を支援するための一方策として、雨量計の増設（建設省六甲砂防工事事務所管内で既設10台に加えて6台を新設）及び土石流発生監視装置（ワイヤーセンサー）の15箇所への設置を完了している。

5. ラジオによる住民への注意喚起（参考資料－6）

強い雨や大雨が降り、土砂災害に対して特別な警戒が必要となった場合にラジオにより住民に注意喚起を求めるよう努めます（6月中旬より）。

6. 警戒避難訓練の実施

6月下旬に土石流、地すべり、がけ崩れによる土砂災害に対する警戒避難訓練を実施することを予定しています。

7. 土砂災害防止月間関連行事への取り組み

(1) 期 間

平成7年6月1日から6月30日までの1ヶ月

(2) 運動のテーマ

「みんなで防ごう土砂災害」

(3) 行事及び活動

- ・ポスターの掲示、パンフレット等の配布及び横断（懸垂）幕の掲示
- 同月間の幅広い広報及び土砂災害に関する防災知識の普及・啓蒙

・防災写真展の開催

ハーバーランド地下街（デュオ神戸）において開催中（6月8～14日）

・絵画・ポスター・作文の表彰及び募集

平成6年度「土砂災害防止月間」の運動の一貫として募集した絵画・ポスター・作文の建設大臣賞、砂防部長賞の表彰を行うとともに市町教育委員会を通じ、小・中学校の児童、生徒を対象に土砂災害にちなんだ絵画・ポスター・作文を募集し、防災に関する関心を高めます。

・来年度の「土砂災害防止月間推進の集い全国大会」の兵庫県での開催

来年度の「第14回土砂災害防止月間推進の集い全国大会」（平成8年6月開催予定）を、震災復興が進んでいるであろう兵庫県で開催し、改めて土砂災害に起因する二次災害の防止の重要性を再認識するとともに全国から集まる参加者に復興及び二次災害防止への兵庫県、関係市町及び住民の取り組みをつぶさに見ていただく予定です。

41. 平成7年6月20日（火） 砂防課

「雨量目盛り付きカップ酒」について

建設省近畿地方建設局及び兵庫県は、阪神・淡路大震災後の二次災害対策の一環として、灘五郷酒造組合にカップ酒（180ml）の空瓶を利用して簡便に雨量が計ることができるようにならないかと協力要請したところ、同組合傘下8酒造会社は裏面に雨量目盛りを記したラベルを作成し、それを貼付したカップ酒を販売することとなった。

灘五郷酒造組合では、阪神・淡路大震災の被害者の支援に種々取り組んで来ているが、このたびカップ酒の空瓶を利用して、懸念される六甲山等の土砂災害防止の一助となればということで、下記のような共通シール（裏面）を共同で作成し、販売すること事となった。

シールは、「雨量目盛りと六甲山の山並み風景（川西祐三郎氏制作）」からなったシンプルなものとなっている。

同組合では「飲まれた後はポイ捨てしないで家に持ち帰り、雨の良く当たる庭などにおいて雨量の目安にして下さい。」と呼びかけている。

灘五郷酒造組合における各酒造会社は、阪神・淡路大震災で工場等が壊滅的な被害を蒙り現在復興中で、生産量は順次以前の水準に戻りつつあるとのこと。

53. 平成7年8月10日（木） 下水道課

兵庫県下水道復興計画検討委員会の中間報告について

兵庫県下水道復興計画は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」の提言を踏まえるとともに、先頃県から発表された「阪神・淡路震災復興計画」のなかで位置づけられた「防災のための下水道施設の有効利用と再整備につい

て」と整合を図りながら、今後の下水道施設のあり方を本年4月28日以来、検討して参りましたが、今回、その成果を中間報告として発表します。

(直近委員会7月6日)(直近幹事会8月7日)

(基本的な考え方)

1. 地震に強い下水道

(1) 施設耐震性の強化

管渠、ポンプ場、処理場等

(2) 施設のネットワーク化による危険分散

臨海部のネットワーク 内陸部のネットワーク

(3) 早期復旧を支援する体制づくり

防災体制の強化 情報システムの強化

2. 都市防災に貢献する下水道

1. 非常時水源の供給

2. 施設空間などの利用

なお、今後は、さらに検討を進め、年度内に成果としてまとめる予定です。

63. 平成7年10月19日(木) 近畿地方建設局

防災・復興コンベンション'95の開催について

—大震災からの復興を目指した技術情報発信のためのイベント—

1. 「防災・復興コンベンション'95」実行委員会では、被災地の復興支援、市民の防災意識の啓発、産、官、学の情報等の相互交流等を目的として「防災・復興コンベンション'95」を実施することになりました。
2. 当コンベンションは、11月18日から21日まで、阪神淡路大震災の被災地である神戸市の神戸国際展示場(ポートアイランド)において行います。開催内容は、「防災・復興市民フォーラム」及び「防災・復興新技術展」等です。
3. なお主催は、関係学会、国、地方公共団体等からなる実行委員会で、協力・後援団体として公団等の特殊法人及びAPEC大阪会議関西協力協議会で、民間企業の参加も募集しています。

※出展、参加等についての問い合わせ先

防災・復興コンベンション'95実行委員会事務局

〒540 大阪市中央区平野町2-1-9 シグナスビル4F

(社)近畿建設協会内

☎ 06-945-0385

65. 平成7年10月27日(金) 近畿地方建設局

国道171号^{もんど}門戸高架橋の開通について

* 門戸高架橋の開通1ヶ月早まる。11月28日早朝から *

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により被災し、通行止めとなっておりました国道171号門戸高架橋は、復旧工事を鋭意施工の結果、当初の開通予定（平成7年12月末）を約1ヶ月繰り上げて、下記のとおり通行できるようになりましたのでお知らせします。

なお、開通後も遮音壁、照明等の工事を継続して行いますので、当面は、上下線を2車開通と致します。

66. 平成7年11月15日（水） 土木復興局 復興対策室

「緊急インフラ整備3か年計画」について

震災によって大きなダメージを受けた都市機能を早期に回復し、被災市域の生活の安定と産業の復興を図るために、阪神・淡路震災復興計画の中のインフラ整備のうち急施を要する事業について「緊急インフラ整備3か年計画」を策定し、道路、鉄道等の主要交通施設や神戸港等の都市基盤の早期復旧を進めるとともに、被災市街地の再整備、広域防災拠点等の整備、ライフラインの整備、二次災害防止のための防災インフラの整備等の促進による防災まちづくりを進め、さらに、代替性を備えた交通ネットワークを構築するなど地域の将来像を踏まえた災害に強い地域づくりを推進する。

緊急インフラ整備3か年計画では、以下の3点を主要な柱として整備を進める。

1. 緊急復興事業
2. 緊急防災まちづくり事業
3. 戦略的基盤整備事業

なお、詳細については、別紙のとおりです。

68. 平成7年11月28日（火） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「京橋～摩耶」間の交通開放について

この度、阪神・淡路大震災により、通行止めしていましたが阪神高速道路3号神戸線のうち、京橋～摩耶間の復旧工事が当初の予定より約1ヵ月半早くなる見通しとなりましたので、次のとおり交通開放することとします。

この交通開放により大阪方面と5号湾岸線、ハーバーハイウェイ等を経由して、神戸市の中心部へのアクセス道路が確保されることになり、渋滞緩和に寄与することになります。

なお、交通開放の日時については、確定次第、出来るだけ早い時期にお知らせします。

- ・開放区間 京橋ランプ～摩耶ランプ（3.2km）
- ・開放時期 平成8年2月中旬（予定）

69. 平成7年11月28日（火） 近畿地方建設局

国道43号岩屋高架橋の開通について

* 岩屋交差点の渋滞緩和へ。平成8年2月中旬開通（予定） *

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により被災し、通行止めとなっておりました国道43号岩屋高架橋は、周辺住民の方々を始めとする関係者のご理解とご協力をいた

き復旧工事を鋭意施工の結果、当初の開通予定（平成8年3月末）を約1ヶ月半繰り上げて、通行できる見込みとなりましたのでお知らせします。

皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしておりましたが、岩屋高架橋の開通により、国道43号岩屋交差点の交通渋滞の緩和が図れることとなりました。

なお、開通日時については、確定次第、出来るだけ早い時期にお知らせします。

70. 平成7年12月13日（水） 日本道路公団 大阪管理局

橋梁震災復旧工事の実施とそれに伴う名神高速道路（尼崎～西宮間）の終日対面通行規制について

名神高速道路は、我が国初の高速道路として昭和38年に開通し、産業経済の発展の中で、物流の大動脈として重要な役割を果たしておりますが、本年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、特に橋梁区間を中心に大きな被害を受け、応急的な修復を実施し、7月29日には震災前の車線に復旧したところです。

JHでは、応急復旧に引き続き、本格的な「橋梁震災復旧工事」を順次実施することとなりました。

今回実施する橋梁震災復旧工事は、損傷を受けた橋梁の床版を修復するため、舗装の削り取りからコンクリートの打設・養生を行う工事であり、それに伴い、やむを得ず同高速道路（尼崎～西宮間）について、下記のとおり、終日対面通行規制を実施することとなりましたので、お知らせします。また、西宮本線料金所付近の一部区間では終日一車線規制を併せて実施しております。

JHでは、今回の工事以降も橋梁震災復旧工事のために、中国自動車道及び名神高速道路で終日一車線規制等工事を行う予定があります。

また、これからも高速道路ネットワークの整備を推進するとともに、渋滞の緩和も図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 期 間 平成8年1月20日（土）昼から平成8年3月19日（火）昼まで
雨天決行
2. 区 間 名神高速道路尼^{あまがさき}崎インターチェンジから西^{にしのみや}宮インターチェンジまでのうち6km区間
3. 工事内容 橋梁震災復旧工事

71. 平成7年12月25日（月） 近畿地方建設局

* 「六甲山系グリーンベルトの整備」に関する懇談会について

近畿地方建設局では、兵庫県南部地震にともなう六甲山の荒廃状況を受け、都市部の復興と歩調を合わせて山麓域の住民の安全確保を図るとともに、自然環境の保全に寄与し、真に安全で豊かな地域を形成するための施策として「六甲山系グリーンベルト整備構想」に着手することとしました。

本構想の実現にあたっては、防災面のみにとどまらず、まちづくりといった観点からの検討も必要となるため、広範な知識を有する地域の有識者の方々より、助言を得ることを

目的として本懇談会を設置したものです。懇談会は、平成7年9月26日と平成7年12月19日の2回にわたって開催され、この度懇談会で取り交わされた意見をもとに「提言」としてとりまとめられました。

***「六甲山系グリーンベルトの整備」に関する懇談会委員**

座長	武居 有恒	京都大学名誉教授
委員	石川 幹子	東京大学農学部講師
	上羽 慶市	神戸新聞論説委員
	沖村 孝	神戸大学工学部教授
	高井 久	六甲オリエンタルホテル総支配人
	溜水 義久	兵庫県副知事
	団 秀和	(社)神戸青年会議所理事長
	寺内 昇	神戸市市民の水辺連絡会

***六甲山系グリーンベルト構想について**

六甲山では、従来より山麓への市街地の拡大が急速に進んでいますが、兵庫県南部地震により新たな斜面崩壊が多数発生し、土石流などによる二次的な災害の可能性が非常に高まっている状況にあります。その一方で、六甲山はこの地域の象徴でもあり、また市民の憩いの場でもあります。

本構想は、このような背景から、六甲山に一連の樹林帯を保全、育成することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び良好な自然環境や景観を保全、創出しようとするものです。

***「六甲山系グリーンベルト構想」の現在の取り組み状況について**

六甲山系グリーンベルト整備事業は、阪神・淡路地域の早急な復興の必要性に鑑み、平成7年度第2次補正予算において予算化され、全国に先駆けて事業用地の取得などに着手しています。

去る12月20日の平成8年度の予算内示においては、「都市山麓グリーンベルト整備事業」が、新規事業として認められ全国的に展開されることとなりました。

72. 平成7年12月27日（水） 阪神高速道路公団

阪神・淡路大震災により全・半壊した防音工事助成済み住宅に対する特別措置の実施について

1. 経緯

- ① 阪神高速道路公団は、従来より遮音壁や環境施設帯の設置等の道路構造上の対策を実施してきた。また、公団が管理する阪神高速道路の周辺地域においては、道路構造上の対策を実施してもなお自動車交通騒音に係る障害が著しい住宅については、緊急措置として昭和51年度から防音工事に対する助成を行ってきた。
- ② 阪神・淡路大震災により被害を受けた阪神高速3号神戸線の復旧に当たっては、今回程度の地震にも耐えうるより安全な構造物として再建することを基本として、去る7月7日に下された「国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求上告事件最高裁判決」も踏まえて、新たに新型遮音壁の設置、低騒音舗装の敷設等道路構造上の対

策を実施することとしている。

- ③ この特別措置は、今回の大震災により全・半壊した防音工事助成済み住宅の被害の甚大さに鑑み、住宅の建替え等に当たって、その一助として、今回に限り防音工事助成の特別措置を定め、冷房器具及び換気扇の復旧工事にかかる費用について一定額を限度として助成することとしたものである。

2. 特別措置の内容

- ① 助成対象者 以下の条件を全て満たす者とする。
- ア) 平成7年1月17日までに居住の用に供していた住宅について、現行の防音工事助成制度による助成を受けていた者で、3号神戸線等の沿道に居住している者又は居住していた者（但し、住宅所有者に限る）。
- イ) 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により被災し、地方公共団体が発行する罹災証明書を受領した者で、その証明書に、家屋に係る罹災程度について全壊又は半壊の認定を受けている者。
- ② 助成項目
- ア) 冷房器具（冷房機本体、同付属品、屋外ユニット置台、室外機屋根、同取付費）
- イ) 換気扇（消音機付換気扇本体、同付属品、同取付費）
- ③ 助成額
- ア) 工事費の80%を公団が負担し、20%を住宅の建替え等を行う者が負担する。
- イ) 但し、公団の負担額は一定額を限度とする。
- ④ 適用期間等
- ア) 申し出は、平成9年3月31日まで受け付けるものとする。
- イ) 復旧工事の完了は、平成12年3月31日までとする。
- ウ) この特別措置の実施以前に、既に自己の負担で冷房器具及び換気扇の復旧工事を行った場合についても、確認のうえ助成するものとする。
- ⑤ 広 報
- 詳細の実施要領を定め次第、各地方公共団体が発行する広報誌に掲載するなどにより、広く広報に努める。

73. 平成8年1月5日（金） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線の復旧見通しについて

公団においては、現在、3号神戸線の日でも早い復旧に向けて工事の促進に全力で取り組んでいるところでありますが、この度、次のとおりの交通開放が可能な見通しとなりましたのでお知らせします。

1. 「京橋～摩耶」区間

「京橋～摩耶」区間の交通開放見通しについては、以前に平成8年2月中旬の予定とお知らせしましたところでありますが、工程の確定、交通開放にあたって関係機関との細部調整等を経て、次のとおり交通開放することとなりました。

開放区間：京橋ランプ～摩耶ランプ（3.2km）

開放日時：平成8年2月19日（月）午前0時

2. 「京橋～摩耶」以外の区間

「京橋～摩耶」間以外の区間の交通開放については、当初、平成8年末を目標に復旧工事の進捗を図ってまいったところではありますが、各種工法の工夫の他、交通規制や工事施工時間帯についての関係者との協議調整の結果、当初予定より2～4ヶ月の工事工程を短縮して、区間毎に次のとおり交通開放しうることが可能な見通しとなりました。

区間別の交通開放日時については、工事の進捗に合わせて、確定次第出来るだけ早い時期にお知らせします。

74. 平成8年1月8日（月） 近畿地方建設局

国道43号岩屋高架橋の開通について

国道43号岩屋高架橋
平成8年2月19日（月）午前0時 開通
—岩屋交差点の渋滞緩和へ—

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により被災し、通行止めとなっておりました国道43号岩屋高架橋は、周辺住民の方々を始めとする関係者のご理解とご協力をいただき以前に平成8年2月中旬開通予定としてお知らせしたところではありますが、上記のとおり開通日時が決まりましたのでお知らせします。

皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしておりましたが、岩屋高架橋の開通により、国道43号岩屋交差点の交通渋滞の緩和が図れることとなりました。

なお、開通後も兵庫県公安委員会による国道43号における従来の交通規制は引き続き行われます。

75. 平成8年1月30日（火） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「京橋～摩耶」間の交通開放に伴う料金等の暫定措置について

阪神・淡路大震災により通行止めとなっていた阪神高速道路3号神戸線のうち、「京橋～摩耶」間につきましては、平成8年2月19日に交通開放することとなっておりますが、この度、この区間の料金等について、関係機関と打合せの結果、次の内容により、今後、所定の料金認可手続きを行うこととしましたのでお知らせします。

1. 「京橋～摩耶」間の料金

当該区間の料金については、一般街路の混雑をできるだけ緩和し、地域の復興へ貢献するため、当該区間のみの開放期間（平成8年8月末頃までの間）にあっては、神戸線のみ利用者について、暫定的に料金の徴収を行わないこととします。

2. 湾岸線及び北神戸線との乗り継ぎ

当該区間の交通開放にあたっては、震災前に実施していた5号湾岸線六甲アイランド北ランプとの乗り継ぎを再開するほか、3号神戸線月見山ランプ～7号北神戸線布施畑西ランプの乗り継ぎに代わり、暫定的に7号北神戸線箕谷ランプとの乗り継ぎを実施します。

これにより、5号湾岸線、3号神戸線、7号北神戸線を乗り継ぎ、東西ルートの利用が可能となります。

なお、自動車専用道路ですので、従来どおり自動車（125cc以下の二輪車を除く）以外は通行できません。

76. 平成8年2月14日（水） 砂防課

「六甲山二次災害警戒対策本部」の設置について

六甲山系等の土砂災害による二次災害を警戒し、これによる人的被害等を防止するため、「六甲山二次災害警戒対策本部」を下記のとおり設置する。

記

1. 設置の理由

地震後1年を経過した現在においても、二次災害の発生が懸念されることから、今後は中長期的な視野にたった体制を整備する必要があるため、関係職・部局の役割をより明確化し、併せて、速やかな初動態勢を強化する。

2. 組織体制

速やかな情報収集と避難勧告のための情報提供等、土砂災害による二次災害防止を強化するための組織とし、事務局砂防課内に置く。（別紙参照）

3. 活動内容

- (1) 常時監視している伸縮計及び土石流監視装置が異常値を示した場合、直ちに市町等関係機関に連絡する。
- (2) 大雨注意報が発令された時点でパトロール班を待機させ、雨量が一定基準に達した段階でパトロールを開始し、異常が発見された場合、直ちに市町等関係機関に連絡する。
- (3) 雨量が警戒基準に達した場合、速やかに関係機関の人員を確保し、土砂災害警戒態勢にはいる。
- (4) 雨量がある一定基準に達する等、土砂災害の危険が予測された場合、関係市町に対し、避難勧告を助言する。

4. 設置の時期

平成8年3月1日

78. 平成8年2月28日（水） 砂防課

『六甲山二次災害警戒対策本部』の設置について

2月14日に記者発表したとおり、地震後1年を経過した現在においても、二次災害の発生が懸念されることから、今後は中長期的な視野にたった体制を整備する必要があるため、関係職・部局の役割をより明確化し、併せて、速やかな初動態勢を強化するため、3月1日に『六甲山二次災害警戒対策本部』を砂防課内に設置します。

つきましては、下記のとおり看板の設置等を実施します。

1. 日 時 平成8年3月1日（金）

午前8時50分から（土木部長による看板の設置）

2. 場 所 兵庫県庁 土木部 砂防課
(県庁1号館8階東側)

79. 平成8年3月14日(木) 日本道路公団

中国自動車道震災復旧工事に伴う終日一車線規制の解除について

中国自動車道は、我が国の基幹的な高速道路として、重要な役割を果たしておりますが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、特に橋梁区間を中心に大きな被害を受け、応急的な修復を実施し、平成7年7月21日には震災前の車線に復旧したところです。

JHでは、応急復旧に引き続き、本格的な「橋梁震災復旧工事」を順次実施することとなり、中国自動車道(中国池田～宝塚間)において終日一車線規制を行い、工事を実施してまいりましたが、無事終了することができました。当初3月21日早朝の予定としておりました終日一車線規制も1週間早く本日早朝に解除となりましたのでお知らせします。

なお、今後も橋梁震災復旧工事を実施する予定でございますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

80. 平成8年3月26日(火) 下水道課

兵庫県下水道復興計画について

阪神・淡路大震災の教訓を生かし下水道の抜本的な地震対策を講じるため、昨年4月28日以来、兵庫県下水道復興計画検討委員会で検討を進めてまいりました「兵庫県下水道復興計画」がまとまりましたので発表します。

なお、今後この計画の実現を図るため、国や関係市等との協議・調整や連携を図ることはもちろん、地域住民の方々のご理解とご協力をいただきながら、速やかな下水道施設の復興を推進していく考えです。

記

1. 委員会等の開催状況

委員会 5回

幹事会 10回

2. 計画の概要

国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」の提言や「阪神・淡路震災復興計画」(ひょうごフェニックス計画)との整合を図りながら、広域的な激甚災害時における危機管理のあり方を見直し、

① 地震に強い下水道

② 都市防災に貢献する下水道

を目指してハード面のみならず、ソフト面についても十分検討を加えました。

3. 内 容

(1) 地震に強い下水道

- ① 施設耐震性の強化
- ② ネットワーク化や危険分散
- ③ 早期復旧を支援する体制づくり

(2) 都市防災に貢献する下水道

- ① 水の供給
- ② 空間の提供

82. 平成8年4月12日（金） 日本道路公団 大阪管理局

橋梁震災本復旧工事の実施とそれに伴う中国自動車道（中国豊中～宝塚間）の終日一車線規制について

中国自動車道は、我が国の基幹的な高速道路として、重要な役割を果たしておりますが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、特に橋梁区間を中心に大きな被害を受け、応急的な修復を実施し、同年7月21日には震災前の車線に復旧したところです。

JHでは、応急復旧に引き続き、本格的な「橋梁震災本復旧工事」を順次実施し、平成8年3月に宝塚IC付近での橋梁震災本復旧工事を完了させたところです。

今回実施する橋梁震災本復旧工事は、前回と同様、損傷を受けた橋梁の床版を修復するため、舗装の削り取りからコンクリートの打設・養生を行う工事であり、それに伴い、やむを得ず同自動車道（中国豊中～宝塚間）において、下記のとおり、終日一車線規制を実施することとなりましたので、お知らせします。

これにより、中国池田～宝塚間は片側3車線から2車線となり、中国豊中～中国池田間は（下り線のみ）片側2車線から1車線となることから、工事期間中は平日の大阪方向では午後2時から午後7時まで、広島方向では午前6時から午前12時まで、休日の大阪方向では午後2時から午後9時まで、広島方向では午前6時から午前11時までの時間帯で、渋滞が予想されますので、同自動車道をご利用いただく時間の変更や、マイカー等のご利用をなるべくお控え下さるようお願い申し上げます。

JHでは、今回の工事以降も橋梁震災本復旧工事のため、中国自動車道及び名神高速道路で終日一車線規制等工事を行う予定があります。

また、これからも高速道路ネットワークの整備を推進するとともに、渋滞の緩和も図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 期 間 | 平成8年5月13日（月）夜から平成8年7月11日（木）早朝まで
雨天決行（工事期間中、規制車線の切り替えが実施されます。） |
| 2. 区 間 | 中国自動車道中国豊中 <small>ちゅうごくよなか</small> インターチェンジから宝塚 <small>たからづか</small> インターチェンジ
までのうち約3km区間 |
| 3. 工事内容 | 橋梁震災本復旧工事、その他 |

83. 平成8年4月15日（月） 近畿地方建設局

国道2号浜手バイパスの開通について

国道2号浜手バイパス
予定より2ヶ月早く5月2日（木）に開通
～東西交通軸の復旧により交通の混雑が緩和～

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により通行止めとなっていた国道2号浜手バイパスは、地元の皆様方の御理解と御協力を頂き鋭意復旧工事を進めてきた結果、当初の開通予定（平成8年7月頃）を約2ヶ月早く下記のとおり開通できるようになりましたのでお知らせします。

これにより、神戸市臨海部の交通混雑の緩和が期待されます。

なお、開通後も高欄塗装等の工事を継続して行う必要がありますので、当面は上下各1車線通行とさせていただきます。

また、ポートアイランド方面へはしばらくの間通行できませんので、これまでどおり一般道路を利用していただくことになります。

〔※なお、開通後、桁塗装用足場の撤去など工事を行う場合は、休日の夜間通行止めを行います。この場合は事前に道路情報板等を活用しお知らせします。〕

1. 開通日時

平成8年5月2日（木）午前10時

2. 開通区間

神戸市中央区浜辺通～同市同区東川崎地先（約3.0km）

84. 平成8年5月23日（木） 砂防課

平成8年度（第14回）土砂災害防止月間推進の集い全国大会の二次災害防災訓練について

5月14日の資料配布で既報のとおり、大会の第2部では、住民と行政が一体となった、二次災害防災訓練の様態を中継で会場の舞台に写し、パネルディスカッションで講評しますが、防災訓練の概要が決定しましたのでお知らせします。

1. 二次災害防災訓練の概要

(1) 神戸市東灘区住吉山手9丁目地区（住民を含め約300人参加）

- ① 日 時 平成8年5月25日（土） 10：00～12：00
- ② 場 所 神戸市東灘区住吉山手9丁目地区
- ③ 内 容 住民の避難、各機関所管の危険箇所パトロール、ビニールシート掛け、土のう積み、伸縮計の設置等
- ④ 参加者 神戸市東灘区住吉山手地区自治会
建設省：六甲砂防工事事務所
自衛隊：陸上自衛隊姫路駐屯地
兵庫県：砂防課、神戸土木事務所
兵庫県警：東灘警察署
神戸市：市民局、建設局、消防局、水道局、東灘区役所、東部土木事務所、東灘消防署

(2) 神戸市灘区鶴甲地区（住民を含め500人参加）

- ① 日 時 平成8年6月3日（月） 14：00～16：00
- ② 場 所 神戸市灘区鶴甲地区、社会福祉法人鶴寿園、鶴甲公園

- ③ 内 容 住民の避難、各機関所管の危険箇所パトロール、ビニールシート掛け、土のう積み、伸縮計の設置等
- ④ 参加機関 建設省：六甲砂防工事事務所
自衛隊：陸上自衛隊姫路駐屯地
兵庫県：砂防課、神戸土木事務所
兵庫県警：灘警察署
神戸市：市民局、建設局、消防局、水道局、灘区役所、東部土木事務所、灘消防署
民間：NTT、関西電力、大阪ガス

参 考 全国大会の概要

- (1) 日 時 平成8年6月3日(月) 13:00~16:30
- (2) 場 所 神戸国際会館 ハーバーランドプラザ(1,900名参加予定)
- (3) 内 容
- ① 第1部 式 典
挨拶：建設大臣、知事、神戸市長を予定
土砂災害防止功労者の表彰(建設大臣表彰)
- ② 第2部 二次災害防止のためのセミナー
コーディネーター 吉村 秀實(NHK解説主幹)
コメンテーター 建設省・兵庫県・神戸市の防災担当者

86. 平成8年5月23日(木) 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線等幹線道路復旧計画調整会議の開催について

平成8年5月28日に神戸市内において、阪神高速3号神戸線等幹線道路復旧計画調整会議を開催します。

1. 会議の開催主旨

阪神高速3号神戸線を始めとする幹線道路の復旧計画と関係機関の協力について

2. 会議の開催日時と場所

日 時 平成8年5月28日(火) 午前11時から12時

場 所 ホテルオークラ神戸 34F 「星雲の間」
神戸市中央区波止場町2番1号 メリケンパーク内
☎(078)333-0111(代)

3. 会議出席予定者

兵庫県知事
兵庫県警察本部長
神戸市長
阪神高速道路公団理事長
近畿地方建設局長

※当日の取材は、会議冒頭の頭取りが可能です。また、会議終了後、3F「飛鳥の間」において会議の概要について、記者発表します。

なお、会議の概要の記者発表に引き続き、阪神高速道路公団より「阪神高速3号神戸線の交通開放計画について」の記者発表が行われる予定となっています。

87. 平成8年5月28日（火） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線の交通開放計画について

阪神高速道路公団においては、3号神戸線の日でも早い全線復旧に向けて公団の全力をあげて取り組んでいるところであります。交通規制や夜間作業の実施など関係機関や沿道住民の方々のご協力をいただき、公団としても更なる大容量機械・要員の大量動員、施工方法の工夫、昼夜兼行作業の実施等、工事の促進を図って参りましたところ、この度、全線について今後とも工事が順調に推移すれば、区間毎に次のとおり交通開放可能な見通しとなりましたのでお知らせします。

1. 区間毎の交通開放の目標等

区 間	月見山	若宮	柳原	京橋	摩耶	深江	武庫川
交通開放可能時期		5.4km	3.6km	3.2km	6.2km	9.3km	
交通開放済				平成8年2月19日	(3.2km)		
今回の計画			平成8年7月17日		(6.8km)		
					平成8年8月10日	(13.0km)	
	平成8年8月31日					(18.4km)	
						平成8年9月30日 (27.7km)	
平成8年1月の計画	平成8年10月末	平成8年8月末		—	平成8年8月末	平成8年10月末	
工期短縮の主な理由	J R活線上での作業時間帯延長、国道2号の車線規制の実施	国道切回し、国道2号の車線規制の実施		—	国道43号の1車線に規制の実施と一部区間での夜間作業の実施		
区間別交通開放による主な効果	第2神明道路と直結、神戸市西伸部の慢性的渋滞の緩和	国道43号と国道2号を神戸線で直結し、神戸市中心部の交通渋滞を緩和		—	東西交通集中箇所の分散、湾岸線とのアクセスによる渋滞の緩和	大阪・神戸間が直結、震災前に近い交通処理が可能	

2. 沿道環境改善に資する工事の実施予定

今後、一層の沿道環境改善を図るため、各種の環境対策を本格的に実施する予定としています。

(1) 本線上の工事

「深江～武庫川」間において、高遮音壁設置工事を部分的に昼間1車線規制にて実施し、平成8年12月末の完了を予定しています。

(2) 高架下の工事

一部区間において高架裏面吸音板の設置、橋脚美装化、裏面化粧板及び側面化粧板設置等の工事を実施し、平成9年12月末の完了を予定としています。

これらの工事の実施のために、国道2号・国道43号において車線規制を実施する場合があります。

本線の交通開放後に継続実施する工事については、国道43号の3車線化工事等と十分に工程調整を図り、一日でも早く完成させる所存であります。

3. 料 金

料金については、全線交通開放時（平成8年9月30日）には従来の400円（普通車）となりますが、それまでの料金については、検討中であります。決まり次第発表いたします。

4. そ の 他

3号神戸線の早期復旧については、被災地域の復興に必要不可欠として、関係地方自治体を始め地元経済界より強く要望を受けているところであります。

この交通開放計画は、工事の促進に大きく影響する関係機関のご支援・ご協力が継続されて、復旧工事が現状のまま順調に推移するものとして設定したものであります。目標達成にあたっては沿道の方々を始め関係機関のなご一層のご理解とご協力をお願いしています。皆様方のご協力を併せてお願い申し上げます。

88. 平成8年5月28日（火） 近畿地方建設局

阪神高速3号神戸線等幹線道路復旧計画調整会議について

本日、阪神高速3号神戸線を始めとする幹線道路の復旧計画について、関係5機関による調整会議を開催いたしましたので、概要についてお知らせいたします。

1. 会議の主旨及び内容

阪神高速3号神戸線の早期復旧については、各方面からの要望も強く、関係機関の協力のもと、阪神高速道路公団が最大限の努力を行ってきているところです。

神戸線の更なる早期復旧に向けては、阪神高速道路公団の努力と合わせて関係機関における協力が一層重要であることから、本日の会議において、今後の復旧計画及びその実現に向けての各機関の協力について調整され、確認されるとともに、他の幹線道路の復旧計画等についても併せて調整が行われました。

結果については以下のとおりであり、復旧工事等に際して沿線地域の方々にはこれまでもご迷惑をおかけしておりますが、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 幹線道路の復旧予定

本調整会議において確認された幹線道路の復旧予定は、以下のとおりです。

① 阪神高速神戸線

柳原～京橋：平成8年7月17日

摩耶～深江：平成8年8月10日

月見山～柳原：平成8年8月31日

深江～武庫川：平成8年9月30日

なお、交通開放後においても、一部の区間で環境対策工事を引き続き実施することとしており、平成9年12月の完成を予定しています。

② ハーバーハイウェイ（神戸市港湾整備局所管）

現在、神戸大橋下路の4車線を利用して対面通行を行っておりますが、神戸大橋から国道2号浜手バイパスに接続している区間については、平成8年7月4日に上下路とも復旧が完了し、全車線で供用する予定となっております。

また、神戸大橋～摩耶埠頭区間の供用については、平成8年8月31日に実施する予定です。

これらの開通により、埠頭間の連絡、市街地幹線道路への連絡がスムーズになり、港湾の復興に伴い増大している港湾物流はもとより市街地の交通混雑の改善にも大きく貢献することになります。

③ 国道2号浜手バイパスの4車線化

去る5月2日に2車線で供用開始した国道2号浜手バイパスの4車線供用については、当バイパスに接続するハーバーハイウェイの神戸大橋区間の復旧とあわせて、平成8年7月4日に実施する予定です。

これにより、神戸市中心部の国道2号の交通混雑の緩和が一層図られるとともに、国道2号からのポートアイランド方面への交通の利便性が大幅に改善されます。

④ 国道2号、43号の路面復旧等

・国道2号 国道2号の路面復旧については、引き続き車線規制、夜間施工について関係機関との調整を図りつつ実施し、平成9年3月末の全線復旧完了を予定しています。

・国道43号 国道43号の路面復旧、3車線化、環境対策工事については、地元の十分な御理解を得ながら、高架下の施工空間の確保が可能となる3号神戸線の交通開放後に本格的に展開していくこととしており、平成9年12月に概ねの完成を予定しています。

(参 考)

1. 会議日時：平成8年5月28日（火） 午前11時から12時

2. 会議場所：ホテルオークラ神戸 34F 「星雲」の間

3. 会議出席者：貝原 俊民 兵庫県知事
滝藤 浩二 兵庫県警察本部長
笹山 幸俊 神戸市長
北村廣太郎 阪神高速道路公団理事長
脇 雅史 建設省近畿地方建設局長

89. 平成8年5月31日(金) 砂防課
梅雨をむかえる六甲山の砂防対策について

近畿地方建設局・兵庫県

昨年1月の兵庫県南部地震直後に行われた調査では、六甲山には約750箇所の崩壊地が発生し、砂防ダムの新設等の対策が緊急に必要とされる土石流危険渓流が32渓流あることが判りました。建設省と兵庫県は昨年そうした渓流の対策に着手し、今年の出水期までに27渓流の対策を完了しました。残りの5渓流の対策についても、早期完了を図っています。

しかし、地震後の降雨によって六甲山には更に新たな崩壊が発生し、昨年末の調査ではその数は約400箇所増加し、約1,150箇所となっていることが判明しました。そうした崩壊地のうち、人家や道路・鉄道等の公共施設に影響のある2渓流については既に工事に着手しています。今後も継続的に調査を行い、新たに危険な箇所がでてきた場合には随時対策を行っていく予定です。

更に警戒避難体制に関わる対策については、兵庫県、関係市、近畿地建等で構成される「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」により、昨年同様、警戒避難体制の確立を図る施策として危険箇所図の配布、避難訓練及びパトロール等を行っています。

地震の影響で六甲山の地盤は緩んでおり、これからむかえる梅雨や台風時の豪雨により土砂災害発生の恐れがありますので、気象情報には十分に注意し、関係市等からの呼びかけなどに応じて早めの避難が必要です。

1. 昨年1月に発生した兵庫県南部地震によって六甲山には約750箇所の崩壊地が発生していることが地震直後の空中写真判読や現地調査によって確認された。その後の梅雨期の降雨によって新たな崩壊が発生し、昨年12月から行った現地調査によって崩壊が新たに約400箇所増加していることが判明した。
2. 地震発生直後に行った土石流危険渓流調査により、砂防ダムの新設等の対策が緊急に必要とされる32の土石流危険渓流に対する対策については、建設省と兵庫県は対策に直ちに着手し、現在までにその大半の対策を終えている。
特に、地震後の降雨により崩壊が拡大した神戸市灘区の鶴甲地区の対策については、緊急を要する斜面の対策工を完成させ、砂防ダムの一部(副ダム)も梅雨までには完成できる見込みである。
3. 新たに増加した崩壊の対策として、人家や道路・鉄道等の公共施設の真上にある崩壊地で早急な対策が必要とされる2渓流については、これらの地域の安全と安心のため既に工事等の対策に着手した。今後も崩壊状況についての継続的な調査を行い、必要に応じて随時対策を実施していく予定である。
4. 警戒避難体制に関わる対策については昨年度同様、「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」により、土砂災害に対する注意喚起、土砂災害危険区域図の配布などの啓蒙活動

を行っている。

また、六甲砂防工事事務所では、昨年度に増設した雨量計などの観測機器やワイヤセンサによる監視を継続するとともに、それらにより得られた情報をリアルタイムで、兵庫県、関係各市に配信しています。

5. 地震後の六甲山は地盤が緩るんでおり、なお今後の豪雨により崩壊が新たに発生、拡大するおそれがあります。付近の土砂災害の危険箇所や避難場所を確認し、危険と感じたら速やかに避難するなど豪雨時における対応を常日頃から心掛けておきましょう。

90. 平成8年6月14日（金） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線の交通開放に伴う料金等の暫定措置について

阪神・淡路大震災により通行止めとなっていた阪神高速道路3号神戸線につきましては、先般お知らせしましたとおり、平成8年7月17日には「柳原～京橋」間を交通開放するなど、逐次交通開放区間を延伸し、平成8年9月30日には全区間を交通開放できる見通しとなりましたが、この度、この間の料金等について、次の内容により、今後所定の料金認可申請手続を行うこととなりましたので、お知らせします。

1. 料 金

- (1) 「柳原～深江」間交通開放時（平成8年8月10日予定）には、開放延長が13.0kmとなり、神戸線（武庫川以西）の全延長27.7kmの概ね半分となるなど都市高速道路としての利便性が大きく高まることとなることから、当該区間の開放時以降は、料金の徴収を再開することとし、料金額については、利用可能距離等を考慮し、暫定的に従来の料金の半額の普通車200円、大型車400円とします。
- (2) 「柳原～深江」間交通開放時までの間は、一般街路の混雑をできるだけ緩和し、地域の復興に貢献するため、神戸線のみ利用者については、引き続き料金を徴収しないこととします。
- (3) なお、全線交通開放時（平成8年9月30日予定）以降は、従来の料金（普通車 400円、大型車800円）となります。

91. 平成8年6月20日（木） 近畿地方建設局

神戸大橋と浜手バイパスとの接続について

去る5月2日に2車線で開通した国道2号浜手バイパスは、ハーバーハイウェイの神戸大橋（神戸市港湾整備局所管）の復旧に合わせて、下記のとおりポートアイランド方面への通行が可能となりますのでお知らせします。

記

1. 日 時

- 「第1ステップ」 ポートアイランドから浜手バイパスに入る方向
6月28日（金） AM0：00から通行可能
- 「第2ステップ」 浜手バイパスからポートアイランドに入る方向
7月4日（木） AM0：00から通行可能

93. 平成8年7月10日(水) 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「柳原～京橋」間の道路照明灯の点灯試験について

阪神高速道路公団では、3号神戸線「柳原～京橋」間 3.6kmを平成8年7月17日午前0時に交通開放する予定ですが、これに先立ち、下記のとおり当該区間の道路照明灯の点灯試験を実施しますので、お知らせ致します。

記

1. 日 時 平成8年7月12日(金) 19:30集合
(19:50頃、試験点灯予定。その後、試験点灯区間を公団パトロールカーの先導により試走予定。)
2. 集合場所 3号神戸線京橋西行入口(工事中)から入り京橋PA2階に集合
3. その他 取材をご希望される場合は、社旗等報道機関である旨表示のうえ、係員の誘導に従い、お入り下さい。

97. 平成8年7月30日(火) 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「摩耶～深江」間の交通開放について

阪神高速道路公団では、3号神戸線の日も早い復旧に取り組んでいるところですが、すでにお知らせしましたとおり8月10日に「摩耶～深江」間 6.2kmを下記のとおり交通開放します。

なお、本開放に伴う3号神戸線の開放延長は「柳原～深江」間13.0kmとなり、本開放時から料金徴収を再開し、全線開放時(9月30日)までの間、暫定料金として普通車200円、大型車400円を頂くこととなります。

1. 開放日時 平成8年8月10日(土) 正午
2. 深江料金所での縦列収受の実施について

3号神戸線全線開放時までの間、暫定的に端末となる深江入口において混雑が予想されます。

そのため、下図のとおり従来のブースの後方に仮設ブースを増設して、計4ブースで料金を収受し料金所の混雑緩和を図ることとします。

(深江料金所略図)



98. 平成8年8月7日(水) 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「摩耶～深江」間の道路照明灯の点灯について

阪神高速道路公団では、3号神戸線「摩耶～深江」間 6.2kmを平成8年8月10日正午に交通開放する予定ですが、これに先立ち、下記のとおり当該区間の道路照明灯の点灯を実

施しますので、お知らせ致します。

なお、取材をご希望される場合は8月8日（木）17：00までに総務部広報課宛ご連絡下さいますようお願い致します。

記

1. 日 時 平成8年8月9日（金） 18：30集合
2. 集合場所 3号神戸線摩耶（東行）料金所前（地図参照）
3. その他 集合場所へは社旗等報道機関である旨表示のうえ、係員の誘導に従い、摩耶東行入口からお入り下さい。

100. 平成8年8月7日（水） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線児童見学会の実施について

阪神高速道路公団では、3号神戸線「柳原～月見山」間5.4kmを平成8年8月31日に交通開放する予定ですが、これに先立ち、下記のとおり当該区間の児童見学会を実施しますので、お知らせ致します。

なお、取材をご希望される場合は、8月8日（木）18:00までに神戸線復旧建設部総務課まで、ご連絡下さいますようお願いいたします。

記

【実施要領】

1. 日 時 平成8年8月9日（金） 9：30～11：30
 2. 場 所 阪神高速3号神戸線 柳原～月見山間の復旧工事現場
 3. 見 学 者 神戸市立若宮小学校6年生児童 60名
 4. 行 程 9：30 —————→ 10：00 —————→ 10：10 —————
 若宮小学校にて簡単な説明 若宮小〔発〕 若宮入路
 復旧工事ビデオ鑑賞 (大型バス2台)
- 3号神戸線工事中区間★（東尻池交差点付近）————→ 帰 路
 ★現地で下車し、15分程度説明・実験（取材場所）
- ・排水性舗装（低騒音舗装）
 - ・免震支承
 - ・非常電話

101. 平成8年8月21日（水） 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「月見山～柳原」間と京橋パーキングエリアの交通開放について

阪神高速道路公団では、3号神戸線の日も早い復旧に取り組んでいるところですが、すでにお知らせしましたとおり8月31日に「月見山～柳原」間5.4kmと京橋パーキングエリアを下記のとおり交通開放します。

なお、本開放により3号神戸線の開放延長は「月見山～深江」間18.4kmとなりますが、暫定料金の普通車200円、大型車400円は全線開放時（9月30日）までの間、変更ありません。

記

・開放日時：平成8年8月31日（土） 正午

・京橋パーキングエリアの概要：

〔西行〕駐車台数 小型車68台、大型車20台、身障者用2台

トイレ、電話、無料休憩所、自動販売機

〔東行〕駐車台数 小型車61台、大型車21台、身障者用1台

トイレ、電話、無料休憩所、自動販売機、情報コーナー

※なお、レストラン及び西行の無料休憩所の開業は9月30日の全線交通開放時からとします。

102. 平成8年9月11日（水） 本四公団第一建設局

明石海峡大橋補剛桁閉合式（最終ボルト締結）について

明石海峡大橋補剛桁閉合式（最終ボルト締結）を9月18日（水）に行いますので、お知らせ致します。

主催：本州四国連絡橋公団第一建設局

明石海峡大橋補剛桁工事各共同企業体

日時：平成8年9月18日（水） 午前10:30より

場所：明石海峡大橋補剛桁 中央径間中央部

〔出席予定者〕

兵庫県知事、徳島県知事、神戸市長、淡路町長、建設省近畿地方建設局長、建設省四国地方建設局長、本州四国連絡橋公団総裁、明石海峡大橋補剛桁工事各共同企業体
他 合計約250名

103. 平成8年9月19日（木） 日本道路公団

山陽自動車道（神戸ジャンクション～三木小野）の開通について

JHが建設を進めてまいりました山陽自動車道のうち、神戸ジャンクションから三木小野インターチェンジまでの区間（延長27.7km）が開通の運びとなりましたので、お知らせします。

また、当開通と同日に開通する上信越自動車道（小諸～更埴JCT間36.8km）及び磐越自動車道（津川～安田間22.7km）とを合わせ、全国の高速道路の開通延長は6,000kmを突破します。

これにより、現在計画されている高速道路11,520kmの約52%に達しますが、国土の均衡ある発展を図り災害に強い国土を築くため、高速道路ネットワーク整備は今後とも緊急かつ重要な課題であり、JHはこれからも高速道路ネットワークの早期整備に全力で努めてまいります。

なお、今回の開通に引き続き、平成9年度には、三木小野インターチェンジ～山陽姫路東インターチェンジ間の開通を予定しており、これをもって神戸ジャンクションから山口ジャンクションまでがつながることとなります。

記

1. 開通日時 平成8年11月14日(木) 15時
2. 開通区間 神戸ジャンクション(神戸市北区)から三木小野インターチェンジ(三木市鳥町)までの区間(27.7km)
3. 開通式典 開通式典を平成8年11月14日(木)午前10時00分から、三木サービスエリアで行います。

104. 平成8年9月20日(金) 阪神高速道路公団

阪神高速3号神戸線「深江～武庫川」間の交通開放について

阪神高速道路公団では、3号神戸線の一日も早い復旧に取り組んでいるところですが、すでにお知らせしましたとおり9月30日に「深江～武庫川」間9.3kmを下記のとおり交通開放します。

本開放により3号神戸線全線開放となりますので、これまでの暫定料金を廃止し、従来の料金、普通車400円、大型車800円となります。

なお、環境対策工事を部分的に1車線規制にて実施し、平成8年12月末の完了を予定しています。

記

○開放日時：平成8年9月30日(月) 正午

105. 平成8年9月27日(金) 関西高速鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社

JR東西線の運輸営業開始の予定日の決定について

JR東西線の運輸営業開始の予定日が決まりました。

1. 運輸営業開始の予定日

平成9年3月8日(土) (大安)

※鉄道事業法に定める諸手続については、申請手続き中です。

運輸省等の検査に合格した上で、開業することとなります。

106. 平成8年10月3日(木) 道路補修課

道の駅「R427かみ」の供用開始について

道路の休憩施設としては、従来より高速道路等においてサービスエリアやパーキングエリアが整備されているところですが、一般道路においても単なる駐車場としての休憩の場を提供するのみならず、訪れる人々に町の文化・歴史・観光・特産物の情報を提供する“一般道路のサービスエリア”として平成5年度から『道の駅』の整備を順次行っているところ です。

すでに県内では9駅が供用していますが、この度、加美町鳥羽の国道427号沿いに「R427かみ」が供用開始するはこびとなりました。

当駅は、北播磨地域の杉原川のほとりに位置し、手漉き和紙で有名な「杉原紙」の産地であることから杉原紙研究所と一体となった整備を行いました。

「R427かみ」供用後は、ドライバーへのサービスはもとより地域の情報発信や交流の拠点となり、地域の活性化に大きく寄与するものと期待されています。

なお、竣工式は10月6日(日)午前11時から現地において行う予定です。

「道の駅」の概要

- ・道の駅名 : 「R427かみ」
- ・所在地 : 多可郡加美町烏羽733-1 一般国道427号
- ・事業着手 : 平成6年度
- ・供用開始 : 平成8年10月6日
- ・施設とサービスの概要
物産館（ピロティ、休憩所、物産売場、レストラン）、広場、駐車場、トイレ

〔資料－3〕

原単位方式査定設計書（道路）作成基準

1. 目的

本基準は、大規模な震災に鑑み、災害査定設計書作成の簡略化を目的として、兵庫県・神戸市及び市・町が管理する道路災害の特に激甚であった地域に適用する。

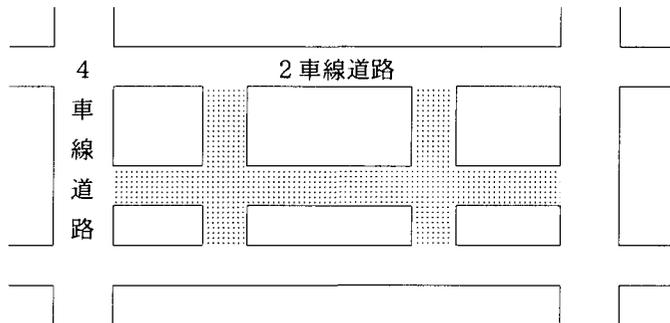
2. 申請区間（区域）の設定

申請区間の設定は路線別に概ね1kmを標準とする。ただし、生活用道路等の場合は2車線以上道路に囲まれた区域を標準とする。

○ 標準



○ 生活用道路等の場合



3. 現地調査の指標

(1) 指標

現地調査は、「液状化によるうねり等」「クラック」「路面の沈下」等の状況を把握する。

(2) 被災ランクの決定

上記現地調査に基づき、被災ランクを下記により決定する。

- ・ Aランク : 復旧面積が概ね70%程度以上の場合
- ・ Bランク : 復旧面積が概ね50%程度の場合
- ・ Cランク : 復旧面積が概ね30%程度以下の場合

4. 積算手法

道路規模により下記の4種類に分類し該当単価を適用する。

(1) 道路の分類

- イ. 主要幹線道路 4車線以上
- ロ. 幹線道路 2車線、歩道有
- ハ. 準幹線道路 2車線、歩道無
- ニ. 生活用道路 1車線

(2) 適用単価区分

区 分	ランク	単価番号
主要幹線道路 4車線以上	A	1-A
	B	1-B
	C	1-C
幹線道路 2車線歩道有	A	2-A-1
	B	2-B-1
	C	2-C-1
準幹線道路 2車線歩道無	A	2-A-2
	B	2-B-2
	C	2-C-2
生活用道路 1車線	A	3-A
	B	3-B
	C	3-C

5. 査定設計書の作成

別紙-1のとおり

6. 申請図面の作成

別図-1のとおり

7. 使用に当たっての留意事項

- 1) 幹線道路等の申請区間の設定は、路線別概ね1kmを標準とするが、未被災区間が連続してある様な場合は適宜除くこととする。
- 2) 査定設計書に添付する図面は、位置図、標準横断面図、平面図とし作成例は別図-1のとおりである。
なお、説明用参考図として現地調査結果図面を用意する。

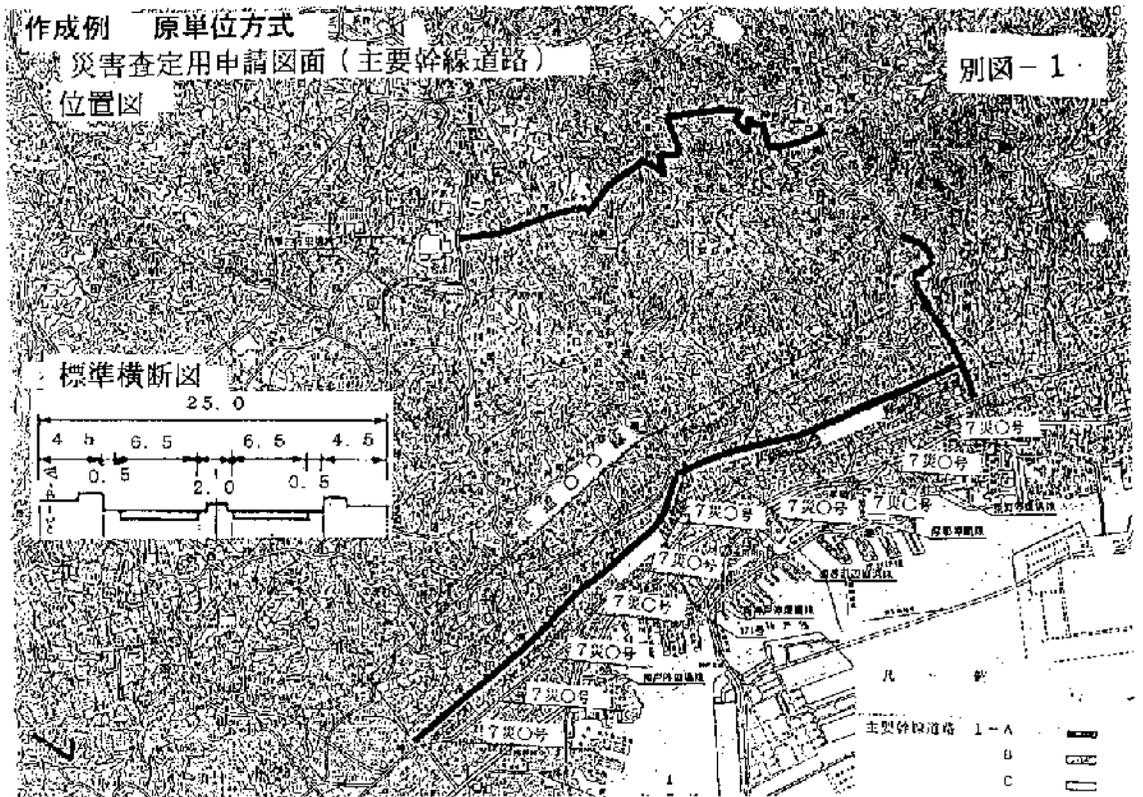
別紙-1 復旧工事実施計画書記入例

7年災復旧工事
実施設計書別紙-1
(記入例)

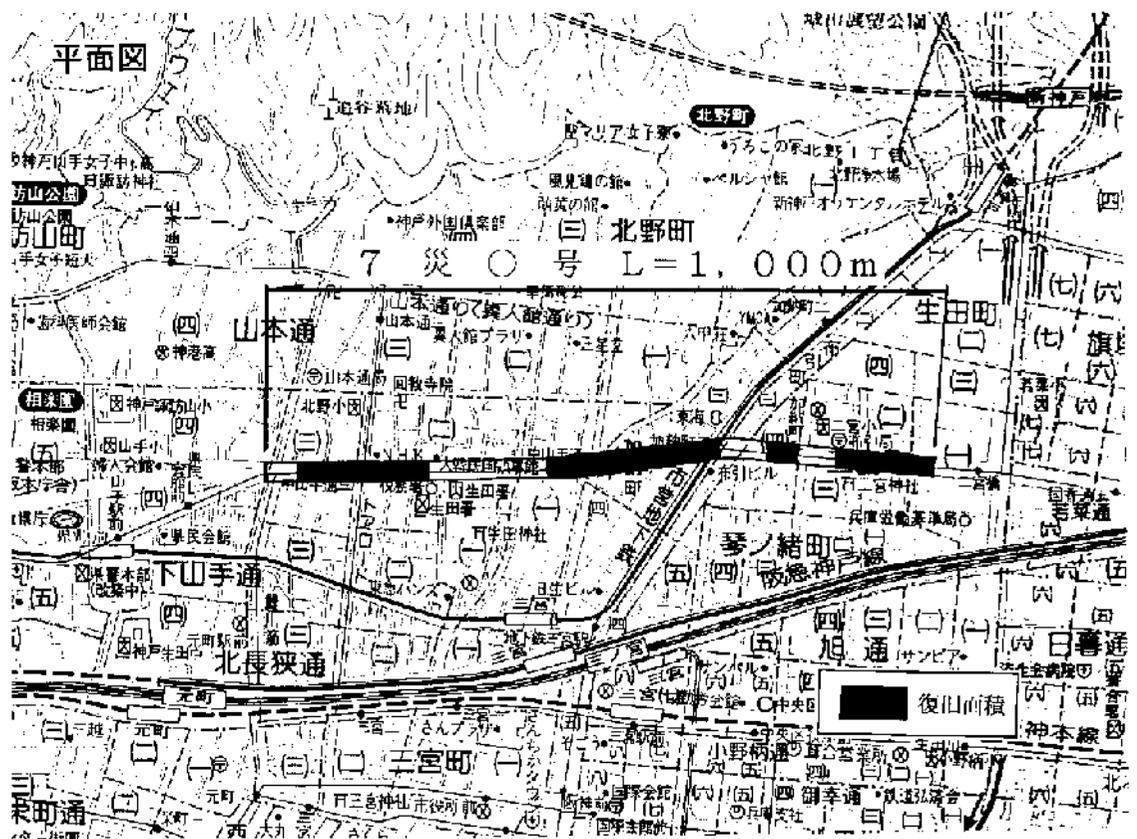
決裁	課長	係長	審査者	検算者	設計者
災害年月日	7年1月17日			復旧延長 1000m 幅員 15m 道路 L=1000m (2-A-1) ← ランクの記入 ガトレール 照明 情報版 水路 etc	申請区間で被災を受けた 道路附属物の名称を必ず <u>記入すること。</u>
工事番号	第 〇〇〇 号				
河川名、路線名等	(幹線道路等の場合)→主要地方道〇〇～〇〇線 (生活道路等の場合)→市道〇号線他〇〇路線				
施行位置	兵庫県〇〇市〇〇町 地内				
工事名	災害復旧工事				
	申請	決定	摘要		
工事費	金 121,647 千円	金 千円	$1,000\text{m} \times 15\text{m} \times 7990\text{円}/\text{m}^2 = 119,850,000 \text{ 円} \times 1$ $119,850,000 \times 1.015 = 121,647,750$		
内未成	金 千円	金 千円	年災 次第 号		
内転属	金 千円	金 千円	次第 号		
被災原因その他	兵庫県南部地震による被災				

※1 復旧工事費の算出方法

$$\text{本工事費} = \text{対象区間(エリア)内道路総面積} \times \text{ランク別単価}$$



別図-1 (1) 災害査定用申請図面（位置図）作成例（主要幹線道路の例）



別図-1 (2) 災害査定用申請図面（平面図）作成例（主要幹線道路の例）

〔資料－4〕 鉄道災害復旧補助制度

平成6年度鉄道施設災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 兵庫県は、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震により被害を受けた鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業の免許を受けた者及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業の特許を受けた者をいう。以下同じ。）が行う災害復旧事業に要する経費に対し、鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが、著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、鉄道事業者に災害復旧事業費補助金（以下「県補助金」という。）を交付するものとし、この交付に関しては、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に規定するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、兵庫県南部地震により被害を受けた鉄道事業者であって、次のいずれにも該当する鉄道事業者とする。

- (1) 当該鉄道事業者の行う災害復旧事業が民生の安定上必要であること。
- (2) 当該鉄道事業者の行う災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害を受けた日の属する営業年度（以下「基準営業年度」という。）の前営業年度末からさかのぼり1年間における当該災害を受けた鉄道（軌道含む。以下同じ）の運輸収入の割以上の額であること。
- (3) 基準営業年度の前営業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄道事業の損益計算において欠損若しくは営業損益を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準営業年度以降おおむね5年間に越えて各年度の鉄道事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じることが確実と認められること。
- (4) 基準期間における各年度の鉄道事業者が経営する全ての事業（以下「全事業」という。）の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準営業年度以降おおむね5年間に越えて各年度の全事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じることが確実と認められること。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、兵庫県内において、災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設することを含む。）を目的とする事業及び災害を受けた鉄道の施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を建設することを目的とする事業であって、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 工事に要する費用に比してその効果が著しく小さいもの
- (2) 維持工事とみるべきもの
- (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏によって生じたものと認められる災害に係るもの

(4) 維持管理の方法が適当でなかったことによって生じたものと認められる災害に係るもの

2 前項の鉄道の施設の範囲は、次のとおりとする。

(1) 線路施設

軌道（線路舗装を含む）、路盤、線路切取、線路築堤、土留擁壁、橋、伏せ樋、排水溝、トンネル、砂防設備、防雪設備、防波設備

(2) 停車場施設

転車台、遷車台、給水設備、給油設備、給炭設備、乗降場、貨物積卸場

(3) 運転保安施設

信号扱所建物、閉塞装置、信号装置、連動装置、転轍装置、踏切保安装置

(4) 電気施設

送電線路、饋電線路、電車線路、配電線路、変電設備（変電所建物を含む）

(5) 通信施設

(6) 鉄道車両

(7) その他特に兵庫県知事（以下「知事」という。）が必要と認める施設

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は補助対象事業に係る工事のため必要な本工事費及び付帯工事費とする。

2 前項の本工事費及び付帯工事費には、購入その他これに準ずる方法のみによって災害復旧事業を行う場合における購入費その他これに準じる費用、応急工事が復旧工事の一部となる場合における当該応急工事に要した費用及び復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

（県補助金の額）

第5条 県補助金の額は次のとおりとする。

(1) 神戸市内については補助対象経費の2割5分以内の額の1/2以内の額

(2) 神戸市域外については補助対象経費の2割5分以内の額

（災害状況報告）

第6条 県補助金の交付を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後速やかに、その災害の状況について災害状況報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない

（交付申請）

第7条 県補助金の交付を受けようとする鉄道事業者は、災害発生後遅滞なく、災害復旧事業費補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 災害復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類

(2) 収益及び費用状況並びに収益及び費用見込み表（様式第3号）

(3) 災害復旧に要する費用の額が運輸収入の1割以上の額であることを明らかにした書類

(交付決定及び通知)

- 第8条 知事は前条の規定による災害復旧事業費補助金交付申請書の提出があったときは審査のうえ、適当であると認めるときは県補助金の交付の決定を行い、災害復旧事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該鉄道事業者に通知するものとする。
- 2 知事は前項の県補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

- 第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた鉄道事業者が、災害復旧事業計画を変更して事業を施行する必要があるときは、鉄道軌道整備法施行規則第15条の8の規定に準じ、災害復旧事業計画変更申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の変更計画書の提出があったときは、審査のうえ、必要であると認めるときは交付決定額の変更を行い、災害復旧事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により当該鉄道事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 県補助金の交付決定を受けた鉄道事業者は、当該災害復旧事業を完了したときは遅滞なく、災害復旧事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合においても同様とする。

(県補助金の額の決定)

- 第11条 知事は、前条の規定により災害復旧事業の完了等の報告があったときは、審査のうえ、交付決定の内容に適合すると認めるときは県補助金の額を決定し、災害復旧事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により、当該鉄道事業者に通知する。

(県補助金の交付)

- 第12条 県補助金の交付を受けようとする鉄道事業者は、次に掲げる書類を添付して、災害復旧事業費補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。
- (1) 県補助金の額の決定通知書の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 県補助金は、前条の規定による額の確定後交付する。ただし、知事は必要があると認められるときは概算払いをすることができる。

(交付決定の取り消し)

- 第13条 知事は、県補助金の交付決定を受けた鉄道事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、県補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。
- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 県補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 県補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(4) 鉄道軌道整備法に基づき、国から受けた補助金の不交付又は返還があったとき。

(県補助金の返還)

第14条 知事は、前条の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に關し、既に県補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

2 知事は、第11条の額の確定を行った場合において、既にその額を越える県補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(加算金及び遅延利息)

第15条 県補助金の交付を受けた鉄道事業者は、前条1項の規定により県補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る県補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算（1年を 365日として日割り計算）した加算金を兵庫県に納付しなければならない。

2 県補助金の交付を受けた鉄道事業者は、前条各項の規定により県補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95%の割合で計算（1年を 365日として日割り計算）した遅延利息を兵庫県に納付しなければならない。

(損益計算書等の提出)

第16条 県補助金の交付申請書を提出した鉄道事業者は、補助対象事業の完了した日の属する年度に係る営業年度以降10年間、毎営業年度終了後3か月以内に、当該鉄道に関する損益計算書その他必要書類を知事に提出しなければならない。

(利益金の納付)

第17条 県補助金の交付を受けた鉄道事業者は、当該鉄道につき、その営業用固定資産の価格の1割5分の金額を越える益金を生じたときは、その超過額の2分の1に相当する金額を、当該利益を生じた営業年度末からさかのぼり10年以内に交付を受けた補助金の総額に達するまで、兵庫県に納付しなければならない。

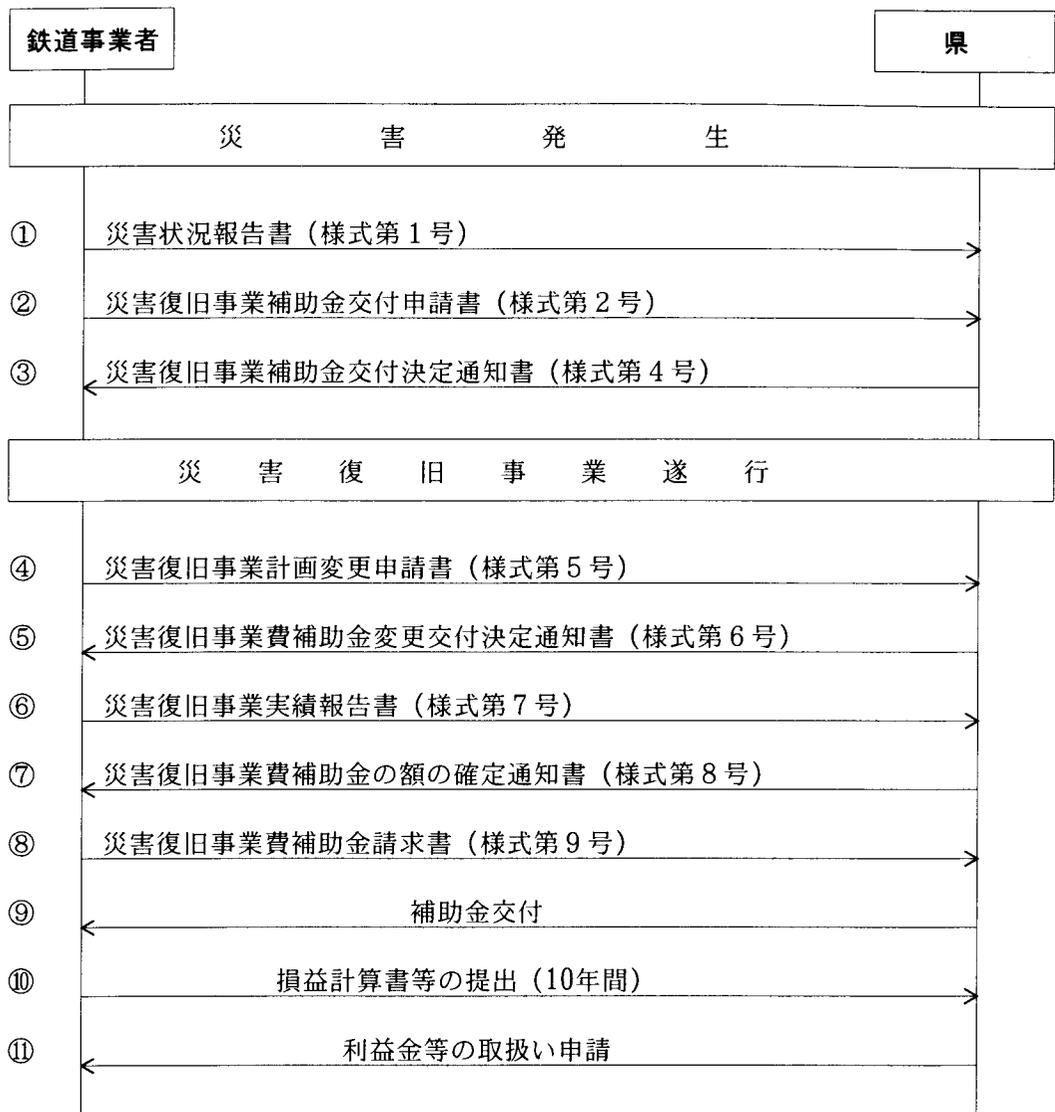
(関係書類の保存)

第18条 県補助金の交付を受けた鉄道事業者は、当該災害復旧事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して収支の額を記載するとともに、その収支の内容を証する書類を整備し、収支簿とともに当該災害復旧事業の完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が定める。

鉄道施設災害復旧事業費補助手続きフロー



（注）④の事業計画変更申請において、交付決定額の変更を生じない場合、⑤の通知はない。

(様式第1号)

第 年 月 日
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住所
氏名又は名称 印

災害状況報告

平成7年1月17日発生の兵庫県南部地震により受けた鉄道災害の状況について、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 災害状況 別紙のとおり

[別紙] 災害状況報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因(地震)
 - 震度
 - 震源地
3. 災害状況
 - イ. 鉄道事業

区分	線別及び位置	施設名	災害状況	復旧費見込額	備考
補助対象施設A				千円 (小計)	
補助対象施設B				千円 (小計)	
その他の施設				千円 (小計)	
計					

 - ロ. 兼業

施設名	災害状況	復旧見込額	備考

 - ハ. 他の交通機関
 - ニ. 沿線一般
4. 災害後の運行状況
5. 運輸休止中の運輸収入減少見込額

注1. 補助対象施設A欄には、県補助金を受けようとする要綱第3条2項に掲げる施設の災害状況を記入すること。

2. 補助対象施設B欄には、県補助金の交付の決定を受けた要綱第3条2項に掲げる施設の災害状況を記入すること。

3. 災害状況欄は具体的に記入すること。

4. 復旧費見込額欄には、要綱第4条第2項に規定する本工事費及び附帯工事費の概算見込額を記入すること。

5. 沿線一般の災害状況には、主要産業、住宅等の災害の概況を記入すること。

6. 当該鉄道及びこれに関連する施設の災害状況を示す略図及びこれらの施設のうち主要なものの災害状況を示す写真を添付すること。

(様式第2号)

第 平成 年 月 日 号

兵庫県知事 様

住 所
氏名又は名称 印

災害復旧事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日に受けた災害について災害復旧事業を施行したいので、災害復旧事業費補助金を交付されるよう、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額 金 円

区 分	補助金対象経費	補 助 率	補 助 額
神戸市域内 神戸市域外			
計			

2. 災害復旧事業計画 別紙のとおり

[別紙]

災 害 復 旧 事 業 計 画

1. 災害復旧事業

イ 総括表

区 分	直 営 工 事 費 (神戸市外) 全体	請 負 工 事 費 (神戸市外) 全体	合 計 (神戸市外) 全体
本工事費 線路施設 停車場施設 運転保安施設 電気施設 通信施設 鉄道車両 その他 附帯工事費			
計			

注 神戸市外の事業がない場合は () は記載しなくてもよい。

ロ. 明細表

区 分	工 事 番 号	線別及び 位 置	工事内容	工 事 費				備 考
				種別	数量	単価	金額	
本工事費 何々施設 何々工事								
計								
付帯工事費 何々工事								
計								

- 注1. 要綱第4条2項に規定する応急工事に要する費用を含む場合は、(内応急)として記すること。
2. 明細表は、本工事の線路施設、停車場施設、運転保安施設、電気施設、通信施設及び鉄道車両並びに付帯工事費の別に各一表として作成すること。
3. 区分欄には、何々工事として工事番号ごとの工事の内容を示す名称を記入すること。
4. 工事番号は、一の工事単位として施行することが適当なものごとに附すること。
5. 工事内容欄には、工事種別（軌道、路盤、土留擁壁等の別及びその内訳）及び形状寸法その他の構造を記入すること。
6. 種別欄には、資材の名称、形状寸法及び品質（規格）並びに工事に使用する労務者についてその職種等を記入すること。
7. 工事費欄は、種別欄の記入ごとに整理すること。
8. 請負工事については、工事費欄には、工事番号ごとの金額のみを記入し、別にその積算の基礎を明らかにした書類を添付すること。
9. 直営工事及び請負工事の別は、備考欄に記入すること。
10. 補助対象施設の工事に必要な経費で補助の対象とならないもの（用地費、補償費等）は、その費目及び金額を備考欄に記入すること。
11. 施行済の工事は、その工事出来高及びこれに相当する金額を備考欄に記入すること。
12. 被災前の施設と異なる施設を施行する場合は、その理由を備考欄に記入すること。
13. 工事計画図及び仕様書は、必要に応じて添付すること。
14. 工事番号ごとの災害状況を明らかにする書類及び写真を添付すること。

2. 工事予定

工 事 番 号	総工事費	工 事 出 来 高				備 考
		何会計年度 第何四半期		何会計年度 第何四半期		
		工事量	金 額	工事量	金 額	
計						

注 各年度の第四四半期の欄には、当該四半期の工事出来高及び金額のほかにその年度の工事出来高及び金額をカッコ書で記入すること。

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

様

兵庫県知事

印

災害復旧事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった災害復旧事業費補助金については、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1. 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3. 補助金の交付の条件 | | |

(様式第5号)

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事

様

住 所

氏名又は名称

印

災害復旧事業計画変更申請書

平成 年 月 日付け第 号で申請した災害復旧事業計画を変更したいので別紙のとおり災害復旧事業変更計画書を提出します。

〔別紙〕

災害復旧事業変更計画

1. 変更しようとする災害復旧事業

イ 総括表

区 分	直 営 工 事 費 (神戸市外)全体	請 負 工 事 費 (神戸市外)全体	合 計 (神戸市外)全体
本工事費 線路施設 停車場施設 運転保安施設 電気施設 通信施設 鉄道車両 その他 附帯工事費			
計			

注 神戸市外の事業がない場合は () は記載しなくてもよい。

ロ. 明細表

区 分	工 事 番 号	線別及び 位 置	工事内容	工 事 費				備 考
				種別	数量	単価	金額	
本工事費 何々施設 何々工事 _____								
計								
付帯工事費 何々工事 _____								
計								

2. 工事予定

工 事 番 号	総工事費	工 事 出 来 高				備 考
		何会計年度 第何四半期		何会計年度 第何四半期		
		工事量	金 額	工事量	金 額	
計						

- 注1 変更しようとする計画に関する事項は、朱記すること。
- 注2 変更しようとする計画に係る工事番号の未施行の変更しない計画に関する事項は、黒字で記入すること。
- 注3 変更しようとする計画に係る工事番号の既施行工事に関する事項は、黒字かつこ書で記入すること。
- 注4 上記のほか当初の事業計画書に準じて記入すること。

(様式第6号)

第 号
平成 年 月 日

様

兵庫県知事 印

災害復旧事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった災害復旧事業変更計画書を審査したところ、下記のとおり交付決定額の変更を行うことを決定したので通知いたします。

記

1. 補助金変更交付決定額 金 円

(様式第7号)

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
氏名又は名称 印

災害復旧事業実績報告書

平成 年度鉄道災害復旧事業が完了しましたので、その実績を別紙のとおり報告します。

〔別紙〕

災害復旧事業実績報告書

1 総括表

区 分	直 営 工 事 費 (神戸市外)全体	請 負 工 事 費 (神戸市外)全体	合 計 (神戸市外)全体
本工事費 線路施設 停車場施設 運転保安施設 電気施設 通信施設 鉄道車両 その他 附帯工事費			
計			

注 神戸市外の事業がない場合は () は記載しなくてもよい。

2 明細表

区 分	工 事 番 号	線別及び 位 置	工事内容	工 事 費				備 考
				種別	数量	単価	金額	
本工事費 何々施設 何々工事 _____								
計								
付帯工事費 何々工事 _____								
計								

注1 工事費の決算額の下に計画額をカッコ書で記入すること。

2 上記のほか当初の事業計画書に準じて記入すること。

(様式第8号)

第 平成 年 月 日 号

様

兵庫県知事 印

災害復旧事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のあった災害復旧事業費補助金については、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金額は次のとおりである。

補助金の額 金 円

(様式第9号)

第 平成 年 月 日 号

兵庫県知事 様

住所
氏名又は名称 印

災害復旧事業費補助金請求書

平成 年度災害復旧事業について、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 補助金請求額 金 円

2. 払込先

- (1) 取扱銀行(支店)名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人(フリガナ)

〔資料－5〕

私道災害復旧補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「財団法人阪神・淡路大震災復興基金(以下「財団」という。)」が、阪神・淡路大震災により被災した私道の早期復旧を促進するため、災害復旧工事を行う者に対する補助に関して必要な事項を定め、もって、地域住民が安心して暮らせる生活環境の早期回復に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、公道とは、道路法第2条に規定する道路及び公法人により道路とし、一般交通の用に供されている道路をいう。

2 この要綱において、私道とは、道路敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されている、または、大震災以前に一般交通の用に供されていた災害救助法指定地内に存する公道以外の道路をいう。

(対象私道)

第3条 補助対象の私道は、私道のうち兵庫県土木部道路補修課と協議を行った各市町の災害復旧工事助成要綱に定める私道とする。

2 財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長(以下「理事長」という。)は、公共的見地より各市町が特に必要と認めるときは、前項に該当しない私道についても補助の対象とすることができる。

(対象工事)

第4条 補助対象とする工事は、各市町が定める設計・積算基準に基づく舗装工、排水工、防護柵工、法面工等の原形復旧工事とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、前条の規定に該当する工事について、予算の範囲内において交付するものとする。

2 理事長が補助金を交付決定する場合においては、第3条第1項で定めた各市町の災害復旧工事助成要綱に基づき、各市町が別途助成決定したものに限るものとする。

(補助額)

第6条 補助額は、工事に要する費用のうち、第4条により算出された工事費の1/4に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該私道の関係者で一定の管理組織(自治会等すでに組織されたものがある場合には、その組織)をつくり、その代表者が私道災害復旧工事補助金交付申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、特別の事由があるものについては、工事実施後においても交付申請することがきるものとする。

- (1) 見取平面図
- (2) 権利者の承諾書(様式2)
- (3) 工事費見積書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第8条 理事長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けた場合には、すみやかに補助金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、補助金交付決定通知書(様式3)を申請者に交付することにより行うものとする。
 - 3 理事長は、第1項の補助金の交付決定にあたっては、この要綱で定める目的を達成するため、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付申請の取下げ)

- 第9条 前条第2項の通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請を取下げることができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(工事の変更・中止)

- 第10条 被交付決定者は、第1号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式4)を、第2号に掲げる中止を行おうとする場合は、補助工事中止承認申請書(様式5)を理事長に提出しなければならない。
- (1) 補助工事の内容の変更(理事長が別に定める軽微な変更を除く。)
 - (2) 補助工事の中止
- 2 理事長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式6)又は補助工事中止承認通知書(様式7)により当該申請者に通知するものとする。

(着手及び完成の届出)

- 第11条 被交付決定者は、工事着手前に着工届(様式8)を、工事が完了したときには完了届(様式9)を理事長に提出しなければならない。

(完了検査)

- 第12条 理事長は、第11条の完了届を受けたときには、各市町に委託して検査を行うものとする。
- 2 各市町は、完了検査の結果を完了検査通知書(様式10)により理事長に通知するものとする。
 - 3 前項の規定による検査の結果、工事が補助金交付決定の内容に適合しないと認めるときは、被交付決定者に対し手直しを指示することができる。

(補助金の額の確定又は変更)

- 第13条 前項の完了検査の結果、工事が補助金交付決定の内容に適合していると認めるときは、理事長は、被交付決定者へ補助金額確定通知書(様式11)を交付するものとする。
- 2 工事量が当初設計に比べて異なる場合は、理事長は補助金の額を変更し補助金額変更通知書(様式12)を被交付決定者へ交付するものとする。

(補助金の交付時期)

- 第14条 理事長は、前条の規定に基づき補助金が確定したときは、申請者より請求書(様式14)の提出を受けて補助金を交付するものとする。

(補助金の請求及び受領の委任)

第15条 被交付決定者は、委任状(様式13)により補助金の請求及び受領を原則として請負業者に委任するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第16条 理事長は、被交付決定者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 工事が、補助金交付決定の内容に反したとき。
- (3) 工事の未着手、中止のとき。
- (4) 理事長の付した条件又は指示等に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合で、すでに補助金が交付されているときは、取り消し決定の日から15日以内の期限を定めてその返還を被交付決定者に命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第18条 前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、被交付決定者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

- 2 被交付決定者は、前条の規定により定められた期日までに納付しなかったときには、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を財団に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第19条 被交付決定者は当該補助工事に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助工事が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(私道の維持管理及び財産処分の制限)

第20条 被交付決定者は、補助により復旧された私道について、一般交通の用に供し当該道路機能を損なわないよう適正に維持管理を行うものとする。

- 2 被交付決定者は、当該私道の存する間、前項の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、都市計画事業(都市計画法に基づく開発行為を含む。)による認可権者の許可を得た場合はこの限りではない。

(申請及び通知の経由)

第21条 申請者並びに被交付決定者及び理事長が行う申請、届出、通知及び補助金の交付に係る手続きは、各市町及び兵庫県土木部道路補修課を経由するものとする。

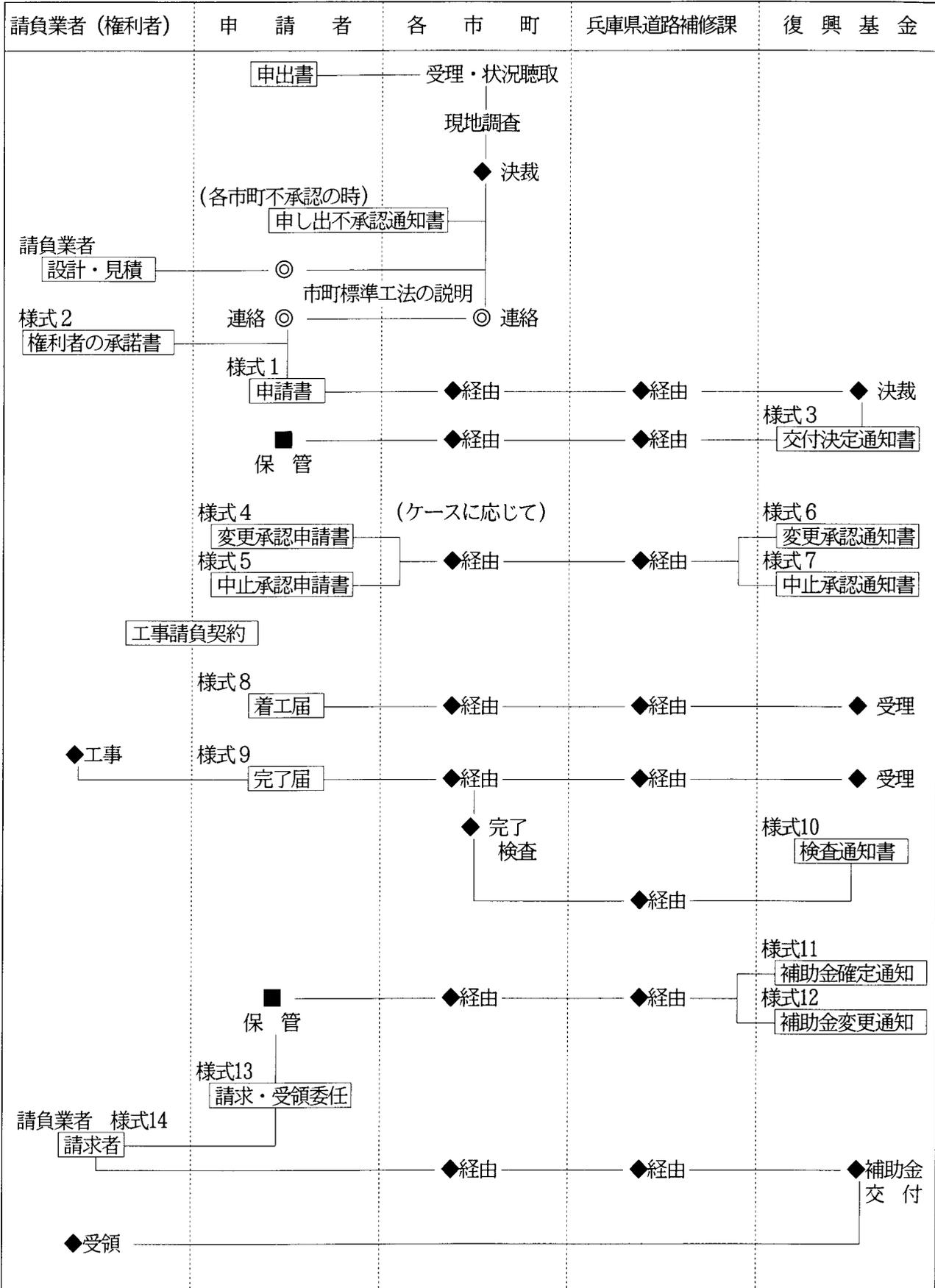
(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月28日から施行し、平成10年3月31日まで適用するものとする。

私道災害復旧工事補助の事務の流れ



〔資料－6〕

都市災害復旧制度の改正

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

昭和37年8月14日建設省都発第194号建設省都
市局長から都道府県知事、指定都市の長あて
最終改正 平成7年3月23日建設省都街発第18号

第1 目的

主として都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、又は、市街地が堆積土砂による災害をうけた場合において、地方公共団体若しくは土地区画整理組合が行う災害復旧事業、又は、地方公共団体が行う堆積土砂排除事業に対して、国は、この基本方針によって予算の範囲内で地方公共団体（土地区画整理組合の維持管理に属する街路に係る災害復旧事業にあつては、その災害復旧に要する経費の補助を行う都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。））に補助を行い、これらの災害を速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

第2 定義

- 1 この基本方針において、「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。
- 2 この基本方針において、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設等を行うことを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。
- 4 この基本方針において、「都市計画区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により、建設大臣又は都道府県知事が指定した都市計画区域をいう。
- 5 この基本方針において、「土地区画整理組合」とは、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合をいう。
- 6 この基本方針において、「都市施設」とは、地方公共団体（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合の維持管理に属する街路並びに地方公共団体の維持管理に属する公園等及び都市排水施設をいう。
- 7 この基本方針において、「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- 8 この基本方針において、「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

9 この基本方針において、「堆積土砂排除事業」とは、一の市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が30,000立方メートル以上であるもの、又は2,000立方メートル以上の一団をなす堆積土砂、又は、50メートル以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2,000立方メートル以上であるもので、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業をいう。

イ 都市計画区域内にあつては、都市施設以外の地域に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く。)

ロ 都市計画区域外にあつては、市街地に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く。)

ハ 上記イ、ロにかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

第3 適用除外

この方針は、次の各号に掲げる災害復旧事業については、適用しないものとする。

- 1 施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあつては60万円に、市町村(指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までに規定する組合(第1項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。))を含む。)又は土地区画整理組合に係るものにあつては30万円に満たないもの。
- 2 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- 3 維持工事とみるべきもの。
- 4 明らかに設計の不備、又は工事施行の粗漏に起因し生じたもの。
- 5 甚しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害に係るもの。
- 6 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。
- 7 その他別に定めるもの。

第4 事業費の範囲

- 1 国が補助する都市災害復旧事業の事業費は、都市災害復旧事業等のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額(以下「工事費」という。)並びに事務費とする。
- 2 前号に規定する工事費には応急工事費を含むものとする。
- 3 前号に規定する応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとする。

附 則

都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い防空壕の埋戻し、防災処理等の必要が認められるものについては、当該埋戻し、防災処理等の費用は、都市災害として取り扱うものとする。ただし、都市施設に関係のない防空壕のみの災害又は防空壕が災害の原因をなす場合(異常な天然現象によらないもの。)においてはその取扱いを保留とする。

都市災害復旧事業事務取扱方針

昭和37年8月14日建設省都発第194号建設省都
市局長から都道府県知事、指定都市の長あて
最終改正 平成7年3月23日建設省都街発第18号

第1 趣旨

都市災害復旧事業に関する事務の取り扱いについては、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に定めるもののほか、この事務取扱方針の定めるところによる。

第2 災害原因の確認

災害原因の確認については、被災施設の原形及び被災状況等から災害復旧事業として採択できる災害であるかどうかを確認すること。

第3 復旧工法

災害にかかった施設を復旧する場合の工法は原則として原形に復旧（旧の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧すること。）することとし、原形に復旧することが、不可能若しくは著しく困難、又は、不適当な場合は、次の各号によるものとする。

1 原形に復旧することが不可能な場合

地形、地盤が著しく変動し、旧の位置に復旧することが不可能な場合、又は、原施設の形状、寸法では、復旧することが不可能である場合は、必要最小限度の工法によるものとする。

2 原形に復旧することが著しく困難な場合

地形、地盤が変動し、又は、被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なときは、当該施設の従前の効用を復旧する必要最小限度の工事を行うものとする。

3 原形に復旧することが著しく不適当な場合

地形、地盤が変動し、又は、災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当なときは、従前の効用を回復する必要最小限度の工事を行うものとする。又、原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断される場合においては、従前の効用を回復する必要最小限度の工事に相当する額を災害復旧費とするものとする。

第4 都市施設の範囲

基本方針第2の6にいう都市施設の範囲は、次に掲げるもののうち、復旧を必要とするものとする。

1 街路

次の各号に掲げる施設とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち道路上のさく又は駒止、道路情報管理施設、共同溝及び道路の防雪又は防砂のための施設を含む。）で道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの。

(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。）とを立体交差とするものうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの。

2 公園等

都市計画区域内にある公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（都市計画区域外にある都市公園法第2条に規定する都市公園を含む。）及び特定地区公園（特定地区公園事業費補助実施要領に基づき国の補助を受けた公園に限る。）のうち次の各号に掲げる個々の施設（植物を除く。）とする。

- (1) 園路及び広場
- (2) 修景施設のうち花壇、日陰だな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈籠、石組、飛石その他これらに類するもの（木竹製類を除く。）
- (3) 休養施設のうち休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設のうち、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの
- (5) 運動施設のうち野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪その他これらに類するもの（特定の団体、個人の用に供せられるものを除く。）及びこれらに附属する観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- (6) 教養施設のうち自然生態園、野外劇場又は野外音楽堂
- (7) 便益施設のうち駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
- (8) 管理施設のうち門、さく、管理事務所、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、護岸、擁壁その他これらに類するもの
- (9) 展望台並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物質の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設のうち耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポート

3 都市排水施設

都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設

第5 適用除外

- 1 基本方針第3適用除外3の維持工事とみるべきものとは、次のものをいう。
 - (1) 石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ工事
 - (2) 橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事
 - (3) 排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用
- 2 基本方針第3適用除外4の明らかに設計の不備、又は、工事施行の粗漏に起因して生じたものとは、検査、監査等により工事の出来高不足、手直しが認められ補強、手直し工事を命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等をいう。
- 3 基本方針第3適用除外7のその他別に定めるものとは、次のものをいう。
 - (1) 幅員6メートル未満の街路、又は、幅員4メートル未満の橋梁にかかるもの
 - (2) 幅員1メートル未満の都市排水路にかかるもの。ただし、管渠にあつては内径250ミリメートル未満のもの
 - (3) 堆積土砂排除事業のうち、次の各号に掲げるもの。
 - イ 宅地等に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所以外に捨てられた土砂にかかるもの
 - ロ 事業の実施が確認できないもの
 - ハ 自衛隊、地元等が無償で実施したもの又は失業対策事業その他の事業によって実施したもの
 - (4) 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。ただし、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。

第6 保留工事

災害復旧事業費の決定にあたり、次の各号の一に該当する場合は保留工事にする。

- 1 災害復旧事業の採否、又は、採択工法について立会官と意見を異にする場合
- 2 由緒ある建物等で原形に復旧する必要が認められるもので、その費用が多額となる場合
- 3 一箇所の決定見込額が5,000万円以上となる場合

第7 査定の方法

- 1 地方公共団体が提出する国庫補助申請書に基づき、大蔵省係官が立会の上、原則として現地査定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、土地区画整理組合の維持管理に属する街路についての災害復旧事業については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。）が国庫補助申請書を提出するものとする。

第8 単価・歩掛

単価・歩掛は、土木工事については、公共土木施設災害復旧事業に用いるものを使用し、建物の補修工事については公立学校災害復旧事業に用いるものを使用することとするが、上記以外のものにあつては現地の適正単価、歩掛によるものとする。

附 則

- 1 基本方針附則にいう防空壕の採択については、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行うことができる。
- 2 次に示す事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて取扱うものとする。
 - (1) 報告に関する事務
 - (2) 内未成の取扱い
 - (3) 他事業施行中の災害
 - (4) 事業費の積算（ただし、事務費率は総事業費の4%とする。）
 - (5) その他、査定事務で特に本事務取扱方針に規定していないもの。

〔資料－7〕

災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領

平成7年2月28日付 運輸省港湾局長

(目的)

第1 災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業（以下「本事業」という。）は、災害を受けた港湾環境整備施設を速やかに復旧し、もって港湾の健全な発展の維持を図ることを目的とする。

本事業は、地方公共団体が維持管理しているものを対象とする。

(定義)

第2 この要領において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この要領において「港湾環境整備施設」とは、港湾の環境を整備する目的で利用されている施設であって別に定めるものをいう。

3 この要領において「地方公共団体」とは、港湾法に基づく港務局を含む。

「災害」の定義は、負担法と同じ。

※運用（第1）

実施要領第2-2の「別に定めるもの」は次に掲げるものとする。

(1) 海浜 突堤、離岸堤等の施設

(2) 緑地

A) 基本施設としての花だん、門、通路、水道（散水施設を含む。）、ベンチ、野外卓、日陰たな、水飲場、照明等。

B) 利用施設としての庭球場、バレーボール場、野球場等の運動施設（更衣室、シャワールームを含む。）及び遊具施設。

C) 付属施設としての遊歩道、石垣、時計台、池、噴水、展望台、護岸、擁壁、暗礁等。

(3) 広場 野外劇場等の構造物（簡易なもので内部に更衣室、手洗場、便所等を含んでもよい。）

(4) 植栽 植栽に必要な盛土、客土、さく（木竹製類を除く。）等。

(5) 休憩所 構造物及び内外装一式（簡易なもので内部に手洗場、便所等を含んでもよい。）

上記各施設を集合した施設にあっては、一の施設とする。

注1) 埋立護岸は、背後地を波浪等から防護する基本施設としての外かく施設であり、国庫負担法の対象施設として取り扱う。

注2) (2) C) の護岸は、池や流路のための護岸をいう。

注3) (4) の植栽は、植栽、植草等は対象外である。

(事業の内容)

- 第3 本事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号。以下「負担法」という。）に基づく港湾施設若しくは海岸保全施設の災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた港湾環境整備施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適当な場合においては、当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。以下同じ。）するものとする。但し、落雷による場合は、この限りでない。
- 2 本事業は、原則として3か年以内に完了するものとする。

負担法に規定する港湾施設及び海岸保全施設に被害が発生した場合であって、同一港湾で、かつ同一の災害（暴風、こう水、高潮、地震等）により被災した港湾環境整備施設を原形に復旧するものである。

※運用（第2）

実施要領第3-1にいう「原形に復旧することが不可能な場合等」について

- (1) 原形に復旧することが不可能な場合とは、地形地盤が著しく変動形し、旧の位置に復旧することが不可能、又は原施設の形状、寸法では復旧することが不可能、又は原施設の形状、寸法では復旧することが不可能であることをいう。
- (2) 原形に復旧することが著しく困難な場合とは、地形地盤が変動し、又は被災施設の除去が困難なため旧の位置に旧の形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することが著しく困難なことをいう。
- (3) 原形に復旧することが著しく不適当な場合とは、地形地盤が変動し、又は災害の規模、若しくは原施設の形状、寸法等から判断して原形に復旧することが著しく不適当、又は原形に復旧しなくても旧の施設の効用を復旧することが著しく効果的であると判断されることをいう。

(適用除外)

- 第4 本事業は、次に掲げる場合は適用しない。
- (1) 本事業に係る工事費が100万円に満たないもの。
 - (2) 維持工事とみるべきもの。
 - (3) 明らかに設計の不備、又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - (4) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - (5) 本事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

(事業の申請)

- 第5 地方公共団体の長（以下「事業主体」という。）は、本事業を実施する場合には、事業採択申請書、箇所別調書、及び目論見書並びに設計書を運輸大臣に提出するものとする。
- 2 前項の箇所別調書及び目論見書並びに設計書の作成にあたっては、負担法施行令第6条第2項を準用する。
 - 3 事業主体が市町村長（政令指定都市及び一部事務管理組合は除く。以下同じ。）である場合の第1項に規定する書類の提出は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(事業の調査)

第6 本事業の調査は、第3の1に規定する災害復旧事業の査定の際、併せて実施するものとする。

港湾環境整備施設の査定は、負担法に基づく災害査定に併せて実施することとなる。

※運用(第5)**保留工事について**

災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事として、帰庁後検討の上決定するものとする。

- (1) 工事費が600万円以上となった場合
- (2) 災害復旧事業としての採否の判定困難なため又は大幅に工費の増減が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合
- (3) 他の施設の関係管理者と協議を要する場合

(事業の採択)

第7 運輸大臣は、国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、事業主体に事業採択の内定の通知をするものとする。

- 2 事業主体が市町村長である場合の前項の通知は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(事業の計画変更)

第8 事業主体は、本事業の事業費の決定の基礎となった設計の内容について、次のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 主要な工事計画の著しい変更
 - (2) 事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）
- 2 事業主体が市町村長である場合の前項に規定する承認申請は、都道府県知事を経由して行うものとする。

工事計画の変更については、「負担法施行規則」（昭和26年6月13日運輸省令第46号）第6条及び「港湾及び海岸災害復旧事業の設計変更について」（昭和42年4月1日港災第307号）を準用するものとする。

(増破等の取扱い)

第9 本事業に係る港湾環境整備施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施工中に新たに対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施工の工事は、新たに生じた災害による事業に併せて一の復旧事業として施工するものとする。

増破等の取扱いについては、「負担法施行令」（昭和26年4月16日政令第107号）を準用するものとする。

(補助)

第10 国は、本事業に要する費用のうち、別表に掲げる工事費及び事務費につき別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

予算の範囲内とは、補助率1/2以内をいう。

※運用（第3）

実施要領10にいう「工事費」のうち応急工事費について

応急工事費は、事前工法協議により運輸大臣が特別の事情があると認めた工事に必要な費用とする。

※運用（第4）

実施要領10にいう「事務費」について

事務費については、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和43年5月8日付け港管第814号）及び「港湾関係補助事業に係る事務費率の引き下げについて（暫定）」（昭和54年5月9日付け港管第1295号）を準用するものとする。

※運用（第6）

交付申請

事業主体が、国の補助金の交付を受けようとする時は、遅滞なく、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業交付申請書を運輸大臣に提出するものとする。

2 事業主体が市町村長である場合の前項の規定については、都道府県知事を経由して行うものとする。

※運用（第7）

成功認定申請

国の補助金の交付を受けた事業主体が本事業に係る工事を完了した日の属する次年度の6月30日までに、災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業成功認定申請書を運輸大臣に申請しなければならない。

2 事業主体が市町村長である場合の前項の規定については、都道府県知事を経由して行うものとする。

(報告)

第11 港湾環境整備施設について災害が生じた場合においては、「港湾関係公共土木施設災害状況の報告について」（昭和55年9月22日付け港災第1142号）により行うものとする。

災害の報告は、負担法の施設の報告と別様とする。（災害速報についても同様とする。）

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附則 この要領は平成7年2月28日から施行する。

〔資料－8〕

がれき等の災害廃棄物処理

1.1 関係省庁の合意を受けた地震担当大臣の発表資料

「兵庫県南部地震」におけるがれき等の処理について

平成8年1月28日

- 1 「兵庫県南部地震」の被害は極めて甚大であり、多数の建造物の倒壊、大規模な火災により、被災地には膨大な量のがれき等が残されている。このようながれき等の処理については、その一刻も早い実施について強い要望が寄せられていることから、政府として、現地における処理事業の早急な推進を全面的に支援する。
- 2 損壊した家屋等のがれき等の処理について、関係省庁において精力的に協議が行われ、別紙のとおり取扱いとすることとされた。このことにより市町において、地域ごとのがれき等の処理に係る所要の措置を開始していただくことができるものとする。
- 3 今回決定された措置等の主要な点は次の2点である。
 - ①損壊した家屋等のがれき等の処理については、災害廃棄物の処理の手続きにより行うこととし、その際、従来、国庫補助の対象となっていない個人住宅等の建物の解体費用についても公費負担（国庫補助の2分の1）の対象とする。
 - ②自衛隊は、市町の行うがれき等の処理に協力する。
- 4 なお、今回取り扱いを決定した倒壊した家屋等のがれき等以外の港湾、鉄道、道路その他の公共・公益施設等のがれき等については、当該施設の管理者が処理する。

「兵庫県南部地震」におけるがれき等の災害廃棄物処理の取扱方針

1月17日に発生した「兵庫県南部地震」による被害は甚大であり、都市機能がマヒし、社会的、経済的影響がきわめて大きなものとなっている。このような特別の事情に鑑み、損壊した家屋等のがれき等については、被災者の負担軽減を図るため、次のような特別の措置を講ずることとした。

1 内容

	損壊した家屋、事業所等の解体、処理
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・解体は所有者の責任 ・解体後は廃棄物として市町村が処理 ・国は市町村が行う処理に要する費用の1/2を補助
今 回 の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物として市町村が解体、処理 ・国はその費用の1/2を補助（解体に要する費用も含む。）

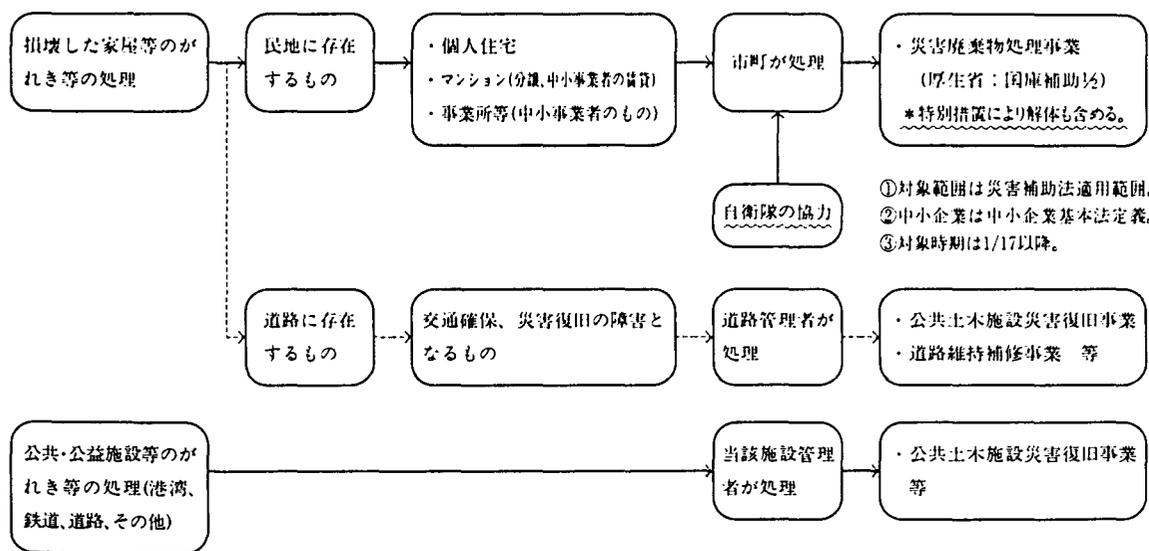
2 今回の措置対象

- (1) 個人住宅
- (2) 民間マンション
 - ①分譲
 - ②賃貸（中小事業者のものに限る。）
- (3) 事業所等（中小事業者のものに限る。）

3 自衛隊の協力

自衛隊は、市町の行方がれき等の処理に協力する。

「兵庫県南部地震」におけるがれき等の災害廃棄物処理の取扱方針



*太線の枠内が、今回（1月28日）発表された「取扱い方針」である。（下線部分が今回の特別措置）

1.2 小里大臣・兵庫県知事・神戸市長3者会談後記者発表資料

瓦礫処理の促進について（3.29）

- 1 すべての市町において、概ね、平成7年度中に市街地から仮置場・処分場への搬出を完了し、平成8年度中に焼却・埋立てなどの最終処分を完了すべく、各般の対策を推進する。
- 2 神戸市において、処理を促進するため、緊急に次の対策を講ずる。
 - (1) 内陸部に複合産業団地などの仮置場を新たに確保する。
 - (2) ポートアイランドII期の仮置場の面積を倍増する。
また、必要に応じて積出・搬入能力の増強方策について検討する。
 - (3) 木くずの減量化を図るため、破碎施設及び焼却施設を所要台数設置する。
- 3 すべての市町において、平成7年度以降の処理計画フロー、月別の実施計画等を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を作成し、兵庫県においてこれらを取りまとめ全体処理計画を新年度冒頭に作成する。
- 4 災害廃棄物処理推進協議会に国、県、神戸市及び阪神6市からなる倒壊家屋処理推進部会を新設し、全体処理計画の進行管理を行う。
- 5 国は、上記部会における助言、指導のほか、市町、県の災害廃棄物処理計画の円滑な実施にむけて必要な支援を行う。

1.3 兵庫県災害廃棄物処理計画（概要）

1 災害廃棄物の発生量

（平成7年11月30日修正）

住宅・建築物系		1,450万t（1,760万㎡）
公共 公益 施設系	道路鉄道等	480万t（300万㎡）
	公団・公社・公営住宅等	70万t（50万㎡）
合計		2,000万t（2,110万㎡）

2 処理制度

(1) 住宅、建築物系については、災害廃棄物処理事業として市町が解体・処理する。

〔国はその費用の1/2を補助し、市町負担の1/2については
起債措置しその元利償還時に特別地方交付税措置(95%)を行う〕

(2) 大企業の事業所等の解体については、自己処理とする。

(3) 公共公益施設系については、当該事業の管理者において処理する。

3 処理推進体制

(1) 国・県・関係市町及びその他の関係者が協力して、阪神・淡路大震災で発生した災害廃棄物の処理状況を把握し、搬送ルート、仮置場及び最終処分場を確保し、これを適切に処分するため、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、円滑な解体処理を行う。

(2) この協議会のもとに、(社)全国産業廃棄物連合会、(社)建築業協会、(社)兵庫県建設業協会、(社)トラック協会、(社)木材資源リサイクル協会、近隣府県市町等の協力を得て、解体・処理を行う。

(3) さらに、解体戸数の多い神戸市と阪神間6市については、「災害廃棄物処理推進協議会」の中に、国、県及び関係市で「倒壊家屋処理推進部会」を設置して、全体処理計画の進行管理を行う。

4 総合的計画的解体処理の推進

従来から、災害廃棄物の処理については、実施体制、仮置場、積出基地、処理ルート等の確保・調整、情報収集を行い、その処理の緊急性から自衛隊の協力も得て鋭意処理に努めてきたところである。

災害廃棄物の処理は、第2段階を迎え、復興のための基礎的な事業として、解体、収集、運搬、中間処理、処分に亘る全ての過程を総合管理することが必要である。

このため、次のとおり、総合的・計画的な処理の推進を図る。

(1) 公共公益施設系の災害廃棄物の処理については、当該事業の管理者において、都市計画事業等との整合性を図りながら、計画的に処理を推進する。

(2) 住宅・建築物系の災害廃棄物の処理については、平成7年度以降、市町で廃棄物の地区別発生量及び月別発生量や地区別搬入先等の内容を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を策定しており、これに基づき計画的に処理を推進する。

(3) 処理完了の見通し

住宅、建築物系の処理については、市町が緊急性、公共性の高いものから順次計画的に解体処理することになっており、被災状況によって、短期間に処理できる市町と神戸市等長期間かかる市があるが、被災現場からの解体撤去については概ね平成7年度中に、破碎、焼却、埋立等の処分については平成8年度中に、全市町において完了する見込みである。

(4) リサイクルの状況

リサイクル対象物の発生及び処理の目標は次のとおりである。

種 類	発生量	リサイクル量	リサイクルの用途等
不燃物	1,673 万 t	コンクリートがら 943 万 t	・住宅・建築物系 ①土地造成（新規海面埋立等）用材 466万 t ②建設資材 34万 t 小計 500万 t ・公共公益施設系 ①土地造成（新規海面埋立等）用材 381万 t ②建設資材 62万 t 小計 443万 t
		金属くず 31 万 t	・住宅・建築物系（製鋼原料等） 12万 t ・公共公益施設系（製鋼原料等） 19万 t 計 31万 t
可燃物	285 万 t	木くず 7 万 t	・住宅・建築物系 7 万 t （チップ化後、パルプ原料、燃料、肥料）
合 計	1,958 万 t	981 万 t	リサイクル率 50.1%

注：不燃物の残りはフェニックス等で、また可燃物の残りは焼却等を経て内陸処分場、フェニックス等で最終処分する。

〔資料－9〕

阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）（抄）

序 説

1. 策定の趣旨

平成7年1月17日に阪神・淡路地域を直撃した、マグニチュード7.2の直下型大地震という自然の猛威の前に、機能的に高度に発達した近代都市がいかに脆弱な一面を持っていたか、我々は認識を改めざるを得なかった。

この復興計画の策定にあたっては、まず「都市再生戦略策定懇話会」（座長：新野幸次郎神戸大学元学長）から3月に提言を受けた「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」に基づき、「阪神・淡路震災復興計画―基本構想―」を策定した。

さらに、「ひょうごフェニックス県民フォーラム」をはじめとする被災者からの提言や県民アンケート、各分野にわたる復興県民会議、学術団体、市民団体、県民等からの提案をもとに、「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」（委員長：三木信一神戸商科大学学長）から、具体的な復興事業を検討・立案した「阪神・淡路震災復興計画」の提言がなされた。

これを受け、県の総合計画「兵庫2001年計画」のフォローアップ作業における検討内容を踏まえ、被災各市町の復興計画との調整を図りつつ、300万人を超える被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興をめざしてこの復興計画を策定した。

計画に位置づけた具体的な事業は、被災者、被災団体、被災市町、兵庫県、兵庫県民等のあらゆる人々、団体、地域の共同事業として推進することとする。

2. 計画の役割・性格

この復興計画は、次のような役割・性格を持つものとして策定した。

- ①震災復興のための、兵庫県の行政計画である。
- ②被災者の自立復興を支援する計画である。
- ③市町の復興計画の指針となり、それを支援する計画である。
- ④国・公団等に対しては、必要な復興事業の推進や支援を要請するものとなる。
- ⑤県民や各種団体、民間企業に対しては、生活・事業再建や計画実現に向けた取り組みへの積極的な参画を促す指針となる。

3. 目標年次

震災による被害の規模とその及ぼした影響から、復興の目標年次は、2005年（平成17年）とする。

4. 対象地域

この計画の対象地域は、兵庫県内の災害救助法対象地域である下記の「10市10町」とする。

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町

復興事業の内容については、これら被災市町を越えた地域も含む。

5. 計画推進上の課題

大都市直下型地震災害からの復興は、被災者、被災団体、地方公共団体等にとって前例のない困難を伴うものである。

このため、復興事業の推進にあたっては、以下の点に留意しつつ、その目標の達成を目指す。

① 住民主体によるまちづくり

震災で住み慣れた家を失い、仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの人々は「一日も早く以前のような暮らしがしたい」と願っている。住宅の再建やまちの復興は、こうした被災者の気持ちを大切にしながら進めなければならない。

被災地では、自らの手でまちづくりを進めようとする気運が高まり、自主的な小さなグループや「まちづくり協議会」が生まれつつある。これらの活動を支援し、住民主体のまちづくりを進めるため、新しい住民参加のあり方を推進する。

② 人と自然が共生する環境創造

復興の過程で健康を犠牲にしたり、環境を破壊したりしないこと、被災地のみならず他の地域の発展に役立つ復興でなければならないこと、さらには、自然的風土の保全や都市環境をより高める視点からの対応を図ることが必要である。

③ 民間活力による復興を促進する規制緩和

被災地域の早期復興を図るためには、民間活力の活用が不可欠であり、そのための各種の制度改正や規制緩和が必要である。

④ 国内外の多くの参加と協力による復興

震災からの復興の成否は、被災地域の自立復興への努力が基本であるが、その成果は単に被災地域の復興にとどまるのみならず、関西や日本の経済・文化の維持発展に密接に関連するものである。同時に被災地域復興のための住宅整備、福祉のまちづくり、文化や経済の復興、防災都市づくりには、新しいシステムや技術の導入が不可欠である。このため、国内外の多くの参加と協力を求める。

⑤ 行財政改善の推進

県財政は、震災により当分の間、県税収入の減収と震災復旧・復興のための多額の財政支出が見込まれ、厳しい運営を余儀なくされることとなる。

このため、これまでも増して簡素で効率的な行財政運営に努め、重点的・計画的な事業の推進を図る。

⑥ 政府の地方公共団体への支援

復興に必要な地方公共団体の財政負担は膨大である。また、大都市直下型地震からの復興は、今後のモデルとして国内外から注目されており、政府としても復興についてとるべき政策を明らかにする必要がある。

このため、政府に対し復興計画の円滑な推進を図るべく法的な措置を含めた万全の支援を求める。

⑦ 復興事業のマネージメント

復興事業の推進は、10カ年の長期に及ぶものであるため、社会情勢や県民ニーズの変化、技術革新の進展等の条件変化に対応し、計画の変更も含めて柔軟で機動的な運用を図ることとし、計画のフォローアップや計画推進上の課題等について、県民各界各層から幅広い意見や提言を得るための組織を設置する。

第1 理念と目標

1. 基本方針

- (1) 大震災発生から約6カ月を経過した現在もなお、緊急に処理すべき復旧課題がある。被災県民の生活を支援していくための応急対策、がれき処理対策、道路・港湾等の復旧、社会福祉施設、文教施設等の復旧などである。

これらの問題を、総合的、効率的、精力的に処理しつつ、それに並行して本格的な復興へ取り組みを進めなければならない。

被災者の中には、精神的、物質的に大きな被害を受け、将来に向けた人生の夢や展望が持てない人、目の前の現象しか考える余裕が無くなっている人が少なくない。

これらの人々が自力復興への意欲と活力を持ち、新しい生活を切り開くためには、どれほどの誘導と支援が可能となるかが復興の鍵を握っており、本計画は、これらの直面する課題に対し、きめ細かい様々な政策的努力を重ねることを前提とする。

- (2) 今回の地震による被害を、これまでの「利便」「効率」「成長」を重視する都市文明への大きな警告と受けとめ、被災地の責任として、「安全」「安心」「ゆとり」を

キーワードとする都市を復興しなければならない。

国の理解を得ながら、大災害の現場から得られた教訓を生かし、従来の考え方を越えた都市基盤の整備とそれを活用したコミュニティ形成のモデル地域をめざすこととする。

- (3) 復興にあたって重要なことは、単に1月17日以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を成し遂げることである。そのため、「兵庫2001年計画」の総合的点検において示された「21世紀初頭の新たな兵庫の創造についての基本的な考え方」と「被災地域の長期ビジョン」のうえにたつて、関西国際空港開港、大阪湾ベイエリア整備、明石海峡大橋建設等により世界都市関西の形成が期待されるなか、阪神・淡路の文化的特性を活かし、新しい都市文明の形成をめざすこととする。

2. 基本理念

一人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり

- ① 「兵庫2001年計画」の理念に基づく先導的な復興事業を、この地域において推進する。
- ② 高齢化・成熟化の進む21世紀へ向けて、一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら、共生する社会づくりを進める。
- ③ この地域のもつ文化的風土のうえにたつて、外国に開かれたまちづくりを進める。
- ④ 自然への畏敬の念をもち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める。

3. 基本目標

被災者一人ひとりの復興には、地震直後の人命救助、救援活動に続く生活再建や、こころの健康の回復を急ぐなかで、安全で安心して快適に暮らせることが何よりも優先されるべきである。

また、被災地の阪神・淡路地域の復興には、文化的・経済的な都市集積の復旧に加え、震災前にも増して、京阪神都市間のネットワークを広げ、東西交通の要衝、日本文化と外国文化の接点としての役割を果たして、世界都市関西の中核を担い、文化首都圏の主都市たる機能と風格を持った地域づくりが目標となる。

地域的に見れば、神戸の都市復興イメージは、世界都市関西の国際経済機能、世界との交流・協力機能が更に発展し、外国文化と日本文化の融合した日本の中でも独特の“文化”を持つ、自由で開放的な洗練された国際港湾都市である。さらに、海と山に囲まれた都市として、世界の中でも代表的な美しい景観を一刻も早く再生することである。

阪神地域のそれは、被災した6市が、復興に向かって描いたそれぞれの都市のイメージを見ても、総体的には学術、芸術等の施設や人材の集積に支えられた、新たな産業や芸術の創造空間であるとともに、芸術、文化、教育、産業等の分野における高度で複合的な機能を持つ各都市の個性が融合した新たな生活文化創造都市圏である。

そして、淡路地域のそれは、明石海峡大橋によって南北を結ぶ地域連携軸としての役割を担いつつ、伝統文化に支えられる世界に開かれた公園島・国際公園都市であるといえる。

こうした復興目標を達成するために作成する復興計画は、次に示す領域ごとに具体的な目標を設定する。

(1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり

被災した住宅の復興にあわせ、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が、安心して暮らせるコミュニティの形成をめざし、「すこやか長寿大作戦」にもとづき、社会福祉施設等の整備を進めるほか、地域活動やボランティア活動のネットワークなどを通じて、共に生きるノーマライゼーションの理念を基調とし、保健・医療・福祉機能が連携した生き甲斐のもてる地域づくりを進める。

(2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

阪神・淡路地域は、すぐれた生活環境のもと、海外文化を積極的に受け入れ、日本を代表する個性あふれる市民文化を形成してきた。今後、生涯学習のネットワーク化などを通じて文化豊かな、ゆとりとアメニティに富む国際性豊かなまちづくりを推進する。

(3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

21世紀の成熟社会に向けた新たな産業構造を構築するため、既存産業の高度化、新分野進出といった従来からの取り組みに加え、新産業創造システムの形成、高度集客都市群の形成、国際経済文化機能ネットワークの形成を本格復興の3つの重要課題とし、計画的な復興に取り組む。また、事業推進の際には、民間能力の活用を図りつつ、多様な産業基盤整備プロジェクトの適切な推進を図る。

(4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

大震災の反省と教訓を踏まえて災害に強い安全なまちづくりをめざして、地域防災計画を見直し、防災体制の充実強化を図るとともに、総合的な防災情報システム、防災拠点など防災機能の整備を進める。

(5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成

被災した阪神・淡路地域の復興にあたり、新たに都市核の整備が進む大阪湾ベイエリア地域や山陽自動車道沿線の内陸部との多核・ネットワーク型都市圏を形成し、安全で環境保全に配慮したゆとりある地域整備を進める。

4. 施策体系

1. 21世紀に対応した福祉のまちづくり

- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 良質な復興住宅の供給
- (3) 住民の安心とふれあいを支える拠点の整備
- (4) 人的ネットワークシステムの整備
- (5) 災害医療システムの整備

2. 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり

- (1) 地域の芸術文化活動の復興
- (2) 学校・文化財の復旧の支援
- (3) 街並み・景観の復興
- (4) 参画型生涯学習システムの推進
- (5) 国際交流拠点の整備とプログラム開発
- (6) 都市の農山漁村の提携

3. 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり

- (1) 国内外へのアクセス整備と産業基盤づくり
- (2) 国際経済文化機能ネットワークの形成
- (3) 既存産業の高度化
- (4) 新産業の創造・育成
- (5) 農林水産業の振興
- (6) 雇用の安定と地域産業を支える人材の育成

4. 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

- (1) 地域防災基盤の整備
- (2) 防災施設の整備
- (3) 防災マネジメントの充実
- (4) 防災システムの充実
- (5) 地域防災力の向上
- (6) 調査研究体制等の強化

5. 多核・ネットワーク型都市圏の形成

- (1) 被災地における人にやさしいまちづくり
- (2) 被災地区の整備と連携した新しい都市づくり
- (3) 陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備
- (4) 都市基盤の早期復興
- (5) 防災拠点等の整備
- (6) 災害に強い都市と農山漁村の基盤整備

第2 復興事業計画

1. 21世紀に対応した福祉のまちづくり
2. 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
3. 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
4. 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり

(1) 地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、または最小限に抑え、迅速、的確な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちを構築するため、治水、治山、砂防、海岸整備など県土保全対策の徹底と、公共施設をはじめとする建築物等の耐震性、耐火性等の強化や太陽光発電等の新エネルギー利用システムの導入を図る。特に環境への負荷の低減、自然との共生に配慮しながら、都市基盤施設等をゆとりとうるおいのあるアメニティ豊かな空間として整備する。また、交通網、ライフラインの多重化を進めるとともに、災害に強い情報通信ネットワークを構築し、バックアップ機能を確保する。

① 防災都市整備指針の作成

都市施設や建築物について、防災都市としてめざすべき施設の建設や保全のための指針や基準を作成し、公共施設等の適切な整備や配置を図るとともに施設等の再点検を促進する。

- ・建築物や土木構造物等の建設基準の作成
- ・既存建築物の補強方法の啓発 等

② 防災機能の強化

都市部における治水施設や下水道施設の整備をはじめ、山地部での治山・砂防施設、海岸部での海岸保全施設等の整備を進め、県土の防災機能の強化を図る。

- ・治水施設の整備（再掲）
- ・治山施設の整備（再掲）
- ・砂防施設等の整備（再掲）
- ・ダムの整備（再掲）
- ・下水道施設の整備（再掲）
- ・海岸保全施設の整備（再掲）
- ・農山漁村の整備（再掲）

③ 公共施設等の耐震性の確保

庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設については、耐震性の確保を図る。

また、住宅等についての啓発活動をさらに強化するとともに、市街地整備等の際に、耐震性の向上を促進する。

- ・庁舎、病院、学校等の公共建築物の耐震性の強化
- ・交通施設の耐震性の強化（国道176号小浜陸橋外）
- ・防災施設の耐震性の強化
- ・住宅等についての啓発活動の強化

④ 多元・多重の総合交通体系の整備とライフラインの確保

耐震性を備えた港湾施設を整備するなど災害に強い海上交通網の確保を図るとともに、格子型高規格道路網とこれらを補完する一般幹線道路網、主要な街路の整備、および鉄道・空港の整備を進め、環境に配慮した陸・海・空にわたる多元・多重の交通ネットワークを形成し、災害時におけるフェイル・セーフ機能の確保を図る。

また、今回の震災の経験を踏まえ、災害に強い情報通信ネットワークを構築する

とともに、ライフラインについては、耐震性、代替性を備えたネットワークの整備を進める。

- ・港湾施設の整備（再掲）
- ・格子型高規格道路網と一般幹線道路網及び主要街路の整備（再掲）
- ・鉄道の多重化と交通機関相互の連携強化（再掲）
- ・災害時の交通拠点としての意義をも有する空港（再掲）
- ・情報通信ネットワークの構築（再掲）
 - マルチメディアプラザ施設の整備
 - 道路情報提供システムの整備
 - 光ファイバー網の整備
 - ケーブルテレビの整備・情報提供
 - 次世代総合防災行政情報通信システムの研究開発
 - 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備
 - 地域非常通信ネットワークの研究開発
 - 情報通信研究施設の設置
 - 情報収集提供体制の整備
- ・ライフラインの整備（再掲）
 - 共同溝・電線共同溝等の整備
- ・災害に強い水道施設の整備（再掲）
 - 被災した水道施設の本格復旧
 - 上水道及び簡易水道施設の耐震化など施設強化の推進
 - 大容量送水管の整備
 - 広域的バックアップシステムの整備
- ・災害に強い工業用水道施設の整備（再掲）
- ・新エネルギー利用システムの導入（再掲）

⑤ 廃棄物の適正処理の推進（再掲）

ごみ処理施設など廃棄物処理施設について、耐震性及び自立機能の強化を図るとともに、計画的な施設の更新、整備を進める。

また、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等の整備によりリサイクルの一層の推進を図りながら新たな最終処分場の確保を行うとともに、大阪湾広域臨海環境整備センターのフェニックス埋立最終処分場等において、通常の廃棄物処理に支障を及ぼさない範囲で災害廃棄物を受入れ処分する。

さらに、廃棄物の資源化、無害化処理を中心とした廃棄物の広域処理体制の確立を図るため、「兵庫県環境クリエイトセンター」の整備を推進する。

- ・リサイクルの推進
- ・焼却施設の設置
- ・最終処分場の確保（大阪湾フェニックス最終処分場外）
- ・環境クリエイトセンターの設立

(2) 防災施設の整備

県及び市町の災害対策拠点などにおいて、情報通信基盤の多重化等の機能強化を図る。また、県域、市町域、コミュニティそれぞれのレベルで、地域防災の拠点施設を整備するほか、消防防災設備や資機材等についても、計画的な整備を図る。

① 災害対策拠点の整備

災害時における中核施設となる県庁・警察署等について、災害対策拠点としての必要な機能等の整備、拡充を進め、防災体制の強化を図る。

また、災害に関する各種情報を収集、解析することにより、迅速、的確な災害対策に資するため、情報通信ネットワークの整備を進める。

- ・警察署、交番等の災害救助活動拠点としての整備
- ・県庁・県庁周辺における防災体制の整備
- ・ヘリコプターの整備と通信機器の拡充

- ・ヘリテレ等の画像情報収集・伝達器材の整備
- ・防災通信ネットワークの整備
- ・安心情報提供のための広報体制、広報車両等の整備
- ・災害対応総合情報ネットワークシステムの整備
- ・地域非常通信ネットワークの研究開発（再掲）
- ・次世代総合防災行政情報通信システムの研究開発（再掲）
- ・消防署所の計画的整備
- ・神戸防災合同庁舎の立地

② 防災資機材の充実

倒壊家屋等での捜索・救出等を迅速に進めるため、警察、消防等の救出用資機材等の充実を図るとともに、火災が同時に多発した場合に備え、消防設備の充実を図る。

- ・大型船舶等の整備
- ・重機材車装備資器材等の整備
- ・防火水槽の整備、耐震化
- ・車両・資機材等の充実
- ・消防水利の確保及び資機材の備蓄
- ・雨水利用設備の整備

③ 防災拠点等の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、災害時の情報通信機能を備えた広域防災拠点を、陸・海・空の交通アクセスに配慮しつつ整備する。さらに、県内の災害に即応する諸機能を備えた県立防災センターの設置を推進するとともに、国際的な視野から、防災に係る調査・研究や、人材育成等を行う国際防災センター構想を推進する。

広域防災帯により分割可能な単位で、きめ細かな救援・救助活動などを推進するとともに、災害時における避難場所ともなる地域防災拠点の整備を進める。

また、地域の自立的な防災機能を強化するため、面的整備事業等を活用して、公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等を配置したコミュニティ防災拠点（防災安全街区）の整備を推進する。

- ・防災センター等の設置
 - 防災科学技術研究所関西支所（仮称）の誘致
 - 県立防災センター（仮称）の整備
 - 消防学校の再整備
 - 国際防災センター構想の推進
- ・広域防災拠点の整備（再掲）
 - 三木地区
 - 伊丹・川西地区
 - 西宮地区
 - 淡路地区
 - 神戸内陸地区
 - 神戸都心地区
 - 広域防災拠点と連携する陸・海・空の拠点
- ・広域防災帯の整備（再掲）
 - 国道43号
 - 新湊川外
 - きめ細かな水と緑のネットワーク形成
- ・コミュニティ防災拠点（防災安全街区）の形成（再掲）
 - 新長田駅周辺地区
 - 六甲道駅周辺地区
- ・快適で安全な復興住宅街区の整備（再掲）
- ・地域防災拠点の整備（再掲）

小田南公園、津門中央公園、十六名公園、新池公園、金ヶ崎公園等
御崎公園、海浜公園等

防災空間としての公園・緑地の整備

- ・生け垣、街路樹など身近な緑の整備
- ・緑化推進事業
- ・防災に配慮した緑化重点地区の形成
- ・生垣緑化等助成推進事業
- ・緑地の保全

(3) 防災マネジメントの充実

県その他の防災関係機関において、特に災害発生時に、防災施設や防災システムを円滑に活用し、災害に即応できるよう、職員の防災知識や災害対応力の向上、初動体制の確立等を図る。

また、国、県、市町をはじめ、防災関係機関・団体の縦横の連携体制を一層強化する。

① 初動体制の確立

防災関係機関において、緊急時に迅速、的確に対応するための体制を強化する必要がある。県においては、防災要員の24時間当直体制を実施し、警察においては、都市部における早期招集体制を確立する。

- ・防災要員の24時間当直体制の実施
- ・都市部における早期招集体制の確立

② 防災要員の充実

災害発生直後からの救助体制を確立するため、今回の経験を踏まえ、警察においてはレスキュー部隊を設置するほか、各市においても消防部隊の増強を図り、防災要員の確保に努める。

- ・レスキュー部隊の設置
- ・消防部隊の増強

③ 災害への対応力の向上

災害発生時の対応方法を簡潔に整理した防災マニュアルを作成する。また時系列で対策の流れを整理することも検討する。

さらに、さまざまな想定で防災訓練を実施することにより、防災マネジメント機能を検証する。

- ・地域防災計画の見直し
- ・防災訓練の実施
- ・防災マニュアルの作成

④ 関係機関等の連携促進

震災の経験を踏まえ、都市直下型大地震等のいかなる状況にも的確に対応しうるよう、関係機関等との連携の強化を図りつつ、広域防災体制の整備を進める。

- ・関係機関との連携強化
- ・広域防災体制の整備
 - 近畿圏広域防災計画の策定
 - 広域応援協定の締結
 - 広域防災訓練の実施
 - 広域連携協力体制の整備
 - 応援マニュアルの整備
- ・県と市町の協力体制の強化
- ・自衛隊との連携強化
- ・関係団体、業界等との連携強化
- ・降雨災害に対する予警報システムの導入

(4) 防災システムの充実

災害救援ボランティアの組織化とその支援システムを構築する。また、今回の震災と同程度の被害や、多数かつ長期にわたる避難者にも対応できるよう、救援・救護に係る各種のシステムを見直し、実効性あるマニュアルを作成する。

① ボランティアとの連携、支援の推進

震災で大きな役割を果たしたボランティアについて、受入れ、コーディネートすることができるシステムや、登録、募集、訓練、派遣、補償制度などについて検討し、災害救援ボランティア活動支援システムを構築する。

- ・震災ボランティア活動への支援（再掲）
- ・災害救援専門ボランティア制度の推進
- ・救急救命士の養成
- ・市民に対する救急講習の実施（市民救命士の養成）
- ・災害現場等への医師派遣制度の充実

② 国際協力・支援の推進

海外からの援助について、今回の震災の教訓を生かしつつ、検討する。

また、海外での災害被災地に対する支援についても、そのあり方を検討する。

- ・アジア防災政策会議の誘致
- ・海外からの援助および海外に対する支援体制の検討

③ 災害情報等の提供体制の強化

幅広い情報提供能力を持つ報道機関への情報提供体制を検討、再整備するとともに、総合的な広報体制や相談窓口機能を整備する。

また、FM放送やパソコン通信等を積極的に活用するほか、市町と連携して避難所等へのきめ細かな情報提供を行う。

- ・総合的広報体制の整備
- ・相談窓口機能の整備
- ・FM放送、パソコン通信の整備

④ 救援・救護活動等の円滑化

大規模災害時における、救援・救護活動等の円滑化を図るため、避難所の見直し

・運営マニュアルの整備、災害医療システム、生活救援体制を整備するほか、がれき処理方法のマニュアルや緊急輸送ルートおよび搬送体制を確立する。

また、災害時においても円滑な交通処理を行うため、救援・救護活動、代替バス用等の緊急交通路の確保、および災害に強い交通管理施設を整備する。

- ・避難所の運営マニュアルの整備
- ・被災建築物に対する応急危険度判定士の養成
- ・災害医療システムの整備（再掲）
 - 災害医療センターの整備
 - 救急医療機関の整備
 - 災害医療情報・指令システムの整備
 - 搬送システムの整備
 - 医薬品等備蓄システムの整備
- ・復旧支援ネットワーク体制の整備
- ・がれきの処理方法のマニュアル作成
- ・緊急輸送ルートや搬送体制の確立
- ・緊急交通路の確保及び災害に強い交通管理施設の整備
 - 災害対策用交通関係資器材等の整備
 - 交通情報収集・提供システムの強化
 - 緊急時用信号制御システムの導入
 - 災害に強い信号機の整備
 - 緊急車両、緊急輸送車両誘導システムの整備

- 新交通管制センターの整備とバックアップシステムの確立
- ・学校における防災機能の整備（再掲）

⑤ 二次災害防止対策の強化

大震災の際の、斜面崩壊による土砂災害や海岸保全施設の損傷等による高潮災害の発生、工場等からの有害物質の漏出による環境汚染等の二次災害の防止対策を強化する。

(5) 地域防災力の向上

防災学習や自主防災組織の育成等を通じて、地域や家庭における生活文化としての防災意識を育み、これに根ざしたネットワーク型の防災コミュニティの形成を図る。

① 防災に関する学習等の充実

県民の防災意識の高揚や指導者の育成を図るため、市町等防災関係機関や教育機関等とも連携を密にし、地域の実情に沿った防災学習や各種啓発活動を推進する。また、災害の程度に応じた対応方法について、県民への周知徹底を図る。

- ・学校における防災教育の推進
- ・公園と一体となった学校整備
- ・災害に強い学校づくりの推進
- ・生涯学習活動における防災学習の推進
- ・各学校へのマルチメディアパソコンの導入
- ・パソコンネットワークを利用した情報教育の推進

② 自主防災組織等の育成

平時から地域、家庭、職場等での組織的な初期消火、情報収集、避難誘導、被災者の救出等、防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの活動を支援し、その組織化とネットワークづくりを図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。

- ・防災を取り入れた県民運動の推進
- ・自主防災組織の育成
- ・防災啓発パンフレットの作成・配布
- ・防災カルテの作成
- ・コミュニティ防災資機材等の整備

③ 災害弱者対策の強化

高齢者、障害者などについて、行政はもとよりコミュニティレベルでも日頃からその把握に努めるとともに、情報伝達や避難誘導の手順を準備することにより、災害発生時の迅速な対応を図る。

- ・要援護者への情報提供のシステム化
- ・福祉施設の防災機能の強化

④ 外国人県民対策の強化

外国人県民に対して日常の情報提供等について配慮する。また、災害時の情報伝達・相談体制や避難誘導方法についても検討する。

- ・外国語による生活情報の提供・インフォメーションセンターの設置（再掲）

⑤ 企業等の地域防災活動への参画促進

行政だけでなく、企業や各種団体等の保有する人的、物的資源の提供やボランティアへの支援等を通して、地域の防災活動の充実、強化を図る。

- ・企業・各種団体等によるボランティアへの支援

(6) 調査研究体制等の強化

災害に対して万全の備えを講じようという観測体制の強化を促進するほか、国等とも

連携をとりながら防災技術等に関する調査研究体制の充実を図る。

① 観測調査体制等の強化

観測体制の強化のため、地震計、計測震度計やアメダス観測点の増設等を行い、2次災害が懸念される間は、気象注意報や警報の発表を弾力的に行う。

また、今後の震災・復興研究のため、貴重な学術的資料である野島断層の保存を含めて、震災に関する各種資料・記録の収集と整理を行うとともに、地震や防災都市づくりなどについて学習することができ、地震に関する調査研究を行う施設づくりの構想を推進する。

- ・地震計等の設置
- ・阪神・淡路地域活断層調査
- ・災害科学博物館構想の推進
- ・野島断層の保存
- ・大学等の震災・復興関連研究への支援
- ・震災と復興の資料・記録の収集と整理
- ・液状化現象の調査

5. 多核・ネットワーク型都市圏の形成

(1) 被災地における人にやさしいまちづくり

多核・ネットワーク型都市圏の形成に向けて、既成市街地のうち居住や産業などの重要な都市機能を担うべき地区で被災の大きい地区については、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅系面的整備事業を実施し、都市基盤の整備と都市機能の更新を図る。

事業に際しては、被災者の住宅再建の希望に応えるため、街づくりと一体となった良質な住宅・宅地の供給とこれを支える基盤施設整備を進めるとともに、街並み・景観などゆとりとうるおいのある美しい環境の創造や、高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりを進める。

また、これらの面的整備事業等を活用し、オープンスペース等により構成される防災性の高い環境空間ネットワークづくりを推進する。

① 被災地における市街地再開発事業

面的な被災を受けた既成市街地のうち、重要な都市機能を担い、土地の高度利用を行うべき地区については、都市基盤と防災性の高い建築物の整備を一体的に行うため、市街地再開発事業を実施し、市街地の迅速な復興と防災性に優れた整備を図る。

また、被災者の生活再建に資するため、市街地再開発事業により、良質な住宅の供給、商業環境の整備等を積極的に推進する。

- ・西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業 ほか25地区

② 被災地における土地区画整理事業

今回の震災を機に制定された「被災市街地復興特別措置法」の規定による「被災市街地復興推進地域」を指定し、復興共同住宅区、宅地の共有化、宅地に代わる地区内外の住宅の給付、土地の先行買収等の特例を積極的に活用する。これらの制度の活用により、共同住宅等の建設が促進されるとともに、公共施設用地が確保されることとなる。また、被災市街地及びその周辺地域においても、被災者に対する生活再建や住宅供給を行うため、土地区画整理事業を推進する。

- ・芦屋中央震災復興土地区画整理事業 ほか47地区

③ 被災地における住宅系面的整備事業

土地区画整理事業や市街地再開発事業に加え、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業を有機的に組み合わせ、効果的な都市基盤の整備と受皿住宅の確保を図る。

- ・都賀地区住宅地区改良事業 ほか8地区
- ・神戸市震災復興地区(新長田)住宅市街地総合整備事業 ほか12地区
- ・郡家地区密集住宅市街地整備促進事業 ほか8地区

④ 被災地における街並み・まちづくり総合支援事業

土地区画整理事業や市街地再開発事業等のまちづくりに関する基幹的な事業の実施に併せ、地区計画等を活用し、公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と創意工夫を活かした地域主導の個性豊かなまちづくりを推進する。

- ・土地区画整理事業等基幹的事业にあわせて実施する事業
 - 新長田駅前地区
 - 六甲道駅南地区
 - 神戸東部新都心等

⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備

被災市街地復興面整備事業、臨海部及び内陸部の新都市核建設及び被災市街地復興と一体的事業として取り組むべき道路及びその機能を支える道路について、緊急に整備する。

- ・市街地防災強化街路等
 - (国道173号、同175号、鳴尾御影西線、宝塚平井線、五位池線外)

⑥ まちづくり支援システムの確立

広範囲にわたる被災地域は、地区により被災状況も異なるため、土地区画整理事業等の大規模な公的事业とともに、住民自身の復興へのエネルギーを高めこれを支援しながら、多様な手法を活用して地区の特性と被災状況にふさわしい整備方策を具体化していく必要がある。

そのため、地区ごとの復興課題に対応すべく種々の施策を展開する。

- ・阪神・淡路都市復興基本計画
- ・都市デザインガイドライン
- ・(仮称)ひょうご都市づくりセンターの設立
- ・阪神・淡路地域復興国際フォーラムの開催
- ・「環境の保全と創造に関する条例」の制定
- ・ひょうご環境財団(仮称)の設立
- ・広域緑のマスタープランの策定
- ・緑の基本計画の策定
- ・こうべすまい・まちづくり人材センター
- ・まちづくりアドバイザーの派遣
- ・まちづくり協議会の結成・活動支援
- ・まちづくり活動拠点整備
- ・都市・復興住宅メッセの開催

(2) 被災地区の整備と連携した新しい都市づくり

臨海部の埋立地、遊休地および内陸部において、防災、福祉、環境等に配慮した21世紀型新都市を早期に建設する。これらの新都市は、住宅・業務・商業等の機能を併せ持ち、被災市街地の面的整備事業等に伴う代替住宅等を提供する支援拠点ともなる。また、建設に際しては、関連施設の誘致や積極的な民間能力の活用による施設整備を行う。

① 神戸東部新都心(再掲)

三宮都心に近接したウォーターフロントとしての立地を活かした住宅・業務・商業等の機能を併せ持ち、次世代産業の基盤のモデルとなるような地域整備を進めるためのリーディングプロジェクトとして、土地区画整理事業により道路等の都市基盤整備を実施し、国際交流・保健医療福祉ゾーンの形成を進め、防災拠点機能をも備えた未来志向型の街づくりを民間能力を活かしつつ推進する。

- ・土地区画整理事業等による基盤整備
- ・親水緑地を核とした海辺の防災拠点の整備
- ・高齢者・障害者に配慮した住宅の整備
復興住宅の建設
- ・保健・医療・福祉機能が一体的に連携したモデル都市
福祉コミュニティセンター（仮称）の整備
〔 全県的地域安心拠点の整備
全県のボランティア推進センターの整備 〕
ヘルスパークの設置
- ・医療拠点等の整備
災害医療センター等の整備
- ・国際的健康研究機関等の誘致
WHO神戸センターの設立
国際エメックスセンターの施設整備
- ・国際交流・文化機能等の充実
兵庫国際センター（仮称）の整備
〔 JICA国際センター（仮称）
兵庫国際交流センター（仮称）
アジア・太平洋教育研修センター（仮称） 〕
東アジア地域酸性雨モニタリングネットワーク構想の推進
新しい美術館の整備

② 西宮浜地区

公共マリーナとの調和を図りながら、県民に良好な住宅を供給するとともに、海洋性レクリエーション、防災、福祉機能等をあわせもった都市づくりを進める。

- ・住宅（再掲）
- ・マリーナ施設
- ・商業・業務施設
- ・教育施設
- ・公園・緑地等

③ 鳴尾地区

西宮市域から発生する震災瓦礫を受け入れて埋立を行い、都市再開発用地（流通施設用地）及び緑地を確保し、都市の基盤整備を進める。

- ・流通施設
- ・港湾関連施設
- ・緑地等

④ 南芦屋浜地区

民間マリーナを核として、ウォーターフロントを活かした住宅、商業、文化、海洋性レクリエーション等の機能を持ち、高齢者や障害者を含む誰もが生き生きと生活でき、災害に強い都市づくりを進める。

- ・住宅（再掲）
- ・マリーナ施設
- ・業務研究・商業施設
- ・教育・文化・公共公益施設
- ・公園・緑地等

⑤ 尼崎臨海西部拠点開発地区

震災の影響による定住人口の流出や産業経済の空洞化等に対処し、広域的・長期的な観点に立って、地域住民の健康で文化的な生活の再建と産業経済の復興を図るため、尼崎臨海地域において遊休化している工場跡地等を「震災復興拠点」として位置づけ

開発整備を行う。

- ・用地取得
- ・住宅（再掲）
- ・産業・業務施設
- ・交流・交易施設
- ・教育・文化・公共公益施設
- ・公園、緑地等
- ・面的な整備事業

⑥ 淡路島国際公園都市

淡路町・東浦町にまたがる350haの地域において、土取跡地を中心とした区域に緑の自然を復元し、淡路夢舞台や国営明石海峡公園、県立淡路島公園などを整備して、国内外の人びとの心と文化が交流する「コミュニケーション都市」の形成をめざすとともに、震災の教訓を踏まえ、淡路地域の防災拠点機能及び神戸・阪神地域の防災拠点の補完機能を持った広域防災拠点として、安全なまちづくりを進める。

- ・淡路夢舞台
- ・県立淡路島公園（再掲）
- ・国営明石海峡公園（再掲）
- ・淡路交流の翼港
- ・広域防災拠点（再掲）

⑦ 宝塚新都市

住・職・遊の複合機能を持った、阪神地域の自立的な都市圏の形成に寄与する、高次都市機能を備え自然と共生するアメニティの高い生活環境都市を建設する。

- ・住宅用地（再掲）
- ・研究用地

⑧ 東播磨情報公園都市

被害を受けた産業の高度化を支援するとともに、産業構造転換を促進するため、情報通信のフロンティアゾーンとして、恵まれた自然や高速交通基盤を活かしながら、マルチメディアを中心とした情報関連産業等の集積と災害に強い先進的な情報通信基盤の導入による新しい都市核の整備を進める。

- ・マルチメディアセンター（再掲）
- ・マルチメディア情報マート（再掲）
- ・国際情報通信関連技術者養成センター（再掲）
- ・情報通信基盤（再掲）
- ・住宅用地、産業・業務用地（再掲）

⑨ ポートアイランド（第2期）

マルチメディア等のハイテク産業や高度集客型産業の振興、海外企業誘致などを通じて、産業復興、経済活性化、国際交流などの諸機能を他地域とも有機的に連携させながら、新しい産業文化を創造する戦略的拠点を形成する。

- ・エンタープライズゾーンの設置（再掲）
- ・国際ビジネスエリアの整備推進（再掲）
- ・インポートマートの整備推進（再掲）
- ・スーパーコンベンションセンター構想の推進（再掲）
- ・新産業創造支援センター（再掲）
- ・神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想の推進（再掲）

⑩ 六甲アイランド

新しいライフスタイルや環境への配慮を念頭におき、輸入住宅展示場整備や復興住宅の建設、海外住宅文化の先導的導入等により国際交流を推進する。

- ・外国公館エリア

- ・ひょうご輸入住宅総合センター（再掲）
インフォメーションセンター、住宅展示場
- ・各種学校群
- ・住宅（再掲）

⑪ 西神地区

西神住宅団地、西神住宅第2団地、神戸研究学園都市、学園南団地等の新市街地において、良質な住宅の早期大量供給を図るための住宅地の整備を促進する。

- ・住宅（再掲）
- ・産業

⑫ 神戸複合産業団地

西神自動車道等の広域幹線道路の整備効果を活用した、流通系機能と工業研究開発系機能を合わせ持った複合産業団地を建設し、中心市街地における産業・物流機能の補完及び適正な機能分担を図る。

- ・産業
- ・流通

⑬ 東条南山地区

地域発展の核として、国土開発幹線自動車道の結節点としての立地条件を活かした職住近接の新都市づくりを進める。

- ・住宅（再掲）
- ・産業

⑭ 大久保駅南地区

大規模工場跡地を活用し、大都市圏の近郊住宅地として定住性の高い住居を提供するとともに、商業・業務機能を併せ持ち、広域的な集客機能を持った明石市の新しい都市拠点として整備を進める。

- ・住宅（再掲）
- ・商業
- ・業務

⑮ 小野地区

周囲の自然・歴史文化の保全と活用により、小野の新しい顔となる住宅・福祉・産業等の複合機能を持つまちづくりを進める。

- ・住宅（再掲）
- ・産業

⑯ 洲本市新都心

工場跡地及び洲本内港の埋立地等を活用し、商業、業務、文化、住宅等の複合機能を持った新都心を整備し、市民が集い、あるいは内外の人々が出会うことによって、コミュニケーションと新価値創造が活発に展開される場を提供するとともに、大阪湾ベイエリアの高次機能を分担する世界に開かれた都市核を創造する。

- ・文化施設（美術館、図書館）
- ・公園・緑地
- ・商業施設
- ・研究・業務施設

⑰ 北淡町浅野地区

良好な自然環境を活かし、産、住、学、遊共存型の都市核を建設し、復興のための住宅の早期建設を図る。

- ・住宅（再掲）

(3) 陸・海・空にわたる多元・多重の総合交通体系の整備

復興を支えるとともに、新しい兵庫づくりを進めるため、格子型高規格道路網の形成とこれらを補完する一般幹線道路網及び主要な街路の整備、鉄道の迂回ルートの整備等を推進し、道路・鉄道のネットワークを強化する。さらに、空港・港湾においては、それぞれの需要への対応と、背後圏の経済活動を支えるための機能強化や交通ネットワークの充実を図ることにより、交通量の分散やモーダルシフトなど環境にも配慮し、耐震性が高く代替性を備えた陸・海・空の総合交通体系の整備を図る。

① 神戸港の復興

神戸港の一日も早い復興により、経済や生活の基盤を確保し、物流機能の低下から、西日本はもとより、国内外の経済・産業に及ぼしている多大な悪影響を解消して、神戸市及び周辺地域の経済の確実な回復を図る。

また、単に元の姿に復旧するのではなく、21世紀の神戸港のあるべき姿を見据え、都市と港湾の調和を図りながら、災害に強く、21世紀の国際都市にふさわしい人・物・情報が集まる総合的な交流拠点“アジアのマザーポート神戸”を目指す。

・ 港湾機能の早期回復

岸壁の復旧及び耐震強化（コンテナバース、フェリーバース等）

仮設栈橋埠頭の整備（六甲アイランド）

がれきの処分（処分場所、積出基地の確保）

・ 最新鋭の港湾施設の整備

海上都市での新たなバース整備（高規格コンテナバース、テクノスーパーライナーにも対応できる多目的バース等）

・ 神戸港の再開発

物流空間としての再開発

（摩耶埠頭、新港突堤東地区、兵庫突堤）

親水空間としての再開発

（新港突堤西地区、東臨海部地区等）

・ 港のサービス向上

国際競争力の強化

（港湾利用に係わる全体経費の削減、規制緩和、情報化等）

安全で魅力ある港湾環境の創造

（働きやすく安全な港の整備、福利厚生施設の充実）

・ 防災拠点として活用する港湾緑地の整備

② 神戸港の復興を支えるとともに、大阪湾ベイエリア機能の復興・充実を図る高規格道路の整備

神戸港の復興を支援するとともに、大阪湾沿岸諸都市を有機的に連絡して都市活動の向上を図り、さらに既存幹線道路の交通負荷を軽減し、都市環境の改善を図る道路網を整備する。

・ 大阪湾岸道路（垂水JCT～六甲アイランド、住吉浜ランプ、魚崎浜ランプ）

・ 名神湾岸連絡線

・ 東神戸線（北神戸線～大阪湾岸道路）

・ 港島トンネル

・ 神戸中央線南伸（新神戸トンネル～国道2号）

・ ハーパーハイウェイ（住吉浜ランプ、新港ランプ）

③ 被災地の広域迂回路の確保を図るとともに、淡路地域の復興を支援する高規格道路網の整備

広域的な迂回路の確保による交通の円滑化を図るとともに、淡路島と本州を陸路で結ぶことにより、淡路地域の復興を大きく支援する高規格道路網の整備を進める。

・ 本州四国連絡道路神戸・鳴門ルート

・ 西神自動車道

・ 神戸西バイパス

- ・山陽自動車道
 - ・近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神自動車道）
- ④ 被災地への南北大量輸送路の確保を図る高規格道路の整備
国土の主軸と臨海都心部を結ぶ南北高規格道路を整備し、被災地への復興関連物資等の大量輸送路を確保する。
- ・阪神高速道路大阪池田線（延伸部）
 - ・阪神高速道路北神戸線（箕谷～中国縦貫自動車道）
 - ・阪神高速道路神戸山手線（北神戸線～大阪湾岸道路）
 - ・六甲北有料道路拡幅
- ⑤ 高速性、代替性を備えた格子型高規格道路網の整備
高度に市街化の進んだ阪神地域の交通の円滑化はもとより、緊急時における交通の高速化、代替性を備えるべく、格子型高規格道路網の整備を進め、地域の活性化と社会経済活動の発展を図る。
- ・大阪池田線北伸（池田市～近畿自動車道名古屋神戸線）
 - ・阪神高速道路神崎川線
 - ・阪神間南北線
 - ・西宮北有料道路南・北伸
 - ・神戸中央線南伸（国道2号～大阪湾岸道路）
 - ・第二大阪湾岸道路
 - ・山麓線
 - ・山麓バイパス西伸
- ⑥ 高規格道路網を補完するとともに多核・ネットワーク型都市圏を支える一般幹線道路の整備
緊急時の高速性と円滑な交通を確保するため、代替性を備えた格子型高規格道路網を補完しダブルチャンネルを確保するとともに、広域防災拠点と都市拠点を連絡するなど、多核・ネットワーク型都市圏を支える一般幹線道路網の整備を図る。
- ・国道（28号、173号、176号外）
 - ・県道（湾岸側道、福良江井岩屋線、三木三田線外）
 - ・市町道（北淡一宮線外）
- ⑦ 都市圏防災幹線街路ネットワーク形成のための街路の整備
都市の防災性向上に寄与し、併せて高規格道路網等を補完し、ダブルチャンネルを確保するため、概ね2kmメッシュを構成する都市圏防災幹線街路の整備を図る。
- ・都市圏防災幹線街路（山手幹線、尼崎港川西線、中央幹線外）
- ⑧ 幹線鉄道の迂回ルートの強化
災害時の代替性の向上とともに、災害復興住宅地等の沿線の利便性向上を図るため、臨海地域の幹線鉄道の迂回ルートの強化に努める。
- ・JR福知山線（新三田～篠山口）の複線化
 - ・JR播但線の電化・高速化
 - ・JR加古川線の電化・高速化
 - ・神戸電鉄三田線・粟生線の複線化
- ⑨ 被災地の鉄道の多重化、交通機関相互の連携強化
災害時の安全性、代替性の向上を図るため、被災地域の鉄道の多重化を進める。さらに陸・海・空の交通機関相互の連携を強化するため、空港等へのアクセス鉄軌道を整備する。
- ・片福連絡線の建設
 - ・神戸市営地下鉄海岸線の建設
 - ・六甲アイランド線延伸の検討

また、下記の路線については、今後、構想の具体化に向けた検討を行う。

- ・ 福知山線分岐線
- ・ 大阪湾横断鉄道
- ・ 神戸中央都市軸鉄軌道

⑩ 交通結節点・防災拠点としての駅の整備

通勤・通学等、県民の日常生活に重要な役割を担う交通結節点として、また、地域の防災拠点として、駅前広場の拡充、避難地機能および延焼遮断機能を備えたオープンスペースの確保等の整備を進める。

- ・ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による駅前広場の整備
新長田駅前広場の整備等
- ・ 三宮駅前広場の整備及び三層の歩行者動線ネットワークの形成

⑪ 海上コンテナ輸送の多重化に対応した港湾整備

今回の震災の経験を踏まえ、神戸港との連携を図り、阪神・播磨圏域のコンテナ需要に対応した機能を拡充するため、尼崎西宮芦屋港および姫路港において、コンテナ輸送にも対応できる外貿多目的ターミナルを整備し、国際物流拠点機能を高めるとともに、東播磨港においても内貿ユニットロードに対応した港湾施設の整備を行うなど海上交通網の強化を図る。

- ・ 尼崎西宮芦屋港
- ・ 姫路港
- ・ 東播磨港

⑫ 港湾施設の耐震性強化

耐震性の向上など防災機能を高めるため、尼崎西宮芦屋港等で耐震強化岸壁の整備、臨港道路（橋梁）の耐震化、フェリー岸壁の構造統一化など、港湾機能の強化・充実に図る。

- ・ 尼崎西宮芦屋港
- ・ 地方港湾（明石港、洲本港外）

⑬ 防災拠点として活用する港湾緑地の整備

港湾施設の耐震機能を強化するとともに、その周辺に緑地、広場等を整備し、非常時に初期の救援や物資、人員輸送の基地となる防災拠点を整備する。

- ・ 尼崎西宮芦屋港
- ・ 地方港湾（明石港外）

⑭ 自動車乗り入れ抑制対策の推進

災害時における緊急の救援・救助・復旧活動等の障害となる交通渋滞を防ぐため、平常時から都心部や住宅地域における通過自動車交通の負荷を緩和し、交通需要の分散及び交通手段の適性化を図る都心回避型の総合交通対策を検討する。

- ・ 自動車抑制、回避型総合交通体系の研究
- ・ パーク・アンド・ライド方式の導入拡大

⑮ 災害時の交通拠点としての意義をも有する空港

今後の航空需要に対応するとともに、陸・海・空の総合交通体系を構成し、災害時の交通拠点としての意義をも有する空港（神戸空港、関西国際空港等）の整備・活用について検討・推進を図る。

(4) 都市基盤の早期復興

交通基盤、ライフライン、産業基盤など、破壊された都市基盤施設について、新しい防災思想と技術のもとで、環境保全に配慮しつつ、早期全面復旧に全力を傾注するとともに、光ファイバー網の整備などによる通信システムの高度化や太陽光発電等の新エネルギー利用システムの導入など災害時のバックアップシステムの充実に図る。

① 交通基盤の復旧

地域の生活や経済を支えている阪神高速道路神戸線・同湾岸線、港湾施設等、及び、わが国の広域物流の大動脈である中央自動車道西宮線（名神高速道路）、中国縦貫自動車道について、必要な環境対策を講じつつ、早期に復旧する。

また、県民の通勤、通学等に不可欠なJR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、神戸市営地下鉄等の鉄軌道を早期に復旧する。

- ・主要交通施設（道路）の復旧（阪神高速道路神戸線外）
- ・主要交通施設（鉄道）の復旧（阪神電鉄外）
- ・主要交通施設（港湾）の復旧（尼崎西宮芦屋港外）

② 防災インフラの復旧

被災を受けた河川、海岸、砂防、下水道などの社会基盤施設を早期に復旧し、二次災害の防止を図る。

- ・河川、海岸、下水道等の復旧

③ 防災まちづくりに供するライフラインの整備

震災によりライフラインが長期にわたり寸断され、都市生活に多大な支障を来したことを鑑み、ガス、水道を含め、幹線系については各事業者と調整を図りながら耐震性の高い共同溝を主要幹線道路に設置するとともに、供給系については、迅速復旧が可能な共同溝（供給系）・電線共同溝を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ、幹線道路に設置する。

- ・共同溝・電線共同溝等の整備（国道2号、山手幹線外）

④ 災害に強い水道施設の整備

震災で大きな被害を受けた水道施設を早期に本格復旧するとともに、基幹施設や管路の耐震化を積極的に進めることにより災害で被害を受けず、被災しても水道全体の機能が麻痺しないよう施設の複数化や大容量の代替幹線ルート確保など緊急時のバックアップシステムの強化を図る。

- ・被災した水道施設の本格復旧
- ・上水道及び簡易水道施設の耐震化など施設強化の推進
- ・大容量送水管の整備
- ・広域的バックアップシステムの整備

⑤ 災害に強い工業用水道施設の整備

震災により工業用水道施設が被害を受け、産業活動に大きな支障を来したことに鑑み、基幹施設や管路等の耐震化を積極的に進めるとともに、バックアップシステムの整備・強化等を図る。

⑥ バックアップ機能を伴う総合的な情報通信ネットワークの構築

今回の震災では、災害時における情報連絡の重要性をあらためて認識したところである。そこで、緊急時の円滑な情報の収集・提供を可能とするために、兵庫衛星通信ネットワークのバックアップともなる防災通信ネットワークを構築するとともに、道路情報提供システム、光ファイバー網、ケーブルテレビの整備等を促進する。

- ・防災通信ネットワークの整備
- ・マルチメディアプラザ施設の整備
- ・道路情報提供システムの整備
（「道の駅」国道179号（新宮町）外、VICS、フェリー情報、トンネル内再放送）
- ・光ファイバー網の整備
- ・ケーブルテレビの整備・情報提供
- ・次世代総合防災行政情報通信システムの研究開発
- ・災害対応総合情報ネットワークシステムの整備（再掲）
- ・地域非常通信ネットワークの研究開発

- ・ 情報通信研究施設の設置
- ・ 情報収集提供体制の整備

⑦ 代替次世代都市エネルギー基盤の形成

震災復興地域の様々な地域特性及び土地利用形態を活かし、今後特にこの地域で展開される復興対策事業において、環境への負荷を低減し、防災にも配慮した次世代都市エネルギー基盤として、自然エネルギー、未利用エネルギーをはじめとする環境調和型新エネルギーの開発利用、積極的導入の一層の推進を図る。

- ・ 熱供給幹線構想の推進
- ・ 新エネルギー利用システムの導入

⑧ 廃棄物の適正処理の推進

ごみ処理施設など廃棄物処理施設について、耐震性及び自立機能の強化を図るとともに、計画的な施設の更新、整備を進める。

また、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等の整備によりリサイクルの一層の推進を図りながら新たな最終処分場の確保を行うとともに、大阪湾広域臨海環境整備センターのフェニックス埋立最終処分場等において、通常の廃棄物処理に支障を及ぼさない範囲で災害廃棄物を受入れ処分する。

さらに、廃棄物の資源化、無害化処理を中心とした廃棄物の広域処理体制の確立を図るため、「兵庫県環境クリエイトセンター」の整備を推進する。

- ・ リサイクルの推進
- ・ 焼却施設の設置
- ・ 最終処分場の確保（大阪湾フェニックス最終処分場外）
- ・ 環境クリエイトセンターの設立

(5) 防災拠点等の整備

広域的な救援・復旧のための拠点として、公園等の広場を中心に、災害時の情報通信機能を備えた広域防災拠点を、陸・海・空の交通アクセスに配慮しつつ整備する。

また、広域防災帯、地域防災拠点の整備を推進するとともに、地域の自立的な防災機能を強化したコミュニティ防災拠点（防災安全街区）を形成する。さらに、県内の災害に即応する諸機能を備えた県立防災センターの設置を推進するとともに、国際的な視野から、防災に係る調査・研究や、人材育成等を行う国際防災センター構想を推進する。

① 広域防災拠点の整備

広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資搬入等救援・復旧の前線基地であるため、広域幹線道路の結節点や海上輸送基地、空港を前提とする空輸基地など広域的な交通上の重要な地区を対象に、フェイルセーフの観点から、臨海部・内陸部に複数箇所整備する。

また、域外からの救援活動の受入をより円滑にするため、広域防災拠点を補完する陸・海・空の拠点を配置する。

各拠点には、被災地外からの人員・物資を集結・搬出させるための設備や緊急情報の通信施設を設ける。

- ・ 三木地区
 - 三木総合防災公園の整備
 - 防災科学技術研究所関西支所（仮称）の誘致（再掲）
 - 県立防災センター（仮称）の整備（再掲）
 - 消防学校の再整備（再掲）
 - 国際防災センター構想の推進（再掲）
- ・ 伊丹・川西地区
 - 西猪名公園の整備
- ・ 西宮地区
 - 尼崎西宮芦屋港の整備（再掲）

- ・淡路地区
淡路島公園・国営明石海峡公園の整備
- ・神戸内陸地区
しあわせの村・国営明石海峡公園の整備
- ・神戸都心地区
- ・広域防災拠点と連携する陸・海・空の拠点
神戸港、尼崎西宮芦屋港、明石港等の港湾緑地、京橋地区、北神戸田園スポーツ公園外

② 広域防災帯の整備

同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として構成する広域防災帯を整備し、平常時には水と緑のネットワークの一環として、市民に憩いとうるおいの空間を提供する。

- ・国道43号
- ・新湊川外
- ・きめ細かな水と緑のネットワーク形成

③ 地域防災拠点の整備

広域防災帯によりブロック化された市街地の防災活動拠点として、核となる防災公園等を、都市全体の水と緑のネットワークの重要な一角として幹線街路との接続性に配慮しながら、計画的に配置・整備する。

- ・小田南公園、津門中央公園、十六名公園、新池公園、金ヶ崎公園等
- ・御崎公園、海浜公園等
- ・防災空間としての公園・緑地の整備

④ コミュニティ防災拠点（防災安全街区）

地区の防災拠点の中心となる公園・広場を整備するとともに、それに隣接して医療、福祉、行政、学校など、緊急時の避難、物資備蓄等の機能も備えた公共・公益施設をできる限り計画的に立地誘導させ、相互の施設の連携により被災時における地区の防災拠点となるコミュニティ防災拠点（防災安全街区）を整備する。

- ・新長田駅周辺地区
- ・六甲道駅周辺地区

⑤ 都市防災不燃化促進事業

既成市街地等の不燃化促進区域において、二階建以上の耐火建築物の建築に際し、建築費の助成を行うことにより都市の不燃化を促進し、震災や火災時に住民の生命、身体の安全を確保する。

- ・国道2号
- ・国道43号
- ・神戸駅・大倉山地区

⑥ 防災に資する緑化の推進等

都市の延焼防止機能を高めるため、都市の緑化、緑地の保全を積極的に推進する。

- ・生け垣、街路樹など身近な緑の整備（再掲）
- ・緑化推進事業（再掲）
- ・防災に配慮した緑化重点地区の形成（再掲）
- ・生垣緑化等助成推進事業（再掲）
- ・緑地の保全（再掲）

(6) 災害に強い都市と農山漁村の基盤整備

風水害、土砂災害、山地災害、地震災害及び火災等に対する防災機能を強化し、二次災害の防止を図るとともに、阪神地域の河川における水環境の改善を進める等、自

然と共生した都市、農山漁村づくりを進める。

- ① 二次災害防止・耐震性向上のための河川の改良復旧事業
治水安全度の向上及び耐震性の向上を図る必要のある河川について、災害復旧事業と併せて改良復旧を実施する。
 - ・新湊川
 - ・高羽川
 - ・千森川
 - ・中島川
- ② 緊急消火・生活用水等を確保するための防災ふれあい河川の整備
緊急消火・生活用水を河川から容易に取水できるよう、階段護岸等を整備し、水と緑豊かなうるおいのある河川として整備する。
 - ・住吉川等
- ③ 地域の復興にあわせた広域防災空間としての主要河川の整備
河川改修と合わせ、緊急避難場所や緊急避難路として利用できる連続した高水敷を、広域防災空間として整備するとともに、地域の復興に合わせ計画的に治水安全度の向上を進める。
 - ・武庫川
 - ・猪名川
 - ・明石川等
- ④ 阪神地域の河川における水環境の改善
阪神地域は、地形的条件から元来水資源に乏しく、他水系からの水に依存していた地域であり、今回の震災では、断水等により消火用水、生活用水等の不足、また、がれき除去の際の防塵散水用の水不足等、水の供給という観点から様々な問題が生じた。そこで、京都の琵琶湖疏水にならい、阪神地域の諸河川に水を導水し、災害時における水の安定的確保を可能とし、平常時においても水量が豊かで潤いのある河川となるよう水環境の改善を図る。
 - ・阪神疏水構想の推進
- ⑤ 地域防災拠点としての海岸の整備
海岸については、緊急消火用水の供給機能を有する施設などの整備を進め、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸空間の形成を図る。
 - ・東播海岸
 - ・多賀海岸
- ⑥ 海岸保全施設の耐震性の向上
防潮堤、閘門等の改良工事による、高潮、波浪等に対する防災機能の強化を図るとともに、老朽化した護岸の改良等、施設の耐震性の強化を図る。
 - ・神戸港海岸
 - ・尼崎西宮芦屋港海岸
 - ・東播海岸
 - ・枯木海岸外
- ⑦ 二次災害防止のための砂防施設等の整備
被災施設の復旧に合わせ、二次災害を防止するため、土砂災害危険箇所の周知および警戒避難体制の強化を図るとともに、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を緊急に実施する。
また、山麓における防災機能を強化する緩衝緑地空間（グリーンベルト）の整備を推進する。
 - ・六甲山系等の砂防施設等の整備

- ・宅地の擁壁の復旧
- ・六甲山系グリーンベルト整備事業

⑧ 防災のための下水道施設の有効利用と再整備

今回の大震災を契機として、広域的な激甚災害時にも下水道システム全体としての機能を確保するよう整備するほか、下水道が持つ付加価値（施設の空間利用、処理水の有効利用）を高める事業の展開を図る。

- ・流域下水道施設の再整備
- ・公共下水道施設の再整備

⑨ 災害時の消火、生活用水を確保するためのダムの整備

地域の治水安全度の早期向上、生活用水、震災等緊急時における消火用水の安定供給が図られるよう、ダムの整備を促進する。なお、整備に当たっては、親水性の向上を図るとともに、防災避難空間としての整備を図る。

- ・大日・牛内ダム
- ・成相・北富士ダム
- ・石井ダム
- ・武庫川ダム

⑩ 防災のための治山事業等

山腹崩壊や地すべり災害を未然に防止することにより、防災まちづくりの基盤を強化するほか、海岸においては、面的防護方式を用いた耐震性を高めた整備を行う。

- ・六甲山系危険地調査
- ・山地災害の防止
- ・地すべり災害の防止
- ・海岸の浸食防止等海岸線の整備

⑪ 防災機能・公益的機能を有した災害に強い農山漁村の整備

農山漁村地域では道路網等の整備が遅れており、緊急時における車輛通行の円滑化や循環利用が可能な生活・防火用水の確保等を通じて災害に強い農山漁村の整備を図るため、農道、ため池、集落排水施設等の整備を進める。また、漁村地域においては、密集した集落形態となっているため、道路、広場等を整備することにより、安全で快適な生活基盤を確保するとともに、緊急時には避難路や避難場所として活用する。

- ・防災機能に配慮した農山漁村の整備
- ・農道網の整備
- ・ため池等農業用施設の整備
- ・農漁村集落排水対策等による生活環境基盤の整備
- ・災害に強い漁港等の整備

震災からこれまでの主な出来事

〔資料－10〕

H. 7	国のうごき	兵庫県 <u>のうごき</u>	被害状況・その他
1.17 (火)	<p>5:55 大阪管区気象台地震情報第1号「震源地は淡路島北部マグニチュード7.2と推定、豊岡・彦根・京都で震度5」と発表</p> <p>6:13 大阪管区気象台「神戸、震度6」烈震と発表</p> <p>6:20 近畿管区警察局「災害警備本部」を設置</p> <p>6:30 陸上自衛隊中部方面総監部、非常呼集を発令</p> <p>6:30 警察庁「災害警備連絡室」を設置</p> <p>7:00 第五管区海上保安本部に災害対策本部を設置 大阪管区気象台が災害対策本部を設置</p> <p>7:30 消防庁、県へ被害状況照会</p> <p>8:00 近畿通商産業局に災害対策本部を設置</p> <p>8:00 国土庁、県へ被害状況照会</p> <p>8:10 自衛隊、県へ被害状況照会</p> <p>9:00 消防庁災害対策本部を設置</p> <p>9:50 消防庁、県と電話接続 自衛隊、県と電話接続</p> <p>10:00 閣議で兵庫県南部地震非常災害対策本部、及び地震対策関係閣僚会議の設置を決定</p> <p>10:00 消防庁が大阪、京都、名古屋、東京に応援要請</p> <p>11:00 気象庁「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」と命名</p> <p>11:00 第1回非常災害対策本部会議開催</p> <p>12:00 災害救助法の適用を漸次、指定(厚生省)</p> <p>14:30 小沢国土庁長官をはじめとする政府調査団が出発 野坂建設大臣来県</p> <p>15:40 小沢国土庁長官らが自衛隊機で伊丹空港に到着 災害地域を上空から視察</p> <p>16:00 首相、地震について記者会見</p> <p>18:45 小沢国土庁長官、兵庫県庁にて記者会見</p>	<p>6:15 兵庫県警、兵庫県警察災害警備本部を設置</p> <p>6:45 県防災係長登庁</p> <p>6:50 芦尾副知事登庁</p> <p>7:00 兵庫県災害対策本部設置</p> <p>8:20 知事登庁</p> <p>8:30 第1回県災害対策本部会議開催</p> <p>10:00 消防庁に他府県消防の応援を要請</p> <p>10:00 自衛隊に災害派遣を要請</p> <p>10:20 自衛隊ヘリ県庁到着</p> <p>11:00 警察本部長、知事に状況報告</p> <p>12:00 頃県庁停電回復、情報収集可能となる</p> <p>12:00 災害救助法適用神戸市指定</p> <p>15:45 兵庫県知事、地震について記者会見</p> <p>17:00 災害救助法適用指定 津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町</p> <p>23:00 災害救助法適用指定 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市</p>	<p>5:46 平成7年兵庫県南部地震発生 直後、兵庫県南東部・大阪府北部、淡路島中心に約260万軒で停電発生、関西電力、送電切り替えにより順次復旧に努める 電話交換機系 約28万5千回線加入者数約19万3千回線が不通</p> <p>6:00 阪神全域で100万世帯停電 東海道・山陽新幹線始発からストップ JR西日本、関西の私鉄、地下鉄が運転み合わせる 名神、阪神高速道路等通行止め</p> <p>6:45 大阪ガス、対策本部設置 (約86万戸供給停止)</p> <p>7:00 神戸市災害対策本部設置</p> <p>7:30 関西電力、非常災害対策本部を設置 神戸市・西宮市等、阪神地域を中心として約100万軒で停電続く</p> <p>9:00 阪神高速道路公団が災害対策本部を設置</p> <p>9:30 兵庫県警第1回地震被害発表 死者8人生き埋め189人、行方不明33人 犠牲者はさらに増える見込みと発表</p> <p>9:50 警察庁は地震による死者22人、負傷者223人と発表</p> <p>10:55 警察庁は10:15現在、死者74人、負傷者222人と発表</p> <p>11:30 警察庁は11:00現在、死者98人、負傷者226人と発表</p> <p>11:50 大阪ガス、神戸市・芦屋市など42万5000戸で供給停止</p> <p>12:00 警察庁は12:00現在、死者203人、負傷者711人行方不明331人と発表</p> <p>15:00 神戸市第1回「災害対策本部員会議」開催</p> <p>18:50 警察庁は18:45現在、死者1042人行方不明577人、負傷者3569人と発表</p> <p>21:00 警察庁は20:45現在、死者1311人、行方不明1048人負傷者4241人と発表</p> <p>新幹線、高速道路等の代替手段としての臨時便運行</p>

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
1.18 (水)	<p>第2回非常災害対策本部 「地震対策関係閣僚会議」 国民金融公庫による災害復旧貸付の発 動等実施 商工業等被災中小企業の復旧対策融資 等の実態 放送受信料の免除 小沢国土庁長官ら政府調査団、神戸市、 西宮市等バスにて現地調査 野中自治大臣来県 防衛庁長官来県 亀井運輸大臣来県</p>	<p>災害対策本部を平成7年兵庫県南部地 震災害対策総合本部に改組（緊急対策 本部及び災害復旧対策本部の2本部13 部を置く） 知事緊急記者会見 災害救助法適用指定追加（川西市） 最初の救援物資等備蓄基地「県消防学 校基地」を開設（1/18～3/15） 小沢国土庁長官に関係省庁への緊急要 望を提出 道路交通法に基づく交通規制による緊 急輸送ルートの指定（国道2号ほか） 第1次応急危険度判定</p>	<p>死者1681人（兵庫1675人、大阪5人、 その他1人）、行方不明者1017人 阪神地区、約40万軒で停電続く 電話・交換機系、午前中に回復 余震113回（うち有感17回） JR東海道本線「大阪－尼崎」運転再開 JR山陽本線「姫路－西明石」運転再開 阪急神戸本線「梅田－西宮北口」運転 再開 阪神電鉄本線「梅田－甲子園」運転再 開 山陽電鉄本線「姫路－明石」運転再開 北神急行電鉄（全線）運転再開 神戸市営地下鉄「板宿－西神中央」運 転再開 〈鉄道の復旧状況は兵庫県内の主なも ののみとする〉</p>
1.19 (木)	<p>村山総理大臣ら現地視察 空から視察、県庁訪問、現地視察 持ち回り閣議で「対策関係閣僚会議」を 格上げし、「緊急対策本部」設置を決定 「緊急対策本部」初会合 ヘリコプターによる、緊急輸送強化 輸送関係省庁連絡会議開催 園田内閣官房副長官来県</p>	<p>災害救助法適用指定追加 （明石市、五色町） 市町災害対策本部への救援物資搬送を 開始 第1次応急仮設住宅を発注（2,961戸） 災害対策基本法に基づく交通規制によ る緊急輸送ルートの指定に切替え 緊急救援物資の輸送に係る有料道路通 行料免除措置</p>	<p>死者2943人（兵庫2936人、大阪7人） 行方不明807人 阪神地区、約11万軒で停電続く JR東海道本線「尼崎－甲子園口」運転 再開 JR福知山線、宝塚以北、運転再開 阪急宝塚線（全線）運転再開 神戸電鉄（鈴蘭台以南と有馬口－有馬 温泉間を除く）運転再開 臨時航路の開設（18航路）</p>
1.20 (金)	<p>兵庫県南部地震対策担当大臣小里貞利 氏任命 小里大臣、現地初視察 被災中小企業者に対する激基指定並融 資を決定 気象庁現地調査で震度7を初適用 （阪神・淡路の1部）</p>	<p>避難所緊急パトロール隊を編成 （県警と県職員の間合） （神戸市4区、芦屋市、西宮市分、33 班165人） 県議会、「災害特別対策委員会」の設 置を決める 応急仮設住宅の工事着工 民間・自衛隊ヘリコプターによる緊急 物資等の輸送を実施 緊急物資・資材等陸揚げ岸壁の指定（ 5港16カ所） 西宮市仁川百合野町に第2次災害防止 の警報装置等を設置</p>	<p>死者4047人（兵庫4038人、大阪9人） 行方不明727人 衆参両院本会議で兵庫県南部地震の犠 牲者の冥福を祈り黙祷（第132国会開会 式） 衆院で兵庫県南部地震について緊急質 疑 村山首相施政演説「補正予算等検討」 新幹線「新大阪－京都」運転再開 避難所数1079カ所、避難者31万3500人</p>
1.21 (土)	<p>第2回「緊急対策本部」会合 非常災害対策本部の現地対策本部設置 を閣議決定 小里大臣、県庁訪問（被災状況説明、 要望）、記者会見、被災地視察 大雨に対する警戒、テント、ビニール の確保等降雨対策を指示 武村大蔵大臣県庁訪問、被災地視察 井出厚生大臣来県 大手郵政大臣来県 「避難所救護センター」の設置を決定</p>	<p>2番目の救援物資備蓄基地グリーンピ ア三木基地開設（1/21～4/30） 備蓄基地から避難所への救援物資の直 接輸送を開始 「救護対策現地本部」の設置を決定 厚生省と共同で「避難所救護センター 」の設置を決定</p>	<p>死者4555人（兵庫4545人、大阪10人） 行方不明665人 JR福知山線（全線）運転再開 阪急伊丹線「塚口－新伊丹」運転再開</p>
1.22 (日)	<p>非常災害対策本部現地対策本部事務所 開設（兵庫県会館） 小里地震対策担当大臣来県 滝消防庁長官来県 第3回緊急対策本部会合</p>	<p>救護対策現地本部開設 （神戸市内5カ所・西宮市内1カ所、 計6カ所） 避難所救護センター設置 （救護対策本部に併設、6カ所）</p>	<p>死者4914人（兵庫4903人、大阪11人） 行方不明202人 大雨予報、山崩れ警戒 25カ所1500世帯4000人に避難勧告 避難所数1092カ所、避難者数29万6613人</p>

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
1.22 (日)	<p>応急仮設住宅用国有地等、被災者のための公務員宿舎、保養所等について調査開始</p> <p>陸上自衛隊テント600張り設置</p>	<p>災害救助法適用指定追加 (三木市、洲本市、西淡町)</p> <p>貝原兵庫県知事避難所視察 (神戸・芦屋・西宮市内)</p> <p>避難所緊急パトロール充実 (以降、100班、500名体制で毎日、実施)</p> <p>余震に対する県民啓発文を避難所に配布</p> <p>災害対策本部総合対策部に、県理事以下8名による新都市再生戦略ビジョンワーキングチームを編成</p> <p>西ルートの変更等緊急輸送ルートの一部見直し</p> <p>建設省緊急支援チームによる地すべり等危険個所の調査</p>	<p>在日米軍大型テント20張り設置</p>
1.23 (月)	<p>国・県・市町による連絡会議始まる (第1回・第2回)</p> <p>(以下、「現地連絡会議」とする)</p> <p>第3回非常災害対策本部会合</p> <p>文部省調査団来県</p> <p>小里地震対策担当大臣特命室発足</p> <p>小里大臣、避難場所としての船舶の利用検討を指示</p> <p>分野別の非常災害対策の推進を指示</p> <p>失業給付の特別支給</p> <p>雇用調整助成金の特例適用</p> <p>運転免許証再交付業務実施</p>	<p>救護対策現地本部追加 (芦屋市1カ所、計7カ所)</p> <p>応急仮設住宅第2次発注(8,141戸)</p> <p>緊急輸送ルートの確保</p> <p>通過交通対策のための主要幹線迂回路の設定</p> <p>グリーンピア三木臨時ヘリポートの設置、自衛隊の臨時ヘリポートを王子競技場、六甲アイランドに設置</p> <p>第2次応急危険度判定</p>	<p>死者4984人(兵庫4973人、大阪11人)</p> <p>行方不明166人</p> <p>震災から1週間経過、余震1000回越す(うち有感地震104回)</p> <p>マスコミ各社、地震の名称を「阪神大震災」に統一</p> <p>余震、北淡町で震度4 神戸・西宮などで震度3を2回記録</p> <p>衆院本会議(代表質問)</p> <p>西宮市で仮設住宅の申し込みの受付開始</p> <p>関西電力、応急送電完了 電気全面復旧(復旧工事 最大時で4,700人体制)</p> <p>避難者数ピークに達する (避難所数1153カ所、避難者数31万6678人)</p> <p>JR山陽本線「西明石一須磨」運転再開</p> <p>JR播但線臨時列車運行(迂回輸送対策)</p> <p>JR(甲子園口～三宮)代替バス運行開始</p> <p>阪神(甲子園～三宮)代替バス運行開始</p> <p>阪急(西宮北口～三宮)代替バス運行開始</p> <p>臨時旅客船(姫路港～神戸港)運行開始</p> <p>阪急今津北線「西宮北口～門戸厄神」</p> <p>阪急今津南線「西宮北口～今津」運転再開</p>
1.24 (火)	<p>第4回緊急対策本部会合</p> <p>兵庫県南部地震を激甚災害に指定することを閣議決定</p> <p>第3回現地連絡会議開催</p> <p>国松警察庁長官来県</p> <p>小里地震対策担当大臣来県</p> <p>避難所などへの十分な医療品供給を指示</p> <p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p> <p>中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用</p> <p>被災した私立学校の経営に必要な資金に対する低利融資及び既往債務の返還猶予決定</p>	<p>「情報ファイル」刊行開始(県立女性センター)</p> <p>神戸市、西宮市とともに国に対して瓦礫等の処理について特段の財政支援を要望</p> <p>生活福祉資金の特別貸付制度創設決定</p> <p>緊急外国人県民特別相談窓口の開設</p> <p>避難所救護センター4カ所増設(計11カ所)</p> <p>自衛隊に仮設トイレの設置を要請</p> <p>被災者福祉何でも相談開設</p> <p>公営住宅への一時入居開始(649戸入居決定)</p>	<p>死者5051人(兵庫5040人、大阪11人)</p> <p>行方不明106人</p> <p>参院本会議(小里大臣が災害状況を説明)</p> <p>国民休暇村、国民宿舎、地方職員共済組合、市町村共済組合の宿泊施設が被災者受け入れ表明</p> <p>ポートルライナー(市民病院前～神戸税関前)代替バス運行開始</p> <p>六甲ライナー(六甲アイランド北口～御影本町3丁目)代替バス運行開始</p> <p>臨時旅客船(尼崎西宮芦屋港～神戸港)運行開始</p> <p>水道、淡路町、東浦町復旧完了</p>

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
1.25 (水)	火葬の適切な実施のため窓口設置等指示 国税に関する申告、納付等の期限延長 年金福祉事業団の住宅資金に係る償還猶予措置の実施 野中自治大臣来県 国土庁、衛星通信車を現地に配備 厚生省調査団、避難所での患者状況調査 震災後の土地取引状況に関する現地ヒアリング 林野庁派遣による専門技術調査団災害地調査 文化庁、近畿府県の協力を得て、国、県指定建造物の被害状況調査を実施	ホームステイの幹旋窓口と公的宿泊施設等の幹旋窓口を救護対策現地本部に開設 県と関係省庁でがれき輸送のワーキンググループ設置 県税の期限延長の告示 林野庁等と合同で森林防災緊急パトロール実施 避難所救護センター1ヵ所増設(計12ヵ所) 避難所救護センター及び巡回健康相談でインフルエンザ等の患者数を把握 私立中学高等学校連合会、入試日程変更を決定 下着2万セットを神戸市各区に配布	死者5063人(兵庫5050人、大阪13人) 行方不明69人 余震、神戸・西宮などで震度4 「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」発足 JR東海道本線「甲子園口-芦屋」運転再開 JR代替バス区間を(芦屋~三宮)に縮小 水道、川西市の復旧完了
1.26 (木)	第5回緊急対策本部会議 第4回現地連絡会議開催 中央防災会議：防災基本計画の改定について決定 すずらん丸を宿泊施設として利用する計画を発表	尼崎、西宮、伊丹市のゴミ処理を大阪市に依頼 被災者用公営住宅等幹旋支援センターの開設 自衛隊に防疫薬剤、噴霧器の搬送を要請 下着1万4千セットを神戸市、北淡町等に配布	死者5074人(兵庫5060人、大阪14人) 行方不明61人 阪神本線「甲子園-青木」運転再開 阪神青木~三宮間に代替バス区間を縮小 阪神電鉄武庫川線(全線)運転再開 阪神高速7号北神戸線が全線開通
1.27 (金)	第5回現地連絡会議開催 第1回復興対策緊急立法検討プロジェクトチーム会合 中小企業退職金共済制度の特例措置 労働保険料の納付期限延長 税関が休日の通関業務等五項目の震災対策決定	緊急生活福祉資金貸付開始 下着4万6千セットを神戸市他6市に配布開始 「新都市再生戦略ビジョン作成方針(案)」として取りまとめ	死者5083人(兵庫5069人、大阪14人) 行方不明51人 中国自動車道が全線開通(一部対面2車線通行) 新幹線の直通代替バス(JR姫路-新大阪)開設 山陽電鉄本線「明石-轟ヶ丘」運転再開
1.28 (土)	与謝野文部大臣来県 野坂建設大臣来県 亀井運輸大臣来県 橋本通産大臣来県 小里大臣及び久野現地対策本部長が瓦礫等の処理について発表(公費による瓦礫撤去実現・国負担1/2)	災害廃棄物の処理についての取扱方針を示す 近畿・中国・四国3ブロック各府県の公営住宅の幹旋受付窓口開設 バス優先レーンの指定 六甲山系の土石流危険渓流の調査	死者5090人(兵庫5076人、大阪14人) 行方不明29人 余震、神戸で震度3 このころインフルエンザ大流行 第二神明道路が全線開通 新幹線の直通代替バス(JR姫路-三田間)に変更
1.29 (日)	第6回緊急対策本部会合 前田法務大臣来県 高村経済企画庁長官来県 田中科学技術庁長官来県 家賃等への物価上昇への対処として関係業界への指導を指示 応急仮設住宅の供給体制の強化及び海外住宅の活用について指示 第二次避難所の確保の一環として、ホテル、旅館等の民間宿泊施設の利用に対する支援策の検討を指示	インフルエンザワクチン接種を開始(65歳以上の希望者全員に無料で実施) 臨時県議会	死者5092人(兵庫5078人、大阪14人) 行方不明14人 義援金の第一次配分を決定 水道、津名町、一宮町復旧完了 倒壊家屋等の処理受付、一部市町で始まる
1.30 (月)	第6回現地連絡会議開催 第2回復興対策緊急立法検討プロジェクトチーム会合 ボランティア活動への支援強化の検討 防塵マスク等を無償配布	災害対策総合本部内に兵庫県南部震災復興本部を設置 (住宅の再生、ガレキの処理、特別措置法の検討等復興めざす各般事業を推進し、応急対策を前進させるとともに復興に本格的に取り組む)	死者5094人(兵庫5080人、大阪14人) 行方不明13人 JR山陽本線「須磨-神戸」運転再開 (これにより、JR山陽本線全線開通) 山陽電鉄本線「霞ヶ丘-滝の茶屋」運転再開

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
1.30 (月)		生活情報ファックスネット刊行(県立神戸生活科学センター) 災害弔慰金の相談・受付開始 労働保険料の申告・納期限延長決定	阪急今津北線「仁川-宝塚」運転再開 倒壊家屋等の処理受付、約1万件に達する
1.31 (火)	第二次避難所としての旅館及び民間アパート等の借り上げを発表 小里大臣が応急仮設住宅を11,000戸追加し、56,000戸の住宅供給を行う旨を発表	災害救助法適用指定追加(三原町) 倒壊家屋等の解体・処理計画マニュアルを示す 受け入れ可能な企業社宅等の情報提供開始 「原則として希望者全員に応急仮設住宅を提供する」方針を決定。当面必要な応急仮設住宅の建設戸数を3万戸とする	死者5096人(兵庫5082人、大阪14人) 行方不明12人 天皇・皇后両陛下が被災地をお見舞い 衆参両院で災害対策特別委員会 連立与党災害対策本部会合 電話加入者系サービス(約19万3千回線)回復、ほぼ復旧完了 水道、尼崎市、明石市復旧
2.1 (水)	建築基準法に基づく建築制限区域の指定	災害救助法適用指定追加(緑町、南淡町) 「震災ニュース」刊行開始 応急仮設住宅第3次発注(10,688戸) 各市に洗濯機を搬送 国道43号の追加等緊急輸送ルートの第2次見直し	死者5102人(兵庫5087人、大阪14人、京都1人)、行方不明11人 衆院災害対策特別委員会で震災問題質疑 阪神本線「高速神戸-三宮」運転再開
2.2 (木)	第7回緊急対策本部会合 第7回現地連絡会議開催 村山首相が住宅対策の面で高齢者、身体障害者等への配慮を指示 応急仮設住宅の建設に予備費148億円の使用を決定	避難所の心身リフレッシュ事業(温泉所在地旅館等での受け入れ)検討開始	死者5103人(兵庫5088人、大阪14人、京都1人)、行方不明9人 参院災害対策特別委員会で震災問題質疑 水道、伊丹市復旧 五色町で応急仮設住宅の入居開始
2.3 (金)	小里地震対策担当大臣来県 被災地視察(西宮市・芦屋市・神戸市) 県庁及び政府現地本部訪問 第2回災害即応体制検討プロジェクトチーム会合 罹災都市借地借家臨時処理法の適用を閣議決定 農地・農業用地施設等についての激甚災害指定を閣議決定 防塵マスクを緊急配布 小里大臣が家を失った人への緊急措置として、マンション、ホテル等8000戸確保を表明	3番目の救援物資備蓄基地三木山森林公園基地を開設(2/3~4/14) 国への重点緊急要望事項をまとめ小里大臣に提出 災害廃棄物処理推進協議会発足(がれき等の処理を円滑に進めるため、国・県・市町・関係者により構成)	死者5243人(兵庫5228人、大阪14人、京都1人)、行方不明6人
2.4 (土)	河野外務大臣(副総理)~県庁訪問・神戸視察~ 大河原農林水産大臣来県 井出厚生大臣来県 宮下環境庁長官来県 国土庁から各省庁への地震・災害情報の伝達開始		死者5244人(兵庫5229人、大阪14人、京都1人)、行方不明6人
2.5 (日)	野中自治大臣来県 井出厚生大臣来県 浜本労働大臣来県 94年度第二次補正予算案の骨格固める	「産業復興会議」第1回会合(座長:牧 冬彦 兵庫県商工会議所連合会・神戸商工会議所会頭 委員41名、顧問12名) 翌日、座長から村山首相に緊急要請を行う	死者5250人(兵庫5235人、大阪14人、京都1人)、行方不明6人 阪急今津北線「西宮北口-宝塚」(全線)復旧 (断水率)神戸市35.8%、西宮市37.7%、芦屋市53.3%、宝塚市3.1%、北淡町8.4% 仮設住宅 発注戸数21,790戸(既着工戸数11,102戸)

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
2.5 (日)			入居決定（仮設住宅3,506戸 公営住宅4,508戸） ガス11,900戸復旧 仮設風呂等の設置（風呂72基、シャワー92基礎）
2.6 (月)	特別交付税3月分の繰り上げ交付 労働省が就職内定取消回避について経営者団体に要請 外国人登録証手続きに特例	無料法律相談の実施 （3ヵ月の現地本部、2/6～2/11） 知事の先決処分によって予算の補正（一般会計で843億91百万円）	死者5250人（兵庫5235人、大阪14人、京都1人）、行方不明6人 神戸市、罹災証明書発行と義援金交付申請を始める 宝塚市で義援金の支給を開始（阪神間で初めて） 倒壊家屋等の処理受付4万件を超える 神戸高速鉄道「新開地－花隈」運転再開
2.7 (火)	中小企業の金融支援に関して小里大臣ら関係大臣が協議 気象庁が震度7の適用地域の拡大を発表		死者5273人（兵庫5258人、大阪14人、京都1人）、行方不明6人 衆院災害対策特別委員会で震災問題質疑 神戸市復興計画検討委員会初会合 神戸電鉄有馬線「鈴蘭台－長田」運転再開
2.8 (水)	第8回緊急対策本部会合 所得税、個人住民税等の緊急対応策発表 自治省が兵庫県南部地震震災復興宝くじの4月発売を発表		死者5277人（兵庫5261人、大阪14人、京都1人）、行方不明6人 参院予算委員会で地震対策など集中審議 神戸市内で義援金の支給スタート JR東海道本線「芦屋－住吉」運転再開
2.9 (木)	村山首相が記者会見 中央防災会議基本計画専門委員会 被災中小企業に対する金融支援策発表 小里大臣、応急仮設住宅を1万戸追加決定（3月末までに3万戸を、4月末までに4万戸を供給する） 米国企業から300万戸の仮設住宅輸入を決定	応急仮設住宅第4次発注 （8,257戸：うち輸入住宅800戸を含む；合計3万戸発注） 県知事、さらに1万戸の応急仮設住宅追加を国に要請	死者5291人（兵庫5276人、大阪14人、京都1人）、行方不明6人 倒壊家屋等の処理受付、5万件近くに及ぶ
2.10 (金)	阪神・淡路復興委員会の設置政令及び同委員会令を閣議決定 小里地震対策担当大臣来県 前田法務大臣来県 厚生省結核研究所、避難所等調査		死者5296人（兵庫5281人、大阪14人、京都1人）、行方不明4人
2.11 (土)	災害対応プロジェクトチームが大規模災害発生時の首相等への情報連絡体制等整備に関する当面の措置を報告	第1回「都市再生戦略策定懇話会」 （座長：新野幸次郎 元神戸大学学長委員20名）	死者5307人（兵庫5292人、大阪14人、京都1人）、行方不明4人 阪急神戸本線「御影－王子公園」運転再開
2.12 (日)	国土庁事務次官来県 橋本通産大臣来県 小里大臣が中小企業支援で、無利子融資実施の方針を表明		死者5317人（兵庫5302人、大阪14人、京都1人）、行方不明4人

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
2.13 (月)	被災者等による農地転用手続きを緩和	神戸市東灘区西岡本に地すべり自動監視システムを設置	死者5318人(兵庫5303人、大阪14人、京都1人)、行方不明4人
2.14 (火)	災害名称を「阪神・淡路大震災」とすることを閣議決定 国税庁が阪神・淡路大震災に関する税務上の取り扱いを発表	4番目の救援物資備蓄基地大阪空港内基地を開設(2/14~12/15) 防災訓練(余震対策)実施	死者5329人(兵庫5314人、大阪14人、京都1人)、行方不明2人
2.15 (水)	神戸市等に総合労働相談所を設置 小里大臣が現地の復旧状況を参院災害対策特別委員会で報告 阪神・淡路復興委員会設置を閣議決定	県民向け臨時災害FM局 「復興通信FM796フェニクス」開局	死者5348人(兵庫5333人、大阪14人、京都1人)、行方不明2人 JR和田岬線、全線復旧
2.16 (木)	第1回阪神・淡路復興委員会会合 総理大臣から「阪神・淡路地域の復興のために我が国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める」との諮問 (特定課題の選定:復興計画の策定、復興住宅の供給、瓦礫等の処理等) 法務・人権総合相談所開設 国土審第2回計画部会で「安全な国づくりに向けての視点」について調査審議	第1回「住宅復興会議」開催 (座長:巽和夫 京都大学名誉教授 委員48名)	死者5373人(兵庫5357人、大阪15人、京都1人)、行方不明2人 神戸市営地下鉄「板宿-新神戸」運転再開 但し、三宮、上沢、新長田3駅は通過
2.17 (金)	第9回緊急対策本部会合 第3回災害即応体制検討プロジェクトチーム会合 復興基本方針案閣議決定 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、被災市街地復興特別措置法案、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正案、地方税法の一部改正案を閣議決定	第1回「外国人県民復興会議」開催 (座長:斧田健太郎 神戸大学教授 委員41名) 緊急事業として国直轄19カ所、県9カ所が選択され、順次恒久対策に着手	死者5378人(兵庫5359人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人 震災から1ヶ月経過・県下各地で黙祷実施 被災地では初めての災害弔慰金の支給手続きが芦屋市で始まる
2.18 (土)	第8回現地連絡会議開催 (復興計画の策定について) 井出厚生大臣来県 野坂建設大臣来県		死者5391人(兵庫5372人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人 余震、洲本で震度4、神戸で震度3
2.19 (日)		災害対策基本法による緊急輸送ルートの指定を24日まで延長	死者5403人(兵庫5384人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人
2.20 (月)	小里地震担当相現地視察	知事の専決処分によって予算の補正(一般会計で843億91百万円)	死者5413人(兵庫5394人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人 JR東海道本線「灘-神戸」運転再開
2.21 (火)	小里大臣が公共的な地盤崩壊防止工事に支援措置の検討を指示 公害防止施設設置に対する環境事業団の低利融資 大規模災害発生時の第一次情報収集体制の強化と首相等への情報連絡体制の整備に関する当面の措置を閣議決定 FEMAへ政府調査団出発(～2/26)	緊急事業20カ所が選択され、順次恒久対策に着手	死者5420人(兵庫5401人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人 参院本会議で復興法を可決 参院災害対策特別委員会で趣旨説明、質疑及び採決

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のおごき	被害状況・その他
2.22 (水)			参院本会議で復興法など特別立法が可決、成立
2.23 (木)	アスベスト飛散防止対策を通知 高齢者、障害者向け地域型仮設住宅の整備を発表	第1回「保険医療福祉復興県民会議」開催	死者5424人（兵庫5405人、大阪18人、京都1人）、行方不明2人
2.24 (金)	阪神・淡路復興対策本部の設置を決定 第2回阪神・淡路復興委員会 （特定課題の追加：経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策） 「復興への道標」を全国会議員へ配布 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成等に関する法律案、阪神・淡路大震災災害を受けた地域における被災失業者への公共事業への就労促進に関する特別措置法案、阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債発行の特例等に関する法律案、平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間等の延長等に関する緊急措置法案一を閣議決定	兵庫県95年度予算案94年度補正案発表	死者5426人（兵庫5407人、大阪18人、京都1人）、行方不明2人 衆参両院本会議で財政援助一括法案の趣旨説明、衆院災害対策特別委員会で質疑
2.25 (土)	第1回阪神・淡路復興対策本部会合	応急仮設住宅第5次発注 （4,550戸：うち高齢者・身障者向け地域型応急仮設住宅1,207戸含む） 道路交通法に基づく交通規制による復興物資輸送ルートの指定に変更	衆院予算委員会で平成6年度第二次補正予算、平成7年度予算案可決 阪神高速7号北神戸線復旧
2.26 (日)	合同慰霊祭に首相代理として出席のため小里大臣（西宮市）、井出厚生大臣（芦屋市）来県		死者5431人（兵庫5412人、大阪18人、京都1人）、行方不明2人 合同慰霊祭（西宮市・芦屋市）皇太子ご夫妻、慰霊祭出席
2.27 (月)	第9回現地連絡会議開催		死者5438人（兵庫5419人、大阪18人、京都1人）、行方不明2人 衆院本会議で平成6年度第二次補正、平成4年度予算案可決。財政法案援助一括法案可決
2.28 (火)	湯浅自治事務次官来県 第3回阪神・淡路復興委員会（被災地初会合；兵庫県公館） 第一次提言発表 ①復興計画の策定 ②復興住宅の供給 ③がれき等の処理		参院本会議で両予算案、財政援助一括法案可決、成立 平成6年度第二次補正予算成立
2月			家屋倒壊等復旧困難地域を除き仮復旧完了
3.1 (水)	応急仮設住宅建設推進連絡会議開催		死者5441人（兵庫5422人、大阪18人、京都1人）、行方不明2人 阪急甲陽線「夙川－甲陽園」運転再開

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
3. 2 (木)			死者5452人(兵庫5433人、大阪18人、京都1人)、行方不明2人
3. 3 (金)		応急仮設住宅第6次発注 (2,355戸：うち輸入住宅4か国9社分含む)	死者5462人(兵庫5441人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人
3. 4 (土)	五十嵐官房長官来県	県防災会議開催、地域防災計画の改訂方針について協議、合意	死者5466人(兵庫5445人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人
3. 5 (日)	合同慰霊祭(神戸市・尼崎市・宝塚市)に出席のため村山総理大臣・園田官房副長官・武村大蔵大臣・河野外務大臣・橋本通産大臣・小澤国土庁長官・井出厚生大臣・小里地震対策担当大臣ら来県		死者5466人(兵庫5445人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人 合同慰霊祭(神戸市・尼崎市・宝塚市)
3. 6 (月)		地すべり等危険個所において降雨、余震による影響を調査	
3. 7 (火)	第2回阪神・淡路復興対策本部会合物価担当官会議 確定申告の期限の取り扱い特例措置税制上の対応として、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応、被災地における生活・事業活動の復旧等への対応などを方針決定		阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申し立ての手数料の特例に関する法律成立 全国社会福祉協議会がボランティア支援基金を設置
3. 8 (水)	阪神・淡路大震災復興資金への対応を方針決定 被災者の食事単価引き上げを確認		
3. 9 (木)		「住宅復興3か年計画(案)」及び「(財)阪神・淡路復興基金」設置を発表	死者5469人(兵庫5448人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人
3.10 (金)	第4回阪神・淡路復興委員会第2次提言発表 ①まちづくりの当面の方策 ②神戸港の早期復興を提言 (特定課題の追加：健康・医療・福祉の社会サービスの正常化への移行) 消防庁が地震防災予防対策検討会 農林水産省が農林産業関係の被害900億円と発表	平成6年度2月補正予算議決(震災予算は、追加補正分を合わせ2,925億1100万円) 平成7年度当初予算議決(震災対策予算は4,388億5000万円) 平成7年度当初予算の追加補正議会提出	死者5472人(兵庫5451人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人 JR「新長田仮設駅」完成、営業再開
3.11 (土)	野中自治大臣来県	第2回「都市再生戦略策定懇話会」開催 (阪神・淡路震災復興戦略ビジョンをとりまとめる)	阪急伊丹線「塚口-伊丹」運転再開
3.12 (日)			死者5476人(兵庫5455人、大阪20人、京都1人)、行方不明2人
3.13 (月)			義援金の第2次配分決定 阪急神戸線「御影-三宮」運転再開

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
3.14 (火)	阪神・淡路大震災に伴う法人破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案を閣議決定 老人保健法に基づく健康診断の自己負担額について全面免除決定を通知	平成7年度当初予算の追加補正議決（一般会計で4,234億円、特別会計で32億円で全額震災関連経費）	死者5480人（兵庫5459人、大阪20人、京都1人）、行方不明2人 神戸市都市計画審議会、都市計画法可決
3.15 (水)		阪神・淡路大震災復興本部を設置（12部制） （既存の組織の枠組みを超えて、震災復興事業をより協力的に推進するための総合的な推進体制） 緊急対策本部と兵庫県南部震災復興本部を廃止 災害対策総合本部を災害対策本部に改組	宝塚・西宮・芦屋各市及び北淡町で都市計画審議会が開催され都市計画法を可決
3.16 (木)	第10回現地連絡会議開催（今後の都市計画・自衛隊の派遣期間等について） 小里地震対策担当大臣来県 「阪神・淡路大震災被災者の方々と語る会」に出席	兵庫県都市計画審議会、都市計画法可決	神戸市営地下鉄「三宮駅」「新長田駅」、営業再開
3.17 (金)	第10回緊急対策本部会合 被災建築物建て替えて容積率の弾力的運用を通知	4市1町の都市計画法が都市計画法決定、県公報で告示 第2回「保健医療福祉復興県民会議」開催	死者5490人（兵庫5469人、大阪20人、京都1人）、行方不明2人
3.22 (水)		「産業復興会議」第2回会合	死者5493人（兵庫5472人、大阪20人、京都1人）、行方不明2人 参院本会議で平成7年度予算が成立
3.23 (木)	第5回阪神・淡路復興委員会 第3次提言発表 ①経済復興と雇用確保 ②健康・医療・福祉の社会サービスの正常化への移行		
3.25 (土)	与謝野文部大臣来県		
3.26 (日)			死者5497人（兵庫5476人、大阪20人、京都1人）、行方不明2人
3.27 (月)		応急仮設住宅第7次発注 （2,310戸：うち高齢者・身障者向け地域型応急仮設住宅297戸含む）	
3.28 (火)	防災問題懇話会（首相の私的諮問機関）を設置		死者5498人（兵庫5477人、大阪20人、京都1人）、行方不明2人
3.29 (水)	小里地震対策担当大臣現地視察（ホートライントがれき仮置場・仮設住宅・布施畑がれき処分場）		
3.30 (木)		都市再生戦略策定懇談会 「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を県知事に提言	

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
3.31 (金)		応急仮設住宅3万戸完成(30,186戸)	神戸電鉄有馬線「有馬口-有馬温泉」 運転再開 阪神電鉄「西灘-岩屋」運転再開 神戸市営地下鉄「上沢駅」営業再開
4. 1 (土)		(財)阪神・淡路大震災復興基金設立 規制時間短縮等復興物資輸送ルート等 の一部見直し 民間宅地擁壁の復旧事業を災害関連緊 急急傾斜地破壊対策事業及び災害関連 緊急砂防事業で実施を決定	死者5500人(兵庫5478人、大阪21人、 京都1人)、行方不明2人 JR東海道本線「住吉-灘」運転再開 (これによりJR東海道本線全線復旧)
4. 4 (火)	第11回現地連絡会議開催 現地対策本部、解散		
4. 7 (金)			阪急神戸本線「岡本-御影」運転再開
4. 8 (日)			JR東海道・山陽新幹線「新大阪-姫路」 運転再開(JR線、全面復旧)
4. 9 (月)		六甲山系の土石流危険渓流において降 雨、余震による影響を調査	
4.11 (火)			大阪ガス、倒壊家屋等を除き復旧完了 (復旧工事 最大時で9,700人体制)
4.17 (月)			水道復旧完了
4.20 (木)			名神高速道路が応急復旧(一部対面2 車線)
4月下旬			下水道仮復旧完了
4.25 (火)		関係機関及び関係市町と2次災害防止 のために警戒避難体制を図ることを目 的として「総合土砂災害対策推進連絡 会」が発足	
4.27 (木)	自衛隊全面撤退		
4.28 (金)		「阪神・淡路震災復興計画-基本構想 -」の策定	
4.29 (土)		日曜、休日の規制解除等復興物資輸送 ルート等の交通規制の見直し	
5. 8 (月)		瓦礫搬送ルートの指定及び交通規制の 実施	
5.11 (木)		「阪神・淡路震災復興計画策定調査委 員会」(委員長:三木信 神戸大学商 科大学学長)を発足	
5.12 (金)			六甲ライナー一部運転再開

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
5.19 (金)	平成7年度第1次補正予算案成立(震災関連予算1兆4,293億円)		
5.22 (月)			ポートライナー一部運転再開
6.1 (木)			阪急神戸線「岡本-御影」運転再開 神戸高速鉄道東西線「花隈-三宮」運転再開
6.2 (金)		民間宅地擁壁復旧パイロットの4カ所が採択	
6.5 (月)		有識者で構成される「兵庫県震災土砂災害警戒避難基準検討会」から土砂災害に対する警戒避難基準を提言	
6.12 (月)			阪急電鉄神戸線「西宮北口-夙川」運転再開(阪急電鉄、全線復旧)
6月中旬		「総合土砂災害対策推進連絡会」で土砂災害危険箇所及び避難場所を縮尺5千分の1に示した図面等を作成し、関係住民に配布	
6.16 (金)			山陽電鉄本線「須磨浦公園-滝の茶屋」運転再開
6.18 (日)			山陽電鉄本線「板宿-西代」運転再開(山陽電鉄、全面復旧) 神戸高速鉄道東西線「西代-高速長田」運転再開
6.22 (木)			神戸高速鉄道南北線「新開地-湊川」運転再開 神戸電鉄有馬線「長田-湊川」運転再開(神戸電鉄、全線復旧)
6.23 (金)		防災会議開催、兵庫県地域防災計画改訂の基本事項について決定	
6.26 (月)			阪神電鉄本線「御影-西灘」運転再開(阪神電鉄、全面復旧)
6.29 (木)		「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会」が「復興計画への提言」を知事に提出	
7.1 (土)			阪神高速5号湾岸線応急復旧(一部対面2車線)
7.10 (月)			定期航路の復旧(44航路中28航路)
7.17 (月)		平成7年度6月補正予算議決(震災対策予算は1兆3,118億66百万円)	
7.20 (木)			六甲ライナー「アイランド北口-魚崎」運転再開

震災からこれまでの主な出来事

	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
7.21 (金)			中国自動車道復旧
7.29 (土)			名神高速道路復旧
7.31 (月)		「阪神・淡路震災復興計画」(ひょうごフェニックス計画)の策定	ポトライナー「中公園ー三宮」運転再開 (神戸新交通「ポトライナー」全面復旧)
8. 7 (月)		道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の一部見直し(湾岸線、六甲アイランド北まで規制区間延長、規制時間の短縮)	
8.11 (金)		応急仮設住宅48,300戸、すべて完成	
8.13 (日)			神戸高速鉄道東西線「新開地ー高速長田」運転再開(神戸高速鉄道、全線復旧。(大開駅は通過))
8.23 (水)			六甲ライナー「魚崎ー住吉」運転再開 (神戸新交通「六甲ライナー」全面復旧)
9. 1 (金)			阪神高速5号湾岸線復旧
10. 9 (月)		平成7年度9月補正予算議決(震災対策予算849億53百万円)	
10.18 (水)	平成7年度第2次補正予算案成立(震災関連予算7,782億円)		
10.30 (月)	阪神・淡路復興委員会が、2月26日総理大臣詰問に対する意見及び提言を取りまとめ、最終報告する。		
11.16 (木)		「緊急インフラ整備3か年計画」を公表	
11.28 (火)			国道171号門戸高架橋開通
12. 5 (火)		平成7年度11月補正予算議決(震災対策予算1,765億69百万円)	
12. 8 (金)		民間宅地擁壁の復旧事業で災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業178ヵ所、災害関連緊急砂防事業で13ヵ所を要望し、全箇所採択され順次着工	
12.27 (水)			震災死追加認定により死者6308人(兵庫6279人、大阪28人、京都1人)行方不明2人となる。

震災からこれまでの主な出来事

H. 8	国のうごき	兵庫県のうごき	被害状況・その他
1. 8 (月)		道路交通法に基づく復興物資輸送ルート等の見直し（国道43号等規制区間の短縮、阪神高速3号神戸線等規制免除）	
1.17 (水)			神戸高速鉄道「大開駅」営業再開
2.19 (月)			国道2号岩屋高架橋復旧 阪神高速3号神戸線京橋～摩耶間復旧
3. 8 (金)		平成7年2月補正予算議決	
3.28 (木)		防災会議開催、兵庫県地域防災計画改定案のとりまとめ	
5. 2 (水)			国道2号浜手バイパス復旧（上下線とも1車線ずつ）
7. 4 (木)			国道2号全線復旧 神戸大橋全線復旧
7.17 (水)			阪神高速3号神戸線柳原～京橋間復旧
8.10 (土)			阪神高速3号神戸線摩耶～深江間復旧
8.15 (水)		兵庫県地域防災計画改定案の内閣総理大臣への協議完了	
8.24 (土)			ハーバーハイウェイ復旧
8.31 (土)			阪神高速3号神戸線月見山～柳原間復旧
9.30 (月)			阪神高速3号神戸線深江～武庫川間復旧（阪神高速3号神戸線、全線復旧）